

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 4月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費 三井トラスト・パナソニック ファイナンス (コピー機 機 リース料)	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr></table> <p>案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



通常貯金 (兼お借入明細)

5



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01				01▶
<02				02▶
<03				03▶
<04				04▶
<05				05▶
<06				06▶
<07				07▶
<08				08▶
<09				09▶
<10				10▶
<11				11▶
<12				12▶

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13				3▶
<14				4▶
<15				5▶
<16				6▶
<17				7▶
<18				8▶
<19				9▶
<20				0▶
<21				1▶
<22				2▶
<23				3▶
<24	2-04-03	(S M T パナ)	割賦 7,344	4▶

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。



○ 通帳を A T M (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜りたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお取引のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

5001597793

品名	台数	備考
パソコン	1	左記他商品

63612
株式会社ジャストリンク

期間	自 2015年 7月 24日 至 2021年 7月 23日 7.2 ヶ月
料金	月間リース料 6,800円 消費税額等 544円 合 計 7,344円
支払	第1回目支払日 2015年 9月 3日 第2回目支払日 2015年 9月 3日 第3回目以降 毎月 3日
支払方法	自動振替
前払	前払リース料 0円 消費税額等 0円 合 計 0円
最終	※月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税等には利息は付しません。

イソフノトウヒヨウゴ「ケンキ」
カイキ「インタ」

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

1159	6800	544	4319	2	6800	544
2159	6800	544	4419	3	6800	544
31510	6800	544	4519	4	6800	544
41511	6800	544	4619	5	6800	544
51512	6800	544	4719	6	6800	544
6161	6800	544	4819	7	6800	544
7162	6800	544	4919	8	6800	544
8163	6800	544	5019	9	6800	544
9164	6800	544	5119	10	6800	544
10165	6800	544	5219	11	6800	544
11166	6800	544	5319	12	6800	544
12167	6800	544	5420	1	6800	544
13168	6800	544	5520	2	6800	544
14169	6800	544	5620	3	6800	544
151610	6800	544	5720	4	6800	544
161611	6800	544	5820	5	6800	544
171612	6800	544	5920	6	6800	544
18171	6800	544	6020	7	6800	544
19172	6800	544	6120	8	6800	544
20173	6800	544	6220	9	6800	544
21174	6800	544	6320	10	6800	544
22175	6800	544	6420	11	6800	544
23176	6800	544	6520	12	6800	544
24177	6800	544	6621	1	6800	544
25178	6800	544	6721	2	6800	544
26179	6800	544	6821	3	6800	544
271710	6800	544	6921	4	6800	544
281711	6800	544	7021	5	6800	544
291712	6800	544	7121	6	6800	544
30181	6800	544	7221	7	6800	544
31182	6800	544	**合前**		489600	39168
32183	6800	544				
33184	6800	544				
34185	6800	544				
35186	6800	544				
36187	6800	544				
37188	6800	544				
38189	6800	544				
391810	6800	544				
401811	6800	544				
411812	6800	544				
42191	6800	544				

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。
※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMT/パナ」と表示されますので、ご了承ください。



収入印紙(200円)を貼付け願います。

継協定書(免責的)

日付は、未記入でお願いします

被承継人(甲) (所在地) 兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目10-1
 (会社名) 維新の党兵庫県議会議員団
 (代表者名) 幹事長 徳安淳子



承継人(乙) (所在地) 兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目10-1
 (会社名) 維新の会兵庫県議会議員団
 (代表者名) 幹事長 掘井健智



連帯保証人 (住所) (氏名)

連帯保証人 (住所) (氏名)

賃貸人(丙) (所在地) (会社名) (代表者名)
 『賃貸人』は弊社です。
 未記入のままご返送願います。

上記の者は、甲と丙とが締結した下記「契約要旨一覧表」(以下「一覧表」という)のリース契約の表示欄記載のリース契約(以下「リース契約」という)に関し、下記の通り権利義務承継協定を締結します。この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙が各1通を保有します。

契約要旨一覧表

記

リース契約の表示	承 継 後 の 契 約 内 容		
契 約 日	1ヶ月当りのリース料	リ ー ス 期 間	リース物件 物件設置場所
契 約 番 号	消 費 税 等 額	支 払 期 日 ・ 支 払 日	
再リース表示欄	計		物件設置場所の住所をご記入下さい
2015年7月24日	6,800円	2021年7月23日まで	複合機 兵庫県神戸市中央区下山手通 5丁目10-1
No. 5017717930100	544円	年 月 日から	
	7,344円	年 月 日まで 毎月 日	
年 月 日	円	年 月 日まで	
No	円	年 月 日から	
	円	年 月 日まで 毎月 日	
年 月 日	円	年 月 日まで	
No	円	年 月 日から	
	円	年 月 日まで 毎月 日	
年 月 日	円	年 月 日まで	
No	円	年 月 日から	
	円	年 月 日まで 毎月 日	
承 継 日	年 月 日	特記事項	
リース料等支払方法			

※再リース契約については、再リース表示欄に*印を記載し、また表中の「1ヶ月当りのリース料」は「再リース料」に読み替えます。

権利義務承継協定書

年 月 日

日付は未記入のまま
ご返送下さい

15号文書
200

収入印紙(200円)

被承継人(甲) (会社名)
(代表者名)

(所在地) 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
維新の党兵庫県議会議員団 様
役職名 と 代表者名 をご記入下さい。

維新の党兵庫県
議会議員団様
法人代表印

承継人(乙) (会社名)
(代表者名)

(所在地) 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
維新の会兵庫県議会議員団 様
役職名 と 代表者名 をご記入下さい。

維新の会兵庫県
議会議員団様
法人代表印

連帯保証人 (住 所)
(氏 名)

印

連帯保証人 (住 所)
(氏 名)

印

賃貸人(丙) (会社名)
(代表者名)

弊社です。
未記入のままご返送願います。

印

上記の者は、甲、丙間において締結された下記「契約要旨一覧表」(以下「一覧表」という)のリース契約(以下「リース契約」という)に関し、下記の通り権利義務承継協定を締結します。この協定締結の証として本書を3通作成し、甲、乙、丙が各1通を保有します。

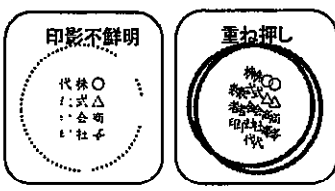
記

契約要旨一覧表

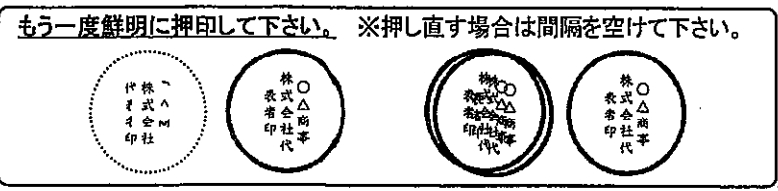
リース契約の表示		承継後の契約内容		
契約日	1ヶ月当りのリース料	リース期間		リース物件
契約番号	消費税額等	支払期間・支払日	物件設置場所	
再リース表示欄	計			
年月日	円	年月日まで 年月日から		
NO.	円	年月まで毎月 日		
年・月・日	円	年月日まで 年月日から		
NO.	円	年月まで毎月 日		
年月日	円	年月日まで 年月日から		
NO.	円	年月まで毎月 日		
年月日	円	年月日まで 年月日から		
NO.	円	年月まで毎月 日		

物件設置場所の住所を
ご記入ください

◆各種印鑑の捺印が『不鮮明』であるものや、『重なり印』であるものは
手続が出来かねます。再度『鮮明な印』の取得をお願いします。



再度押印
して下さい



もう一度鮮明に押印して下さい。 ※押し直す場合は間隔を空けて下さい。

記入見本

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

① お客様用

※お申し込みの際は、太枠内の必要事項をボールペンで強くご記入ください。
 ※下記ご預(貯)金口座は、預(貯)金通帳をご確認のうえ、正確にご記入ください。

② 記入年月日

20 年 月 日

承継人様のご住所・社名・役職名・代表者名・電話番号をご記入下さい。

〒5140-0001 大阪府大阪市中央区城見1丁目3-7 松下IMPビル23階

大阪府大阪市中央区城見1丁目3-7 松下IMPビル23階

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 山田 一郎

市外局番 (06)

7711 - 9553

いずれかを○で囲んで下さい

どちらかを○で囲んで下さい

どちらかを○で囲んで下さい

2枚目に2ヶ所鮮明に押印下さい

ゆうちょ銀行以外の場合

ゆうちょ銀行の場合

承継人様の社名・役職名・代表者名・フリガナをご記入下さい。

銀行コード 支店番号 預金種目 口座番号

1 6 6 3 4 1 0

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

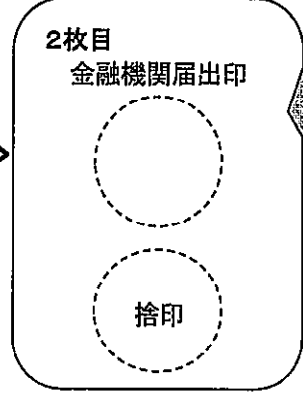
代表取締役 山田 一郎

2枚目に金融機関お届印を鮮明に押印下さい

フリガナを必ずご記入下さい。
 役職名(社名)フリガナを()等省略されますと金融機関受付不可になりますので、ご注意ください。

2枚目の「金融機関届印」「捨印」の2箇所へしっかり押印して下さい。(2箇所とも同じ金融機関届印)

「捨印」は万が一記入内容に誤りがあった場合、訂正する際の訂正印に代わります。
 ※一部対応不可の金融機関もございますので両箇所とも丁寧に押印して下さい。



ご注意

- ① 太枠内はすべてご記入ください。
- ② 書き損じの場合は二重線と訂正印(金融機関お届印と同じもの)で訂正願います。修正テープ等での訂正は金融機関受付不可となります。
- ③ ご記入いただきました、2・3枚目は三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)宛てにご返送いただき、1枚目はお客様控えとなりますので保管して下さい。
- ④ 口座振替分の預金通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関より「SMTパナ」等々に表示されますのでご承知おき下さい。

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 4月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費 広報広聴費 ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
2	ホームページ更新費	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁3号館3F維新の会控室
維新の会兵庫県議会議員団
門隆志 様



〒530-0011
大阪市北区大深町4番20号
グランフロント大阪タワーA35階

請求書

2020年03月10日発行
請求書番号: 21350983
会員ID: [REDACTED]

ご請求金額

¥3,982—

お支払期限: 2020年03月31日

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113200222507	JPドメイン(ne) サービス利用料(2020/03/01-2021/02/28) [ishin-kengidan.hyogo.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み

小計 3,982
(内消費税額 10% 362)
繰越額 0
合計 3,982

お振込先

口座名義 さくらインターネット株式会社

※ 恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います。
※ 請求書払いをご選択の方へ、払込取扱表を添付した請求書(書面)を郵送しております。

備考

- 重複したお支払いにご注意ください。

お申し込みさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0418221916

令和 2年 4月 18日 22:44現在

振込先

振込先

受取人名

物ライナーネット(カ)

出金口座

出金口座

振込依頼人

インカ化ヨウケキカ体インダカトカ

電話番号

0797-80-8430

振込金額

合計引落金額

3,982円

振込金額

3,982円

手数料

0円

依頼日
(資金引落日)

R 2. 4.18 (土)

振込日

R 2. 4.18 (土)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 4月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
3	NTT ファイナンス (会派 FAX代)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 353 1273 434">共通案分率</td><td data-bbox="1289 353 1375 434">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 443 1279 524">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 443 1375 524">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 533 1375 981">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								



▼ 請求書関連照会 ▶ 支払証明書申込受付 ▶ 各種設定 ログアウト

4月 ご利用料金のお知らせ ご利用料金内訳 ご利用料金内訳(詳細版)

ご利用料金内訳(詳細版) PDFダウンロード CSVダウンロード

令和 2年 4月分 料金お問合せ先 0120-747488 (無料)

お客様番号 (078)362-5517

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆3月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,750	合算	1月21日～ 2月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	62	合算	1月21日～ 2月20日。なお前月分は52円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	270		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(270)		合算表示の料金を合計した2,704円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,974		
◆4月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,750	合算	2月21日～ 3月20日
Myビリング割引額	-110	合算	Myビリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	47	合算	2月21日～ 3月20日。なお前月分は62円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	268		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(268)		合算表示の料金を合計した2,689円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,957		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	160	合算	1月21日～ 3月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	16		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(16)		

			合算表示の料金を合計した160円に10%を乗じて算出しています。
(小 計)	176		
(合 計)	3,133		
(総 合 計)	6,107		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関による番号単価の変更にあわせて見直します。
 ■ユニバーサルサービス制度について詳しくはこちらをご覧ください。

※「Myビリング」ご契約前のご利用料金については、照会できません。ご契約前のご利用料金をお知りになりたい場合は、「料金に関するお問い合わせ」で承っております。
 ■料金に関するお問い合わせはこちら

4 ▼ 月

- [ご利用料金のお知らせ](#)
- [ご利用料金内訳](#)
- [ご利用料金内訳\(詳細版\)](#)

↑ 通常貯金 (兼お借入明細) 6  ↑

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
△01					01▷
△02	2-04-20	(N T T)		電話 6,107 (3)	02▷
△03					03▷
△04					04▷
△05					05▷
△06					06▷
△07					07▷
△08					08▷
△09					09▷
△10					10▷
△11					11▷
△12					12▷

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
△13					13▷
△14					14▷
△15					15▷
△16					16▷
△17					17▷
△18					18▷
△19					19▷
△20					20▷
△21					21▷
△22					22▷
△23					23▷
△24					24▷

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
 ○ 通帳を ATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 4月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費		
4	アスクル (ファイル等)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 144268# 00001/00001 58112988 U AB



00229219 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額 **7,838円**

うち消費税等 (712円)

対象期間	2020/03/01 ~ 2020/03/31
当月お買い上げ金額	7,838円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2020年04月27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
お引落	イソノカ化研コ*ケンギ*カキ*インダ*ン

上記ご指定の口座よりお引落としさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
03/07 50651938					
121-6688 パイプ式ファイルベーシックカラー-A4タテとじ厚100mmグレ	1	7,057	7,057		10.0 *
596-223 スタンダードクリアホルダー 1パック (100枚入)	1	781	781		10.0
		小計	7,838	維新の会様ご発注分	

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
(0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support>
までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小計	うち消費税等
課税(10.0%)	7,838	0	0	7,838	712
合計	7,838	0	0	7,838	712

グリーン商品お買い上げ実績

	全体	グリーン商品
購入額(税込)	7,838	7,057

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶ **ブルー** ステージです。 (2020年03月01日~2020年08月末日)

前回までのポイント	獲得ポイント	賞品交換ポイント	期限切れポイント	ご利用可能ポイント	月別期限切れポイント
					3月末日 0
					4月末日 0
					5月末日 0

お知らせ

<お買い上げ累計金額(税抜き)>: 7,126円 (累計金額の対象期間: 2020年03月01日~2020年08月末日)
累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
賞品ラインナップなど、詳しくは <http://www.askul.co.jp/sweet/> をご覧ください。

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を超える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

テープ、段ボール、ストレッチフィルムなど全48商品! 毎回注文する手間なし! ご登録住所以外にもお届け可能!

**梱包作業用品
定期配送
サービス**

いつも使う
消耗材を
便利で
お得に!

お届けサイクルを選べる!
選んだお届けサイクルの変更も簡単!

サービス詳細、
お申込みは
Web専用ページから!

くわしくは www.askul.co.jp
アスクルWebサイトで

梱包材定期便 🔍 検索

**仕事の荷物を
ひとまとめ!**
A4ノートPCも
すっぽり収納!
オフィス内の
書類持ち運びに
便利なトート!

お申込番号 **J473888**

ソニック
キャビネットバッグ A4ノートPC対応
A4ワイド グレー 1セット(10個)
1個あたり
税抜き

前面に便利な
大中小の
ポケット付

(税込¥2,178)

商品詳細は
お問い合わせください

くわしくは www.askul.co.jp/
アスクルWebサイトで

キャビネットバッグ 🔍 検索

first call

人事総務
担当者様へ

面談対応の手間が $\frac{1}{3}$ 以下に削減!

オンラインで産業医面談

400
受付以上の
受付時間
(2019年10月現在)

アスクルから申し込めど **チャット型医療相談 初月無料**

くわしくはアスクルWebサイトで www.askul.co.jp/ **オンライン産業医** 🔍 検索

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 4月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費	
5	キャストリング (エビ-4チャージ料)	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 5月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目								
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費 三井トラスト・パナソニックファイナンス (コピー機リース料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1077 371 1281 454">共通案分率</td><td data-bbox="1287 371 1390 454">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 463 1281 546">それ以外の案分</td><td data-bbox="1287 463 1390 546">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1077 555 1390 1003">案分の説明</td></tr></table> <table border="1"><tr><td data-bbox="1077 645 1109 728">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率
共通案分率	50% 25%								
それ以外の案分	100%								
案分の説明									
案分率									
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>									



通常貯金 (兼お借入明細)

6



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01				01▷
<02				02▷
<03				03▷
<04				04▷
<05				05▷
<06	2-05-07	(SMTパナ)	割賦 7,344	① 06▷
<07				07▷
<08				08▷
<09				09▷
<10				10▷
<11				11▷
<12				12▷
<13				13▷
<14				14▷
<15				15▷
<16				16▷
<17				17▷
<18				18▷
<19				19▷
<20				20▷
<21				21▷
<22				22▷
<23				23▷
<24				24▷

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳を A T M (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。
 万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。
 敬 具

5001597793			
品名	台数	備	考
ワコウキ	1	左記他	商品

63612
 株式会社ジャストリンク

契約期間	自 2015年 7月 24日 至 2021年 7月 23日 72 ヶ月
料金等	月間リース料 6,800円 消費税額等 544円 合 計 7,344円 第1回目支払日 2015年 9月 3日 第2回目支払日 2015年 9月 3日 第3回目以降 毎月 3日 お支払方法 自動振替
	前払リース料 0円 消費税額等 0円 合 計 0円 最終 7ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。
 イシラフトウヒヨウコウケンキ
 カイキインタツ

1	15	9	6800	544	4319	2	6800	544
2	15	9	6800	544	4419	3	6800	544
3	15	10	6800	544	4519	4	6800	544
4	15	10	6800	544	4619	5	6800	544
5	15	12	6800	544	4719	6	6800	544
6	16	1	6800	544	4819	7	6800	544
7	16	2	6800	544	4919	8	6800	544
8	16	3	6800	544	5019	9	6800	544
9	16	4	6800	544	5119	10	6800	544
10	16	5	6800	544	5219	11	6800	544
11	16	6	6800	544	5319	12	6800	544
12	16	7	6800	544	5420	1	6800	544
13	16	8	6800	544	5520	2	6800	544
14	16	9	6800	544	5620	3	6800	544
15	16	10	6800	544	5720	4	6800	544
16	16	11	6800	544	5820	5	6800	544
17	16	12	6800	544	5920	6	6800	544
18	17	1	6800	544	6020	7	6800	544
19	17	2	6800	544	6120	8	6800	544
20	17	3	6800	544	6220	9	6800	544
21	17	4	6800	544	6320	10	6800	544
22	17	5	6800	544	6420	11	6800	544
23	17	6	6800	544	6520	12	6800	544
24	17	7	6800	544	6621	1	6800	544
25	17	8	6800	544	6721	2	6800	544
26	17	9	6800	544	6821	3	6800	544
27	17	10	6800	544	6921	4	6800	544
28	17	11	6800	544	7021	5	6800	544
29	17	12	6800	544	7121	6	6800	544
30	18	1	6800	544	7221	7	6800	544
31	18	2	6800	544	**合計**	489600	39168	
32	18	3	6800	544				
33	18	4	6800	544				
34	18	5	6800	544				
35	18	6	6800	544				
36	18	7	6800	544				
37	18	8	6800	544				
38	18	9	6800	544				
39	18	10	6800	544				
40	18	11	6800	544				
41	18	12	6800	544				
42	19	1	6800	544				

※個人情報保護のため、一部***表示しております。
 (注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。
 ※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されますので、ご了承ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 5月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費	
2	NTTファイナンス (会派プロバイダー料) (4月分)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途	
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである	

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020042101047171947



06807

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 4月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -1-1-1 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111007 06807 06748 00 J
61-000000 1-0 20040301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年 4月ご請求分	5,940円	2020年 4月30日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

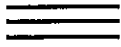
↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 3月 1日~ 3月31日	合算
	-1,100	光はじめ割 3月 1日~ 3月31日	合算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号 N:194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計			
5,940	5,940	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話：0120-116116へ (無料) / 故障：0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--



普通預金 (兼お借入明細)

3

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残 高(円)
1					76,707,710
2					
3					
4					
5	2--5--7	振替	*5,940	PE NTTファイブ(4月分)②	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 5月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費	
3	NTTファイナンス (会派プロバイダー料) (5月分)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020052101039477437



00769



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 5月18日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111005 00769 00756 00 J
61-000000 1 0 20050301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年 5月ご請求分	5,940円	2020年 6月 1日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	-1,100	光はじめ割 4月 1日～ 4月30日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計			
5,940	5,940	合計	
<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。			

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 5月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
4	労働者派遣契約料(4月分)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1077 369 1284 459">共通案分率</td><td data-bbox="1284 369 1380 459">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 459 1284 548">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 459 1380 548">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1077 548 1380 996">案分の説明</td></tr></table> <p style="text-align: center;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

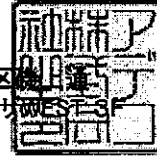
〒 650-8567
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員
 団控室
 維新の会 兵庫県議会議員団
 兵庫県議会議員団

請求書

発行日 2020/05/08
 請求No. 7322710
 発行No. 9

アデコ株式会社

神戸支社
 兵庫県神戸市中央区
 7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

5/22

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ￥115,500

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.04.01 ~ 2020.04.30 時間内 [Redacted]	50H 00M	2100	105,000

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2020年05月31日

お振込先 [Redacted]

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	105,000
消費税(10%)	10,500
立替金等	
合計金額	115,500

労働者派遣基本契約書

維新の会 兵庫県議会議員団（以下「甲」という）とアデコ株式会社（以下「乙」という）とは、乙がその雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という）に基づき、甲に派遣するにあたり、次のとおり労働者派遣基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総則）

1. 本契約は、乙が労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という）を甲に派遣するための基本的条件を定めたものであり、次条の規定に基づき締結する個別の労働者派遣個別契約（紹介予定派遣を含む。以下、総称して「個別契約」という）に適用されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約及び個別契約を履行するにあたり、労働者派遣法、その他関係諸法令、派遣先が講ずべき措置に関する指針及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等を遵守するとともに、派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保に努めるものとする。

第2条（個別契約）

甲及び乙は、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、甲乙が合意した細目を記載した個別契約書を締結する。個別契約で本契約と齟齬がある場合には、個別契約に特段の定めがある場合を除いて、本契約の定めが個別契約に優先する。

第3条（料金）

1. 甲は、個別契約に基づく派遣業務（以下「業務」という）の対価として、乙に対し派遣料金を支払うものとする。派遣料金は業務の内容及び技量によりその都度個別契約により定めるものとする。なお、派遣労働者の就業が時間外労働、深夜労働、休日労働に及ぶ場合において、個別契約に割増料金の定めがある場合は当該定めに従って算出される割増料金を、又は個別契約に定めがない場合は労働基準法に基づき算定される割増料金を、乙は甲に請求することができるものとする。
2. 本契約又は個別契約の締結後であっても、本条第1項に記載する割増料金、乙が派遣労働者のために負担する健康保険、厚生年金、雇用保険、教育費用、福利厚生費用その他雇用主として法令に基づきその負担が義務付けられるものについて、新たな項目の追加、変更、支払金額又は支払金額の計算方法に変更が生じた場合は、乙は当該追加又は変更に相当する金額を甲に請求することができるものとする。
3. 甲の従業員の労働争議、その他甲の責に帰すべき事由により派遣労働者を業務に従事させることができない場合は、甲は乙に対し、派遣労働者による業務は行われたものとして個別契約に基づく派遣料金を支払うものとする。
4. 甲は、当月分の派遣料金の総額を翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日までに振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（派遣労働者の交替）

1. 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法に従わない場合、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低い場合のいずれかであって、かつ労働者派遣の目的を達し得ない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善を要請することができる。当該要請にもかかわらず改善が見込まれない場合には、甲は乙に対し派遣労働者の交替を要請することができる。
2. 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、又は派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。
3. 派遣労働者の傷病その他やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知して、派遣労働者を交替させることができる。

第5条（紹介予定派遣）

1. 紹介予定派遣にかかる個別契約に基づき、乙が派遣労働者を甲に紹介し、雇用契約が成立した場合には、甲は、乙に対して紹介手数料を支払うものとし、紹介手数料及び支払い方法等については、甲乙協議のうえ、別途覚書を締結するものとする。なお、甲と派遣労働者との間で雇用契約が成立した後においては、当該派遣労働者の退職等理由の如何を問わず、甲は乙に対して紹介手数料の減額、返還を請求できないものとする。
2. 甲が、甲の都合により、紹介予定派遣にかかる個別契約を期間満了前に終了させる場合、乙は甲に対し当該個別契約期間満了時までの派遣料金を請求することができるものとする。

第6条（雇用の禁止）

1. 甲は、個別契約期間中において、派遣労働者を甲又は甲の関連会社等に雇用する旨の勧誘又は雇用してはならないものとする。ただし、本条第2項に定める手続に基づく場合はこの限りでない。
2. 甲又は甲の関連会社が、個別契約期間中に派遣労働者を雇用することを希望する場合、又は個別契約期間中において当該個別契約終了後に雇用することを希望する場合には、予め乙の承諾を得るものとし、甲乙及び派遣労働者の三者合意の下、当該個別契約を終了させるとともに、当該派遣労働者に関する職業紹介の手続を取り、甲は乙に紹介手数料を支払うものとする。

3. 前項により個別契約が期間満了前に終了した場合には、乙は甲に対し、当該個別契約期間満了時までの派遣料金を請求することができるものとする。

第7条 (個別契約期間中の中途解除等)

1. 甲は、甲の責に帰すべき事由により、個別契約の期間満了前に個別契約の解除を行おうとする場合には、乙の同意を得ることはもとより、労働者派遣法及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の規定に従い派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、個別契約を更新せず終了させる場合には、乙に対し少なくとも当該個別契約の期間満了日の30日前までにその旨の予告を行うものとする。当該予告が30日に満たない場合には、甲は、30日前の日から当該予告の日までの日数分の派遣料金を乙に支払う、又は派遣期間の延長をしなくてはならない。なお、個別契約の契約期間が30日に満たない場合にはこの限りではない。

第8条 (損害賠償)

派遣労働者が業務の遂行にあたり、乙又は派遣労働者の故意又は重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は甲に対して、当該事由により直接かつ現実に甲に生じた損害（逸失利益を含まない）を賠償する責任を負う。ただし、派遣労働者に対する指揮命令（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）その他甲の責に帰すべき事由による場合、又は乙の派遣労働者の選任及び監督について法の定める派遣元としての義務を遵守し、かつ派遣元として相当の注意をなしたとしても損害が生じたであろうと認められる場合は、この限りではない。また、甲又は乙の負担すべき損害賠償の額は、いかなる場合も当該個別契約において定められた当該派遣労働者に係る派遣料金の総額（当該個別契約が、その存続期間が満了するまで存続した場合に、当該個別契約に基づき甲が乙に対して支払うべき派遣料金の合計額をいう）を超えないものとする。

第9条 (機密保持)

1. 甲及び乙（以下、本条において「受領者」という）は、本契約に関し相手方（以下「開示者」という）より開示を受けた情報、業務の遂行により知り得た情報、及び成果物等（機密情報が含まれている一切の媒体を含むものとし、以下、総称して「機密情報」という）を、機密として保持するものとし、開示者の事前の書面による同意を得た場合を除き、これらを第三者に開示、漏洩、提供し又は使用させてはならないものとする。
2. 受領者は、機密情報を機密として保持するために必要な措置を講ずるものとし、自己の役員及び従業員に本契約に基づき受領者に課されていると同様の機密保持義務を遵守させるものとする。
3. 受領者は、機密情報について、パスワードの設定、施錠等の適切な管理方法によりアクセス制限措置を講ずるものとする。
4. 受領者は、機密情報への不当なアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が生じ、又は生じたことが疑われた時は、開示者に対して直ちに連絡の上、開示者の合理的な指示に従い対策を講じるものとする。
5. 受領者は、機密情報を本契約以外の目的に利用してはならないものとする。
6. 個別契約の期間が満了し、あるいは本契約が解除された場合、受領者は開示者に対し、速やかに機密情報及びその複製物を引渡し、又は、受領者の責任で破棄する等して、その後一切保持しないものとする。
7. 機密情報が、次のいずれかに該当する場合、本条の規定は、適用されないものとする。
 - (1) 受領者が機密情報を取得したときにおいて、既に公知であったもの。
 - (2) 受領者が機密情報を取得した後、受領者の責に帰すべからざる事由により公知となったもの。
 - (3) 開示につき開示者の事前の書面による承諾のあったもの。
 - (4) 受領者が、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - (5) 本契約に違反することなく、開示の時点で受領者が既に保有していたもの。
 - (6) 相手方の機密情報を利用することなく、受領者が独自に入手又は開発したもの。
8. 本条第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令、金融商品取引所の規則又は裁判所その他の官公庁の決定若しくは命令に基づく義務又は要求に従うために必要な限度で、機密情報を第三者に開示することができる。その場合、受領者は開示者に対し、速やかに（可能な限り事前に）その旨通知するものとする。
9. 開示者は、受領者に対して、合理的な範囲で、受領者の本条の遵守状況やこれに関する内部監査内容等について、報告を求めることができるものとする。この場合、受領者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならないものとする。
10. 本条は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第10条 (個人情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、業務上知り得た相手方の有する、特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）について、「個人情報の保護に関する法律」ほか関連法規及び関係省庁が作成した適用がある個人情報保護に関するガイドライン（以下「個人情報保護関連法令等」という）を誠実に遵守し、個人情報取扱事業者に要求される適正な取扱いを図るものとする。
2. 甲及び乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、個人情報保護関連法令等において許容された場合を除き、当該個人情報を第三者に提供し、又は漏えいさせてはならない。
3. 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
4. 本条は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第11条 (現金、有価証券等の取扱い)

甲は、事前に乙に対して書面により通知した上で、甲の責任及び負担の下、業務遂行上必要な範囲で、派遣労働者に現金、有価証券又はその他高額な商品等の貴重品(以下「現金等」という)の取扱いをさせることができるものとする。なお、これに伴い発生した事故等について、乙は甲及び第三者に対し第8条の規定にかかわらず、現金等の紛失、盗難、滅失、毀損等についての責任を負わないものとする。

第12条 (出張の取扱い)

1. 甲は、事前に乙に書面により通知し、承諾を得た上で、派遣労働者を出張させることができる。この場合、出張旅費、日当その他の費用に関しては、甲の定める規程に基づき甲が直接派遣労働者に精算するものとする。甲に出張に係る定めがない場合又は直接精算しない場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
2. 派遣労働者が出張中は、個別契約に定めた所定労働時間を就業したものとみなす。ただし、派遣労働者の就業が甲の指揮命令により時間外労働、深夜労働、休日労働に及ぶ場合は、当該時間を加えた時間を就業時間とする。

第13条 (業務用車両の利用)

1. 甲は、事前に乙に対して書面により通知した上で、甲の責任及び負担の下、業務遂行上必要な範囲で甲が所有又は使用している車両(以下「業務用車両」という)を派遣労働者に使用させることができる。
2. 甲は、業務用車両について必要十分な保険を付保するものとし、業務用車両の利用に伴い発生した事故等については甲の責任と負担により解決するものとする。なお、当該事故等に関し乙は甲及び第三者に対し第8条の規定にかかわらず、損害賠償の責任を負わないものとする。

第14条 (知的財産権の帰属)

1. 派遣労働者が甲の業務従事中に行った職務発明、職務考案、職務意匠、職務著作(プログラムを含む)、その他の知的財産権は、すべて甲に帰属し、甲の所有とする。
2. 派遣労働者が行った発明が特許法第35条(準用されている実用新案法第11条、意匠法第15条を含む)の職務発明に該当する場合には、甲が特許(実用新案登録・意匠登録を含む)を受ける権利を当然に取得又は承継し、この権利の帰属に伴う派遣労働者への補償金の取扱いも含めて甲の定める職務発明取扱い規程に従うものとし、乙は派遣労働者がこれに同意するよう努めるものとする。

第15条 (相殺禁止)

甲及び乙は、相手方に金銭債権を有するときであっても、相手方に支払うべき債務を相殺し、又は支払いを留保する権利を有しないものとする。

第16条 (期限の利益の喪失)

甲又は乙が次の各号の一にでも該当する場合には、相手方に対するすべての債務は、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて支払うものとする。

- (1) 本契約又は個別契約上の義務の全部又は一部につき不履行又は違反があり、相手方からの催告後30日が経過するも、当該義務の全部又は一部の履行をせず又は違反を是正しないとき。
- (2) 差押、仮差押、競売若しくは租税滞納処分を受け、又は破産、会社更生、民事再生その他法的倒産手続の申立てがあるとき。
- (3) 甲の信用状態が悪化し、又は悪化の恐れがあると乙が認めたとき。
- (4) 営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議(法令に基づく解散も含む)をしたとき、あるいは清算又は内整理の手続に入ったとき。
- (5) 手形又は小切手を不渡りとしたとき、又はその他支払停止状態に至ったとき。

第17条 (履行の停止、即時解除)

甲又は乙が前条各号に掲げる事由の一にでも該当する場合、相手方は何らの通知、催告なしに、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部について履行を停止し、あるいは契約を解除して、当該事由によって生じた損害の賠償を請求できるものとする。

第18条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、本契約締結時において、自己(自己の代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して、相手方に対して以下の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (2) 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
3. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合又は前項の規定に違反した場合には、催告その他の手続を要することなく本契約を即時解除することができる。
4. 甲及び乙は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該相手方に損害が発生したとしても当該損害を賠償する責任を負わない。

第19条 (協議事項)

本契約に定めなき事項又は本契約の事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙双方誠意をもって協議し、決定するものとする。

第20条 (有効期間)

本契約は、本契約の締結日より1年間有効とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない限り、本契約と同一条件をもって引き続き1年継続するものとし、以後も同様とする。

第21条 (合意管轄)

本契約、個別契約及びこれらに付随する契約 (以下「本契約等」という) の成立・効力・履行及び解釈については日本国法に準拠する。本契約等に関する紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年 11月 5日

甲

神戸中央区下山通5-10-1
維新の会兵庫県議会議事
幹事長 門 隆志



乙

東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル
アデコ株式会社
代表取締役社長 川崎 健



タイムシート
2020年04月度

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約N.o.	クライアントN.o.	契約期間	スタッフ
JA04279419009962	-	2020/04/01~2020/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
9日	2日	2日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
50:00	50:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
4	1	水	休日				
4	2	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	3	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	4	土	休日				
4	5	日	休日				
4	6	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	7	火	休日				
4	8	水	有休				
4	9	木	休日				
4	10	金	有休				
4	11	土	休日				
4	12	日	休日				
4	13	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	14	火	休日				
4	15	水	休日				
4	16	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	17	金	出勤	14:00	16:00	00:00	02:00
4	18	土	休日				
4	19	日	休日				
4	20	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	21	火	休日				
4	22	水	欠勤				
4	23	木	休日				
4	24	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	25	土	休日				
4	26	日	休日				
4	27	月	休日				
4	28	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
4	29	水	休日				
4	30	木	欠勤				

タイムシート(補足情報)
2020年04月度

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA04279419009962	-	2020/04/01~2020/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職なし			

月	日	種	付随的業務時間	付随的業務の内容 (1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
4	1	水				
4	2	木				
4	3	金				
4	4	土				
4	5	日				
4	6	月				
4	7	火				
4	8	水				
4	9	木				
4	10	金				
4	11	土				
4	12	日				
4	13	月				
4	14	火				
4	15	水				
4	16	木				
4	17	金				
4	18	土				
4	19	日				
4	20	月				
4	21	火				
4	22	水				
4	23	木				
4	24	金				
4	25	土				
4	26	日				
4	27	月				
4	28	火				
4	29	水				
4	30	木				

労働者派遣契約内容通知書

2020年03月31日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団		契約No. JA042794 クライアントNo. 00052884						
	事業所単位	名称	維新の会 兵庫県議会議員団							
		所在地	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室							
	組織単位	名称	兵庫県議会議員団 職長名 兵庫県議会議員団 政調副会長							
	就業場所 及び部署	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1							
		部署	兵庫県議会議員団 TEL 078-362-3830							
	指揮命令者	部署 役職・氏名	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様 TEL 078-362-3830							
	部署 役職・氏名	TEL								
派遣先責任者	部署 役職・氏名	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様 TEL 078-362-3830								
苦情処理責任者	部署 役職・氏名	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様 TEL 078-362-3830								
派遣元	事業所	名称	アデコ(株) 神戸支社 派13-010531							
		所在地	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F							
	営業担当者	部署 氏名	神戸支社 TEL 050-2000-7157							
	派遣元責任者	部署 役職・氏名	アデコ(株) 神戸支社 神戸支社 TEL 050-2000-7157							
苦情処理担当者	部署 役職・氏名	西日本事業本部/関西第2営業部/神戸支社 支社長 TEL 050-2000-7157								
就業条件	業務内容	一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年04月01日 ~ 2020年06月30日 (変更前) 2020年04月01日 ~ 2020年06月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日 曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00		②		所定労働時間	06時間00分			
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超		休日労働	無					
福利厚生	教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について96時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行い、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 6月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
1	6/3 三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

通常貯金 (兼お借入明細)

6



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01>				01▷
<02>				02▷
<03>				03▷
<04>				04▷
<05>				05▷
<06>				06▷
<07>				07▷
<08>				08▷
<09>				09▷
<10>				10▷
<11>				11▷
<12>				12▷

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13>				13▷
<14>	2-06-03	(SMTパナ)	割賦 7,344 ①	14▷
<15>				15▷
<16>	2-06-22	(NTT)	電話 5,882 ③	16▷
<17>				17▷
<18>	2-06-26	(DF. ジャストリンク)	自払 13,129 ④	18▷
<19>				19▷
<20>				20▷
<21>				21▷
<22>				22▷
<23>				23▷
<24>				24▷

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

平啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜りたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

TEL 5001597793	
品名	台数
17コウキ	1
左記他 商品	
63612	
株式会社ジャストリンク	

期	自 2015年 7月 24日
	至 2021年 7月 23日
	72 ヶ月
月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回支払日	2015年 9月 3日
第2回支払日	2015年 9月 3日
第3回以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イソップトウヒヨウゴケンキ
カイキインタツン

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMITバナ」と表示されますので、ご了承ください。

1	5	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	5	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	5	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	5	10	6800	544	46	19	5	6800	544
5	5	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	6	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	6	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	6	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	6	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	6	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	6	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	6	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	6	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	6	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	6	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	6	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	6	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	7	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	7	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	7	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	7	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	7	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	7	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	7	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	7	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	7	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	7	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	7	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	7	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	8	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	8	2	6800	544	**合計**			489600	39168
32	8	3	6800	544					
33	8	4	6800	544					
34	8	5	6800	544					
35	8	6	6800	544					
36	8	7	6800	544					
37	8	8	6800	544					
38	8	9	6800	544					
39	8	10	6800	544					
40	8	11	6800	544					
41	8	12	6800	544					
42	9	1	6800	544					

(注)備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 6月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
2	6/19 NTTファイナンス(会派プロバイダ料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 369 1268 448">共通案分率</td><td data-bbox="1268 369 1372 448">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 459 1268 492">それ以外の案分</td><td data-bbox="1268 459 1372 492">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 504 1372 537">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020062101043570289



04000



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 6月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111007 04000 03960 00 J
81 100000 1 0 20060301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年 6月ご請求分	5,940円	2020年 6月30日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

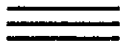


お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割 5月 1日～ 5月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)		(小計)	
4,730	4,730		
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計		合計	
5,940	5,940		
<p><NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>			

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--



普通預金 (兼お借入明細)

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19	2--6-19	振替	*5,940	PE NTT777付入②	
20					
21					
22					
23					
24					



領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 6月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
3	6/22 NTTファイナンス(会派FAX代)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 365 1278 405">共通案分率</td><td data-bbox="1278 365 1382 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 405 1278 445"></td><td data-bbox="1278 405 1382 445">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 445 1278 486">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 445 1382 486">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 486 1382 994">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 2年 6月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆ 5月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	3月21日~ 4月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	44	合算	3月21日~ 4月20日。なお前月分は47円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	268		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(268)		合算表示の料金を合計した2,686円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,954		
◆ 6月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	4月21日~ 5月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	264		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(264)		合算表示の料金を合計した2,642円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,906		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	20	合算	3月21日~ 5月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	2		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(2)		合算表示の料金を合計した20円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	22		
(合計)	2,928		
(総合計)	5,882		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 6月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費		
4	6/26 ジャストリンク(コピーチャージ料)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
1	三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

※台 時 下 9 時 9 分 迄 済 米 の こ と と お 展 び 申 し 上 げ ます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容をお知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

契約番号: 5001597793

品名	台数	備 考
1) コウキ	1	左記他商品

63612
株式会社ジヤストリンク

期 間
自 2015年 7月 24日
至 2021年 7月 23日
7.2 ヶ月

料 率
月間リース料 6,800円
消費税額等 544円
合 計 7,344円

支 払 日
第1回支払日 2015年 9月 3日
第2回支払日 2015年 9月 3日
第3回目以降 毎月 3日

お支払方法 自動振替
前払リース料 0円
消費税額等 0円
合 計 0円
※ 毎月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イオンクレジットサービス
イオンクレジットサービス

※個人情報保護のため、一部***表示しております。

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTバナ」と表示されますので、ご了承ください。

11	5	9	6800	544	43	19	2	6800	54
2	15	9	6800	544	44	19	3	6800	54
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	54
4	15	11	6800	544	46	19	5	6800	54
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	54
6	16	1	6800	544	48	19	7	6800	54
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	54
8	16	3	6800	544	50	19	9	6800	54
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	54
10	16	5	6800	544	52	19	11	6800	54
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	54
12	16	7	6800	544	54	20	1	6800	54
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	54
14	16	9	6800	544	56	20	3	6800	54
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	54
16	16	11	6800	544	58	20	5	6800	54
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	54
18	17	1	6800	544	60	20	7	6800	54
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	54
20	17	3	6800	544	62	20	9	6800	54
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	54
22	17	5	6800	544	64	20	11	6800	54
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	54
24	17	7	6800	544	66	21	1	6800	54
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	54
26	17	9	6800	544	68	21	3	6800	54
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	54
28	17	11	6800	544	70	21	5	6800	54
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	54
30	18	1	6800	544	72	21	7	6800	54
31	18	2	6800	544	**合計**			48,960	3,916
32	18	3	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	5	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	7	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	9	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	11	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	1	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
△01					
△02					
△03					
△04					
△05					
△06					
△07					
△08					
△09					
△10					
△11					
△12					

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
△13					
△14					
△15					
△16					
△17					
△18					
△19	2-07-03	(SMTパナ)	割賦	7,344 ①	
△20					
△21					21▶
△22					22▶
△23					23▶
△24					24▶

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
 ○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。 ↑

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費		
2	労働者派遣契約料(5月分)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書

発行日 2020/06/04
請求No. 7340405
発行No. 1

アデコ株式会社

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社
兵庫県神戸市中央区磯上通
7-1-8 三宮プラザWEST 3F



TEL 050-2000-7157

御中

7/3

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ￥41,580

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.05.01 ~ 2020.05.31 時間内 [Redacted]	18H 00M	2100	37,800

お客様コード 000528840001
お支払予定日 2020年06月30日
お振込先 [Redacted]
口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	37,800
消費税(10%)	3,780
立替金等	
合計金額	41,580

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

タイムシート
2020年05月度

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA04279419009962	-	2020/04/01~2020/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
3日	9日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
18:00	18:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
5	1	金	欠勤				
5	2	土	休日				
5	3	日	休日				
5	4	月	休日				
5	5	火	休日				
5	6	水	休日				
5	7	木	欠勤				
5	8	金	欠勤				
5	9	土	休日				
5	10	日	休日				
5	11	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
5	12	火	休日				
5	13	水	欠勤				
5	14	木	休日				
5	15	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
5	16	土	休日				
5	17	日	休日				
5	18	月	欠勤				
5	19	火	休日				
5	20	水	休日				
5	21	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
5	22	金	欠勤				
5	23	土	休日				
5	24	日	休日				
5	25	月	欠勤				
5	26	火	休日				
5	27	水	欠勤				
5	28	木	休日				
5	29	金	欠勤				
5	30	土	休日				
5	31	日	休日				

タイムシート(補足情報)

2020年05月度

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA04279419009962	-	2020/04/01~2020/06/30	
派遣会社			
アデロ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容 (1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
5	1	金				
5	2	土				
5	3	日				
5	4	月				
5	5	火				
5	6	水				
5	7	木				
5	8	金				
5	9	土				
5	10	日				
5	11	月				
5	12	火				
5	13	水				
5	14	木				
5	15	金				
5	16	土				
5	17	日				
5	18	月				
5	19	火				
5	20	水				
5	21	木				
5	22	金				
5	23	土				
5	24	日				
5	25	月				
5	26	火				
5	27	水				
5	28	木				
5	29	金				
5	30	土				
5	31	日				

労働者派遣契約内容通知書

2020年03月31日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒヨウゴケンギカイギインゲン 維新の会 兵庫県議会議員団		契約No. JA042794 クライアントNo. 00052884						
	事業所単位	名称	維新の会 兵庫県議会議員団							
	組織単位	所在地	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室							
	就業場所及び部署	名称	兵庫県議会議員団 職長名 兵庫県議会議員団 政調副会長							
	指揮命令者	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1							
		部署	兵庫県議会議員団 TEL 078-362-3830							
	派遣先責任者	部署	兵庫県議会議員団 TEL 078-362-3830							
苦情処理責任者	役職・氏名	政調副会長 増山 誠 様								
派遣元	事業所	名称	アデコ(株) 神戸支社 派13-010531							
	営業担当者	所在地	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F							
	派遣元責任者	部署	神戸支社 TEL 050-2000-7157							
	苦情処理担当者	役職・氏名	西日本事業本部/関西第2営業部/神戸支社 TEL 050-2000-7157							
就業条件	業務内容	一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務								
		責任の程度：役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年04月01日 ~ 2020年06月30日 (変更前) 2020年04月01日 ~ 2020年06月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 【派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日】								
	期間制限 非該当事由									
	就業日及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00		休憩時間		① 12:00~13:00		所定労働時間	06時間00分	
	②		②							
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超				休日労働	無				
福利厚生	教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中				
	請求単位 請求単価	時給 ¥2,100/時	普通残業 ¥2,625/時 深夜 ¥2,625/時 深夜残業 ¥3,150/時	法定残業割増加算(月60時間超) 法定休日 法定休日深夜	¥525/時 ¥2,835/時 ¥3,360/時
請求額	交通費	—			
	その他				
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)
	支払条件	末日締	翌月末日入金		

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について96時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

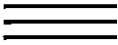
派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。



普通預金 (兼お借入明細)

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21	2--7--3	振込	*221,760	W21 アテ`コ (カ) ② ③	
22					
23	2--7-13	振込	*1,402,128	W21 カ) コウ`ソウ (4)	
24					



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費		
3	労働者派遣契約料(6月分)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書

発行日 2020/07/03
請求No. 7359838
発行No. 1

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

アデコ株式会社

神戸支社
兵庫県神戸市中央区
7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

7/3

下記のとおりご請求申しあげます。

合計金額 ￥180,180

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.06.01 ~ 2020.06.30 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001
お支払予定日 2020年07月31日
お振込先 [Redacted]
口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

タイムシート
2020年06月度

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA04279419009962	-	2020/04/01~2020/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
13日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
6	1	月	休日				
6	2	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	3	水	休日				
6	4	木	休日				
6	5	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	6	土	休日				
6	7	日	休日				
6	8	月	休日				
6	9	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	10	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	11	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	12	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	13	土	休日				
6	14	日	休日				
6	15	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	16	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	17	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	18	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	19	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	20	土	休日				
6	21	日	休日				
6	22	月	休日				
6	23	火	休日				
6	24	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	25	木	休日				
6	26	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
6	27	土	休日				
6	28	日	休日				
6	29	月	休日				
6	30	火	休日				

タイムシート(補足情報)

2020年06月度

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA04279419009962	-	2020/04/01~2020/06/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容 (1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
6	1	月				
6	2	火				
6	3	水				
6	4	木				
6	5	金				
6	6	土				
6	7	日				
6	8	月				
6	9	火				
6	10	水				
6	11	木				
6	12	金				
6	13	土				
6	14	日				
6	15	月				
6	16	火				
6	17	水				
6	18	木				
6	19	金				
6	20	土				
6	21	日				
6	22	月				
6	23	火				
6	24	水				
6	25	木				
6	26	金				
6	27	土				
6	28	日				
6	29	月				
6	30	火				

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ 広報広聴費 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	県政報告紙 印刷・折込料	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率

領 収 書 No. 084607

維新の会 兵庫県議会議員団 様 2020年 7月 13日

金 額	¥ 140,212.8
-----	-------------

但しR2.7月12日折込印刷代金
上記金額正に領収致しました

区 分	受 入 金 額
現 金	
小切手	
振 込	✓
消費税	

株式会社 **神戸新聞総合折込**

本 社 〒651-2241 神戸市西区室谷1丁目2番6号 TEL(078)990-1555


神戸営業所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7 情文ビル TEL(078)382-1000

加古川営業所 〒675-0038 加古川市加古川町木村745-5 TEL(079)421-3133

姫路営業所 〒671-0243 姫路市四郷町本郷字上代135番2 TEL(079)262-6266

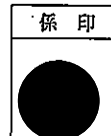
東京営業所 〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目7番17号 TEL(03)3566-3033

収入印紙



400円

係 印



領収証は別途

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	維新の会 兵庫県議会議員団 県政紙 令和2年 夏季号 制作			
活動概要	発行日:令和2年7月12日 配布方法:新聞折込 印刷部数:300, 250部 新聞折込数:299, 750部 配布地域:尼崎市 50, 000部 川西市・猪名川町 49,750部 宝塚市 50, 000部 西宮市 50, 000部 明石市 50, 000部 加古川市 50, 000部 手配り 500部 内容:新型コロナウイルス感染症対策支援等			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	印刷・折込広告料	1,402,128	7-4	
	合計	1,402,128		
備考	添付資料:請求書 県政報告紙			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

御 請 求 書

12267-1
令和2年7月8日

維新の会兵庫県議会議員団 様

株式会社 神戸新聞総合折込
〒651-2241 神戸市西区宮内町三丁目2番6号
電話 (078)990-1555代
FAX (078)990-1500

合計金額 ¥1,402,128

毎度、有難うございます。下記の通り御請求申し上げます。
なお、当請求書と入れ違いにご入金済みの場合はご了承下さい。

折込日	広告名	サイズ	枚数	単価	金額
2020年	折込広告料 県政報告				
7月12日	折込地域 尼崎市-加古川市	B4	299,750	2.700	809,325
	配送管理料		299,750	0.10	29,975
	印刷料金 ※印刷 B4 65.5kg 4C×4C	B4	300,250	1.450	435,362
				小計	1,274,662
				消費税(10%)	127,466
				計	¥1,402,128

取引銀行

令和2年
夏季号

維新の会県政紙

発行 維新の会兵庫県議員団
http://ishin-kengidan.hyogo.jp/
〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
維新の会兵庫県議員団控室
TEL:078-362-3830 FAX:078-362-5517

議員ボーナス 15% 政務活動費 15%を削減しコロナ対策へ活用します！ **新型コロナウイルス**
議会費の削減により総額 1 億円を捻出し、兵庫県の新型コロナウイルス対策医療機器の整備へ

総額約 1,121 億円の 6 月補正予算案成立

- ① **〈医療提供体制、感染拡大防止対策等のさらなる充実〉**
 - 医療提供体制、検査体制の充実…607億円
- ② **〈ポストコロナ社会を見据えた兵庫の基盤づくり〉**
 - スマート兵庫基盤整備（テレワーク・5G強化等）…29億円
- ③ **〈新しい生活様式を踏まえた感染拡大防止への備え〉**
 - 社会福祉施設における感染拡大防止支援…84億円
- ④ **〈地域経済の活性化・地域の元気づくり〉**
 - 企業等の事業継続支援…73億円
 - 地域経済活性化に向けた支援…133億円
- ⑤ **〈学校における感染拡大防止と環境整備〉**
 - 学校再開に対応した人的・物的支援の強化…27億円
 - スタールサポートスタッフの配置…57億円
 - 特別支援学校スクールバス感染症対策…36億円



家賃支援給付金(6月下旬受付開始、7月給付予定)

制度概要 ◇事業主の店舗の賃料負担を軽減するため、給付金が創設。5月の緊急事態宣言の延長等で、売上急減に直面する事業者の事業継続を支援。オフィスビルや商業ビルに入居するテナント事業者に対し給付金を最大600万円を支給する。

対象者 ◇売上前年同月比50%以上減少or3ヶ月で30%以上減少した事業者
◇中堅・中小企業：上限50万円/月、賃料3分の2を半年給付
◇個人事業主：上限25万円/月、賃料3分の2を半年給付

【詳細情報】
経済産業省 家賃支援給付金に関するお知らせ

複合災害に備えた避難所の体制強化

制度概要 ◇避難所がクラスターにならないよう換気設備導入。避難所運営ガイドラインに基づき、避難所が感染クラスターにならないよう感染症防止対策として、避難所に指定されている学校等の体育館について、避難所の換気設備の導入を支援する。

対象者 ◇避難所指定されている学校等の体育館
負担割合：県立高校等：県10/10
その他施設：県1/2、市町1/2

【詳細情報】
兵庫県HP 避難所対策ページ

学びの継続のための学生支援緊急給付金

制度概要 ◇経済的理由により大学等での修学の継続が困難な学生に最大20万円給付。今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅減少し、大学等の修学継続が困難になっている学生に対し、大学側が学生の自己申告状況等に基き総合的に判断し支給する。

対象者 国立私立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校(留学生含む)
◇住民税非課税世帯の学生：20万円
◇上記以外の学生：10万円

【詳細情報】
文部科学省 「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」

ひょうご教育創造プラン：学びを止めない環境の実現へ

制度概要 ◇全国の自治体に先駆け、県立高校に学習用タブレット端末を20,000台を導入！
コロナウイルス感染症による臨時休校を契機に、ICTを活用した教育環境が求められており、本年9月から県立高校に計20,000台のタブレット端末を導入する。

対象者 ◇県立学校全176校の生徒
高等学校授業資金費与事業の拡充：タブレット購入費分貸与額7万円(定額)

【詳細情報】
①兵庫県教育委員会 教育企画課
②Microsoft社HP

『中小企業等事業再開への支援』 106億6400万円 全額地方創生臨時交付金

新しい生活様式（ひょうごスタイル）に合わせ、従業員の労働環境確保のため取り組む換気設備や飛沫防止対策の導入に支援を行います。

対象者	対象経費	補助額
県内に事業所を置く中小法人、個人事業主	感染拡大を予防するために必要な経費 (衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備 揭示・告知設備等)	単一事業所企業 中小20万円、個人10万円 複数事業所企業 中小40万円、個人20万円

補助対象期間 令和2年4月7日～9月30日 募集期間 令和2年6月末～9月30日

QRコードによる新型コロナウイルス追跡システム

施設・イベントなど利用者をQRコードで管理
登録するのはメールアドレスのみで、名前や電話番号などの個人情報とは紐づかない仕組み
感染者が出た場合、同じ場にいた人にメールが送信される。

飲食店・商業施設
0788-0880
メールアドレス登録
メールで通知
感染者発生



新型コロナウイルス対策緊急支援のご案内

兵庫県民向け

※2020年6月18日 現在の情報です。

情報は日々更新されておりますので、詳細は各お問い合わせ先にご確認下さい。

支援策

主な内容

相談窓口

個人向け

給付	住居確保給付金	離職・廃業後2年以内で収入が減少した人へ 家賃相当額を自治体から家主へ支給 支給期間:原則3ヶ月		住居確保給付金の申請方法
貸付	緊急小口資金	貸付上限20万円以内 無利子保証人不要、借入1年、償還2年		個人向け小口資金
貸付	総合支援資金	貸付上限 単身15万円/月、複数20万円/月 借入期間:1年以内、償還期間:10年以内		0120-46-1999
借予	公共料金の猶予	電気・ガス・上下水道・電話・NHK料金の 支払について柔軟に対応。		

事業者向け

給付	New! 第2次休業支援金 (追加交付)	5/7以降も休業した方で、1回目の休業支援金を 給付されている事業者 法人:100万円、個人事業主:50万円 (飲食、旅館・ホテル法人30万円/個人15万円)		078-361-2281
給付	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少している者 法人最大200万円、個人事業主最大100万円給付		0570-78-3133
助成	New! 雇用調整助成金 (コロナ特例)	従業員の賃金の60%以上の休業手当支給時 60%を超える部分は10割助成、上限15,000円 (※3/31以前の休業分は上限8,330円)		078-367-0850
助成	New! 小学校休業等対応助成金 (事業者向け)	小学校休校等で労働者が有給休暇取得の場合 15,000円を上限に、賃金相当額を助成 (※3/31以前の休業分は上限8,330円)		0120-60-3999
助成	New! 小学校休業等対応支援金 (委託を受けた個人)	小学校臨時休校等休業し就業できなかった保護者へ 一日あたり7,500円(定額)を助成 (※3/31以前の休業分は上限4,100円)		0120-60-3999
融資	New! 兵庫県制度融資	新型コロナウイルス感染症対策期間 償還期間:10年以内、融資金額:4,000万円限度		078-362-3321
融資	無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	コロナの影響で一時的に業績悪化している方 融資限度額:6,000万円(別枠) 実質無利子 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 融資限度額:3億円以内、返済措置:5年以内 償還20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金)		0120-154-505
				0120-542-711

兵庫県政に関するご意見をお寄せください!

- ◇新型コロナウイルスで教育への影響は…?
- ◇第二波の情報が知りたい。
- ◇休業補償の幅を広げて欲しい等etc

県議団twitter



Facebook



維新の会県議団 所属議員・選出区・所属委員会

岸口
みのる

幹事長
明石市
県政環境常任委員会

高橋
みつひろ

政調会長
神戸市西区
警察常任委員会

齊藤
真大

副政調会長
川西市・川辺郡
産業労働常任委員会

徳安
淳子

尼崎市
総務常任委員会

堀井
健智

加古川市
議政常任委員会
副委員長

門
隆志

宝塚市
議政常任委員会

増山
誠

西宮市
文教常任委員会

お問い合わせ先

兵庫県議会議員 維新の会県議団

住所 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室

TEL 078-362-3830

FAX 078-362-55178

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
5	ホームページ更新保守料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 369 1268 403">共通案分率</td><td data-bbox="1284 369 1372 403">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 414 1268 448"></td><td data-bbox="1284 414 1372 448">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 459 1268 492">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 459 1372 492">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 504 1372 537">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1069 638 1101 728" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

ホームページ制作業務委託契約書

令和 2年 5月 29日

乙、

〒651-2117

兵庫県神戸市西区北別府5丁目15-2 2F

会社名 株式会社クロダシステムズ

代表取締役 黒田 裕也

甲、

日本維新の会 兵庫県議会議員団 御中

下記のとおり注文をお請けいたします。

請負件名 ホームページ制作

契約日	納品予定日	HP制作費	HP管理費(月額)	ドメイン名	担当者
令和2年 6月1日	令和2年 5月31日	100,000円	10,000円		

納入方法	乙の指定する方法
検収日	
請求方法	乙の指定する方法
支払方法	乙指定の銀行口座へ振り込み(手数料は甲負担)

備考	<ul style="list-style-type: none">上記金額は消費税込みとする銀行手数料はお客様(甲)の負担とする
----	--

特約事項

第1条(委任の内容)

甲は、ホームページの制作業務を乙に委任し、乙はこれを受任する。

第2条(委任の条件)

- 乙が本契約のためホームページ他ブログ等を含む各種宣伝媒体等(以下、「事業用ホームページ」という)を作成した場合、別段の合意がない限り、事業用ホームページの所有権は乙に帰属する。
- 事業用ホームページの著作権は、甲より提供のあった著作物を除き、乙に帰属する。

第3条(報酬)

本業務に関する報酬額は、初期費用円とする。

第4条(支払方法)

甲は、乙に対する支払いは、乙の指定する預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（契約期間）

本契約の期間は令和2年6月1日から令和3年5月31日までとする。

期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示が無い時は、本契約は同一条件をもって更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第6条（秘密保持）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本契約に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第7条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当した時は、相手方は、催告その他の手続きを経ることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立または公訴公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 相手方への連絡を1ヶ月以上とることが出来なくなったとき。
- (4) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (5) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (6) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または、本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第9条（専属管轄）

本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

以上、本契約の証として、本契約書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各一通を保有することとする。

普通預金 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2	2--7-16 振込	*11,000	W21 カ)カトテリス私 (5)	
3	2--7-16 振替	*220	振込手数料	
4	2--7-22 振替	*5,940	PE NTTファイナ (6)	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
6	会派プロバイダー利用料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書 (西日本ご利用分)

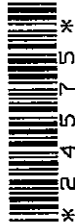
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020072101042511923



24871

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 7月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111004 24871 24575 00 J
81 000000 1 0 20070301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年 7月ご請求分	5,940円	2020年 7月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 7月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
7	アスクール(コピー用紙)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 365 1268 405">共通案分率</td><td data-bbox="1284 365 1372 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 405 1268 445"></td><td data-bbox="1284 405 1372 445">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 445 1268 486">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 445 1372 486">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 486 1372 526">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1066 629 1098 719">案分率</p> <p data-bbox="268 1877 555 1921"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p data-bbox="268 1960 1310 2004"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

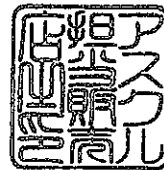
B1 149960# 00001/00001 58112988 U A



00234320 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **6,264円**

うち消費税等 (569円)

お支払い日 ▶ 2020年 07月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関 [Redacted]
 お引落 [Redacted]
 イソノカ化ヨロコケンギカイインタン

対象期間	2020/06/01 ~ 2020/06/30
当月お買い上げ金額	6,264円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
06/03 67208904 352-246 V1 スーパーエコノミー+ A4 1箱(500枚入×10冊)	2	3,132	6,264	維新の会様ご注文分	10.0 *
		小計	6,264		

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。➡

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 8月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費		
1	8/3 会派コピー機リース料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

通常貯金 (兼お借入明細)

6



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01					
<02					
<03					
<04					
<05					
<06					
<07					
<08					
<09					
<10					
<11					
<12					
<13					
<14					
<15					
<16					
<17					
<18					
<19					
<20					
<21	2-08-03	(SMTパナ)	割賦	7,344	①
<22	2-08-20	(NTT)	電話	6,402	③
<23					
<24					

- 現在高 (貸付高) の金額に- (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

拜啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容をお知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。
 敬具

5001597793		
品名	台数	備考
パソコン	1	左記他商品

63612
 株式会社ジャストリンク

期間	自 2015年 7月 24日 至 2021年 7月 23日 72 ヶ月
料金等	月間リース料 6,800円 消費税額等 544円 合計 7,344円 第1回目支払日 2015年 9月 3日 第2回目支払日 2015年 9月 3日 第3回目以降 毎月 3日 お支払方法 自動振替 前払リース料 0円 消費税額等 0円 合計 0円 最終 7ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。
 イソノトウヒヨウゴウケンキ
 カイキ イマタ

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTバナ」と表示されますので、ご了承ください。

1	5	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	5	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	5	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	5	10	6800	544	46	19	5	6800	544
5	5	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	6	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	6	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	6	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	6	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	6	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	6	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	6	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	6	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	6	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	6	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	6	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	6	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	7	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	7	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	7	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	7	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	7	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	7	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	7	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	7	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	7	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	7	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	7	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	7	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	8	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	8	2	6800	544	**合計**			489600	39168
32	8	3	6800	544					
33	8	4	6800	544					
34	8	5	6800	544					
35	8	6	6800	544					
36	8	7	6800	544					
37	8	8	6800	544					
38	8	9	6800	544					
39	8	10	6800	544					
40	8	11	6800	544					
41	8	12	6800	544					
42	9	1	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 8月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
2	8/17 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

普通預金 (兼お借入明細)

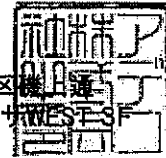
	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残 高(円)
1					
2					
3					
4					
5	2--8-17	振込	*166,320	W21 アデコ (カ)	②
6	2--8-21	振替	*5,940	PE NTTファイナ	④
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					



請求書

発行日 2020/08/04
請求No. 7381640
発行No. 1

アデコ株式会社



神戸支社
兵庫県神戸市中央区
7-1-8 三宮プラザ

TEL 050-2000-715

8/17 振込済

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団
兵庫県議会議員団

御中

合計金額 ￥166,320

下記のとおりご請求申しあげます。

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.07.01 ~ 2020.07.31 時間内	72H 00M	2100	151,200

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2020年08月31日

お振込先

座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	151,200
消費税(10%)	15,120
立替金等	
合計金額	166,320

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

就業先・就業場所 維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署 兵庫県議会議員団			
事業所 維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位 兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA06658019009962	-	2020/07/01~2020/09/30	
派遣会社 アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
12日	0日	1日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
72:00	72:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
7	1	水	休日				
7	2	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	3	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	4	土	休日				
7	5	日	休日				
7	6	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	7	火	休日				
7	8	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	9	木	休日				
7	10	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	11	土	休日				
7	12	日	休日				
7	13	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	14	火	休日				
7	15	水	休日				
7	16	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	17	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	18	土	休日				
7	19	日	休日				
7	20	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	21	火	休日				
7	22	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	23	木	休日				
7	24	金	休日				
7	25	土	休日				
7	26	日	休日				
7	27	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	28	火	休日				
7	29	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
7	30	木	休日				
7	31	金	有休				

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA06658019009962	-	2020/07/01~2020/09/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
7	1	水				
7	2	木				
7	3	金				
7	4	土				
7	5	日				
7	6	月				
7	7	火				
7	8	水				
7	9	木				
7	10	金				
7	11	土				
7	12	日				
7	13	月				
7	14	火				
7	15	水				
7	16	木				
7	17	金				
7	18	土				
7	19	日				
7	20	月				
7	21	火				
7	22	水				
7	23	木				
7	24	金				
7	25	土				
7	26	日				
7	27	月				
7	28	火				
7	29	水				
7	30	木				
7	31	金				

労働者派遣契約内容通知書

2020年5月23日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA066580
 クライントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒヨウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	アデコ(株) 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年07月01日 ~ 2020年09月30日 (変更前) 2020年07月01日 ~ 2020年09月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超						休日労働	無	
福利厚生	屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室				
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について96時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 8月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
3	8/20 会派FAX利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1070 371 1278 454">共通案分率</td><td data-bbox="1283 371 1385 454">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1070 461 1278 544">それ以外の案分</td><td data-bbox="1283 461 1385 544">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1070 551 1385 1003">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 2年 8月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆7月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	5月21日～ 6月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	122	合算	5月21日～ 6月20日。なお前月分は0円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	276		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(276)		合算表示の料金を合計した2,764円に10%を乗じて算出しています。
(合 計)	3,040		
◆8月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	6月21日～ 7月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	75	合算	6月21日～ 7月20日。なお前月分は122円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	271		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(271)		合算表示の料金を合計した2,717円に10%を乗じて算出しています。
(小 計)	2,988		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	340	合算	5月21日～ 7月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	34		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(34)		合算表示の料金を合計した340円に10%を乗じて算出しています。
(小 計)	374		
(合 計)	3,362		
(総 合 計)	6,402		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 8月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
4	8/21 会派プロバイダー利用料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

請求書 (西日本ご利用分)

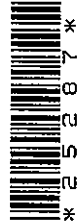
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020082101046260814



25457

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 8月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111006 25457 25287 00 J
01 000000 1 0 20080301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年 8月ご請求分	5,940円	2020年 8月31日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 8月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割 7月 1日～ 7月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計			
5,940	5,940	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 8月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5	8/26 ジャストリンク(コピーチャージ料)	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

下記の通り御請求申し上げます。何卒よろしくお願い致します。
 下記金額をご指定の口座から引落とし致します。

御請求金額	10,749 円(税込)
-------	--------------

JUST:LINK

株式会社ジャストリンク
 〒550-0002大阪市西区江戸堀
 1-9-1肥後橋センタービル5階
 tel(06)6444-7700
 fax(06)6444-2200

JLM-KI

御利用月	7月度
御引落日	2020年8月26日
指定銀行	[REDACTED]
指定口座	[REDACTED]

No	品名	カウンター数	数量	単価	金額
1	複合機カウンター保守				
	機種: e-STUDIO2050C(HDD)				
	機番: 7DE28996				
	設置場所名: 維新の会 兵庫県議会議員団				
	モノクロカウンター				
	2020年05月13日 前回カウンター数	171,405			
	2020年07月13日 今回カウンター数	176,412			
	請求対象カウンター数	5,007	1式	1.1	5,507
	フルカラーカウンター				
	2020年05月13日 前回カウンター数	39,747			
	2020年07月13日 今回カウンター数	40,196			
	請求対象カウンター数	449	1式	9.5	4,265
	モノカラーカウンター				
	2020年05月13日 前回カウンター数	6,364			
	2020年07月13日 今回カウンター数	6,364			
	請求対象カウンター数	0	1式	5	0
	カウンター料合計				9,772
	合計				9,772
	消費税(10%)				977
	請求額合計				10,749

※1請求額合計が最低利用料金に満たない場合、最低利用料金をご請求いたします。
 ※2請求額合計が少額の場合、次月と合算して御請求させて頂く場合がございます。



通常貯金 (兼お借入明細)

7



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
▷01	2-08-26		(DF. ジャストリンク)	自払 10,749	⑤	
▷02	2-08-27		(アスクル)	自払... 6,646	⑥	
▷03						▷03
▷04						▷04
▷05						▷05
▷06						▷06
▷07						▷07
▷08						▷08
▷09						▷09
▷10						▷10
▷11						▷11
▷12						▷12
.....						
	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
▷13						▷13
▷14						▷14
▷15						▷15
▷16						▷16
▷17						▷17
▷18						▷18
▷19						▷19
▷20						▷20
▷21						▷21
▷22						▷22
▷23						▷23
▷24						▷24

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 8月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
6	8/27 アスクール(政務調査会お茶代)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1074 371 1273 461">共通案分率</td><td data-bbox="1273 371 1380 461">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1074 461 1273 551"></td><td data-bbox="1273 461 1380 551">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1074 551 1273 640">それ以外の案分</td><td data-bbox="1273 551 1380 640">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1074 640 1380 2049">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

650-0011 郵便区内特別
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団 様

B1 150209# 00001/00001 58112988 U



00234441 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
アスクル事業部
兵庫県神戸市兵庫区
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

6,646円

うち消費税等 (

492円)

お支払い日 ▶ 2020年 08月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関

お引落

インソカイヨウコ ケンギカイ インダソ

対象期間 2020/07/01 ~ 2020/07/31

当月お買い上げ金額 6,996円

当月返品金額 0円

当月値引金額 -350円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
07/27 77259572					
P23-3466 十六茶 ラベルレス 630ml 1箱(24本入)	3	2,332	6,996		軽 8.0
915-4470 飲食2020春夏5%OFFクーポン	1	-350	-350		軽 8.0
		小 計	6,646	維新の会様ご発注分	


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 9月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
	<p data-bbox="240 331 1374 369">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p data-bbox="399 436 462 515">9/3</p> <p data-bbox="319 548 957 616">三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)</p> <p data-bbox="279 1892 558 1937"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p data-bbox="279 1982 1316 2027"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 376 1268 414">共通案分率</td><td data-bbox="1284 376 1374 414">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 421 1268 459"></td><td data-bbox="1284 421 1374 459">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 465 1268 504">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 465 1374 504">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 510 1374 1008">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1066 638 1101 739" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

↑ 通常貯金 (兼お借入明細) 7  ↑

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
<01						
<02						
<03	2-09-03	(SMTパナ)	割賦	7,344	①	
<04						
<05						
<06						06▷
<07						07▷
<08						08▷
<09						09▷
<10						10▷
<11						11▷
<12						12▷

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
<13						13▷
<14						14▷
<15						15▷
<16						16▷
<17						17▷
<18						18▷
<19						19▷
<20						20▷
<21						21▷
<22						22▷
<23						23▷
<24						24▷

○ 現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
 ○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。
 ↑

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。
 万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。
 敬 具

TEL: 5001597793	
品名	台数
パソコン	1
備考	左記他商品
63612	
株式会社ジャストリンク	

期間	自 2015年 7月 24日
	至 2021年 7月 23日
	72 ヶ月
月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回支払日	2015年 9月 3日
第2回支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イソップトウヒヨウゴ「ケンキ」
 カイキ「インタ」

1	15	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	15	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	15	11	6800	544	46	19	5	6800	544
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	16	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	16	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	16	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	16	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	16	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	16	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	17	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	17	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	17	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	17	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	17	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	17	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	18	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	18	2	6800	544	**合計**			489600	39168
32	18	3	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	5	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	7	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	9	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	11	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	1	6800	544					

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMITバナ」と表示されますので、ご了承ください。
 (注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 9月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
2	9/4 ホームページ更新費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1107 383 1270 421">共通案分率</td><td data-bbox="1291 383 1367 421">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 423 1270 461"></td><td data-bbox="1291 423 1367 461">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 463 1270 501">それ以外の案分</td><td data-bbox="1291 463 1367 501">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1107 504 1270 542">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1067 645 1098 734" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p> <p data-bbox="284 1899 560 1937"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p data-bbox="284 1982 1316 2020"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

普通預金 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	2--9--4 振込	*121,968	W21 アテコ (カ)	③
13	2--9--4 振込	*11,000	W21 カ)クロタシステム	②
14	2--9--4 振替	*220	振込手数料	②
15				
16				
17	2--9-15 振込	*108,900	W21 カ)アトリコウ	④
18	2--9-15 振替	*440	振込手数料	④
19	2--9-23 振替	*5,940	PE NTTファイナ	⑤
20				
21				
22				
23				
24				



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 9月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
3	9/4 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

〒 650-8567
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員
 団控室
 維新の会 兵庫県議会議員団
 兵庫県議会議員団

請求書

発行日 2020/09/04
 請求No. 7405744
 発行No. 6

アデコ株式会社

神戸支社
 兵庫県神戸市中央区
 7-1-8 三宮プラザWEST 3F



TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ￥121,968

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.08.01 ~ 2020.08.31 時間内 [Redacted]	42H 00M	2100	88,200
期間 2020.08.03 ~ 2020.08.07 時間内 その他 課税	0H 00M	2100	0
			22,680

お客様コード 000528840001
 お支払予定日 2020年09月30日
 お振込先 [Redacted]
 口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	110,880
消費税(10%)	11,088
立替金等	
合計金額	121,968

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA06658019009962	-	2020/07/01~2020/09/30	
派遣会社			
アデロ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
7日	3日	3日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
42:00	42:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
8	1	土	休日				
8	2	日	休日				
8	3	月	欠勤				
8	4	火	休日				
8	5	水	欠勤				
8	6	木	休日				
8	7	金	欠勤				
8	8	土	休日				
8	9	日	休日				
8	10	月	休日				
8	11	火	有休				
8	12	水	有休				
8	13	木	有休				
8	14	金	休日				
8	15	土	休日				
8	16	日	休日				
8	17	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
8	18	火	休日				
8	19	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
8	20	木	休日				
8	21	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
8	22	土	休日				
8	23	日	休日				
8	24	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
8	25	火	休日				
8	26	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
8	27	木	休日				
8	28	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
8	29	土	休日				
8	30	日	休日				
8	31	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA06658019009962	-	2020/07/01~2020/09/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
8	1	土				
8	2	日				
8	3	月				
8	4	火				
8	5	水				
8	6	木				
8	7	金				
8	8	土				
8	9	日				
8	10	月				
8	11	火				
8	12	水				
8	13	木				
8	14	金				
8	15	土				
8	16	日				
8	17	月				
8	18	火				
8	19	水				
8	20	木				
8	21	金				
8	22	土				
8	23	日				
8	24	月				
8	25	火				
8	26	水				
8	27	木				
8	28	金				
8	29	土				
8	30	日				
8	31	月				

労働者派遣契約内容通知書

2020年5月23日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA066580
 フライットNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
派遣元	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
	事業所	アデコ(株) 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
就業条件	苦情処理担当者	神戸支社 支社長						TEL 050-2000-7157		
	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年07月01日 ~ 2020年09月30日 (変更前) 2020年07月01日 ~ 2020年09月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日 曜起算
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超					休日労働	無		
福利厚生	屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室				
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
請求条件	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について96時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 9月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・ <u>資料作成費</u> ・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50% 25%
	9/15 「令和3年度当初予算編成に対する重要政策提言」印刷・製本代	それ以外の案分 100% 案分の説明 案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	「令和3年度当初予算編成に対する重要政策提言」の作成			
活動概要	発行日:令和2年9月15日 発行部数:220部(2穴あき210部、穴無し10部) 対象者:県知事及び各部局 配布方法:配布(手配り) 内容:令和3年度当初予算編成に対する重要政策提言			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	製本	108,900	9-4	
	振込手数料	440	9-4	
	合計	109,340		
備考	添付書類:納品書、請求書、令和3年度当初予算編成に対する重要政策提言			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和2年9月

令和3年度当初予算編成に対する
重要政策提言

維新の会兵庫県議会議員団

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

維新の会兵庫県議会議員団

幹 事 長 岸口 みのる

政務調査会長 高橋みつひろ

令和3年度当初予算編成に対する重要政策提言

新型コロナウイルス感染症が全世界を覆い、世界的なパンデミックが一向に収まらない状況下、世界経済は未曾有の大打撃を受けています。その中で、我が国は諸外国と比べて感染者数と死亡者数では比較的低位に推移しています。しかし経済面では世界経済と同様、日本経済も大きな岐路にあり、その影響下にある本県経済も中小零細企業を中心に苦しんでいる状況が続いています。

パンデミックが人々の感情に恐怖を引き起こし、第二波、第三波も予想される混とんとした状況ではありますが、まずは最優先の課題は、医療体制を今一度整備し、新型コロナウイルスとの戦いに勝つことが第一と考えます。それには県と県議会、市町議会が一丸となって県民の生命と生活を守るための社会的な使命を果たしていく行動が重要です。また景気を下支えし、中小零細企業を守りつつ、中堅・大企業でも雇用の維持に最大限の努力を傾注しつつ、総力を結集して、国に対しても、難局打開に必要な政策の早期実現を働き掛けることが必要です。

今回の新型コロナウイルス感染拡大を機に、社会システムや経済システムの脆弱性が浮彫りとなっていますが、第二波、第三波に備え、医療体制をはじめとする社会システムや、経済面においてはサプライチェーンの確立等の各種経済システムの再構築を加速度的に推進しなければなりません

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大を封じ込めるには、ワクチンや治療薬の開発と普及といった地球規模の課題を解決していく上で国際協調・連携の強化の面で地方自治体が貢献することの役割は大きく、国内だけでなく国際社会に対しても発信力を強める等を行い、本県の官民が一体となって知恵を出し、精力的に取り組む必要があると考えます。特に医療産業都市である神戸市を、県全体でバックアップすることも肝要であると判断します。

維新の会兵庫県議会議員団が重要な政策として位置付けた項目に関し政策提言を致します。令和3年度当初予算編成にあたり、維新の会の重要政策提言として以下にまとめましたのでご高覧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

維新の会兵庫県議会議員団

幹事長

農政環境常任委員会委員 岸 口 みのる (明石市選出)

政務調査会長

警察常任委員会委員 高橋 みつひろ (神戸市西区選出)

政務調査副会長

産業労働常任委員会委員 齊 藤 真 大 (川西市・川辺郡選出)

総務常任委員会委員

徳 安 淳 子 (尼崎市選出)

建設常任委員会副委員長

掘 井 健 智 (加古川市選出)

健康福祉常任委員会委員

門 隆 志 (宝塚市選出)

文教常任委員会委員

増 山 誠 (西宮市選出)

1. 新型コロナウイルスの感染拡大への医療体制の構築

3月、4月は院内感染が多発し、多数の医療従事者が自宅待機となり、高齢者施設でのクラスター発生等、医療崩壊寸前までの事態に陥った。5月に入り緊急事態宣言解除後は低位で推移していた感染者数が東京を中心にジリジリと増えている。それゆえ、冬期を迎える前に、医療体制整備を行わなければならない。第一波の際に経験したことを教訓に弱点であった部分は矯正し第二波、第三波に備えることが重要である。

(1) 地域別の医療体制の構築の検討

新型コロナウイルスの発生状況を地域別にみると、阪神地区が4割、神戸市が4割、姫路市と明石市で1割、その他の地域が1割となっている。新型コロナウイルス感染拡大は、国内のみならず、世界的にみても、人口稠密な都市型の感染拡大が顕著である。兵庫県は5国で成立している。兵庫県という括りではなく、地域別の緊急事態宣言や地域別の感染拡大防止体制強化もあってよいのではないか。そのほうが、集中的に効率的な組織運営や資本投下もできると思われる。

(2) 検査体制の充実

7月補正予算でPCR検査体制が1日2,500件に拡大されることになったがさらに一層の検査体制充実を早急に確立すること。また県立加古川医療センターと県立丹波医療センターでは、所要時間が1時間ですむランプ法の迅速判定機を購入され、院内での検査が可能となった。一台当たり300万円程度と聞くが、精度も従来機と遜色なく、また検体の運搬の問題もクリアできるため、今後は他の県医療機関に積極導入を図ること。また、ランプ法ではないが、島津製作所がPCR検査工程を一部省略したPCR迅速判定機を発売したが、千葉県のPSS社の全自動96検体PCR機を使って、1時間から1時間半で96検体が検査できるため、こういった迅速判定機の導入を検討すること。また唾液検査も検討すること。また検査試薬も普段からの備蓄をしておくこと。

(3) 病床の確保や医療設備の整備

第一種、第二種感染症指定医療機関以外にも一般病床に空床補償などをして病床数を拡大していることは評価できる。拡大期には7月補正予算にあるフェーズに応じた入院医療体制にある650床、うち重症120床の病床数を確実に確保し、さらに一層の病床数拡大に努力すること。また、高額ではあるが、陰圧室

やICUの設置数やECMOや人工呼吸器も漸次増やすこと。一方、がん患者等のコロナ以外の患者の病床数が、コロナ病床に圧迫されない配慮をすること。

(4) 院内感染防止策の強化

院内感染が頻発した反省を踏まえ発熱外来の設置数を増やすこと。また病院内の動線を体系化すること。また入院患者すべてに入院前PCR検査を標準化すること。医療従事者の感染防止のため医療用マスクや防護服の備蓄も十分に行うこと。

(5) 高齢者施設や福祉施設でのクラスター発生防止への指導強化

重症化しやすい高齢者施設や福祉施設でのクラスター対策を強化すること。訪問者は窓口でのオンライン面会等ICT導入への支援策を実施すること。職員や出入り業者のPCR検査を励行させること。マスクや消毒剤の日頃からの備蓄を励行させること。

(6) 軽症者施設（宿泊施設）と自宅療養者防止について

軽症者用の宿泊療養施設は7月補正予算では最大700室が用意されると聞く。本県の場合、他県に比べ自宅療養者がほとんどおらず、家庭内感染防止に役立っている。これは本県では軽症者や無症状感染者であってもまずは入院して、ベッドが埋まってきたら軽症者施設に移動という形をとっているのが奏功しているものと推測される。東京都や大阪府、福岡県や愛知県等では軽症者や無症状感染者は、最初から軽症者施設に入所させることから、その時点で自宅療養を選択するものが多い。よって本県の自宅療養者防止の取り組みをもっと全国的に情報宣伝すること。

(7) 子供を養育中の感染者の入院中の預かり施設の拡充

子供を養育している感染者の入院中の預かり施設の充実を図ること。県内5ヶ所のこども家庭センターでの預かり体制の充実だけでなく、親族がスムーズに預かれるよう、金銭的なメリットを供与したり、通学などの教育上の配慮も検討すること。もし感染者が子供の養育を理由に自宅療養を選択する場合は、家庭内感染防止に最大限配慮できるようにすること。

(8) 県立健康科学研究所の機能強化

県内4ヶ所ある地方衛生研究所の横断的な連携を強化すること。また検体運搬についても民間運送会社の利用等、効率運営を図ること。また地方衛生研究所の中心となる県立健康科学研究所では全自動PCR検査機を購入して検査件数を増やしていると聞くが、一層の機能拡充を図ること。また市町所管の保健

所との良好なコミュニケーションを構築すること。

(9) 医療従事者への手厚い処遇の検討

県立病院での医療従事者のコロナ対応の特殊手当を現行の日額3千円よりもっと手厚くすることを検討すること。既にある医療者応援ファンドを拡大させること。また大口寄付者に感謝状を進呈するなど工夫をすること。

(10) コロナ専門病院の設置の検討

大阪府では大阪市立十三市民病院が新型コロナウイルス患者の専門病院になった。また、神奈川県では閉院予定の北里大学東病院が、新型コロナウイルスの専用病院として再活用されることになった。人員については、北里大学病院や市内のほかの医療機関から医師や看護師などが派遣され、当面50床で受け入れを始め、感染拡大した場合は病床数を増やすことも検討している。敷地内の看護師寮だった建物は軽症や無症状の人を受け入れる宿泊施設として再活用される。東京都は東海大学付属東京病院と都立府中療養センターの2病院をコロナ専門病院として開設し、約200床程度を確保する方針とのマスコミ報道があった。このうち、府中療養センターは新施設建設に伴う旧施設を活用することとなる。また、愛知県では県が岡崎市立愛知病院を借り上げ、コロナ専門病院として衣替えすると発表した。本県では既に神戸市が市立医療センター中央市民病院に5億円をかけて36床のコロナ専門病棟を今秋に新設すると発表している。今後、県立はりま姫路総合医療センター（仮称）の整備、西宮市の県立・市立病院の統合の際に廃院予定があるならコロナ専門病院の検討をすること。

2. 通常の医療体制の構築

良質な医療の提供と、団塊の世代約 800 万人が 75 歳以上となる 2025 年の地域包括ケアシステム構築に向け、近年、県立尼崎総合医療センター、県立こども病院、県立丹波医療センターが次々と新設オープンし、また現在、県立はりま姫路総合医療センター（仮称）、西宮市の県立・市立病院の統合、県立がんセンター等の新設計画が着々と進んでいる。

新公立病院改革プランに基づき、経営の効率化や再編ネットワークの構築、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を実施され、真の病院改革に取り組んでいただきたい。

(1) 認知症対策の取り組み強化

地域包括ケアシステムの構築においても認知症対策の充実を強力に取り組むこと。

(2) 新築される県立がんセンターについて

新築される県立がんセンターを最先端がん治療であるゲノム研究や免疫療法等の最先端治療実施施設とすること。

(3) 医師不足や特定科偏在の問題への取り組み強化

今回の新型コロナ感染拡大により、コロナ受入れ病院の医師は超多忙となっている一方、それ以外の病院では受診抑制により、開業医や中小病院を中心に医師あまりの状況となっており、医師の 2 極化が進んでいると聞く。フリーランサーの医師や、経営が苦しくなった中小病院の非常勤医師の雇止めといった事態も発生している。このため、これまでであれば見向きもされなかった地方の医師募集にも応募が集まるという環境変化が起きている。これを機に、医師不足や特定科偏在の問題の解消に積極的に取り組むこと。地域別では但馬、丹波、西播磨の医師不足に対応すべき神戸大学等と連携を強化すること。

(4) 県立病院の経営状況改善について

県立病院に関しては企業会計に基づく経営責任の明確化、自主性・自立性の確立など、全病院黒字化を目指して経営努力をすること。

3. 子育て環境の充実と少子化対策の強化

国は本年5月1日少子化社会対策大綱案を公表した。そこでは少子化の進行と人口減少は深刻さを増しており、日本の出生数は、2019年に86万人に急減、初の90万人割れとなり、その結果合計特殊出生率は1.36となった。総人口は2008年以降、減少し続けている。少子化の進行、人口減少は、たとえば、労働力人口の減少、消費需要をはじめとする国内市場・経済の縮小、地域や社会の様々な活動の担い手の減少、社会保障の将来の支え手の減少等、わが国の将来の経済社会の構造に大きな影響をもたらすことが強く懸念される。

少子化対策は政策効果が現れるまで20年程度の長期の時間を要し、時間的な猶予はない。深刻な少子化の進行と人口減少に対する危機意識を今一度、社会全体で高め、具体的な行動を一体的かつ継続的に進めることが欠かせない。若い世代に寄り添い、「働きながら希望する数の子どもを産み育てることが経済的にも社会的にも尊重される社会」の実現を今後の対策の基本的な考え方として掲げるべきである。この考え方のもとで、若い世代の希望の実現、さらには中長期的な人口の安定に向けて、少子化対策とさらなる働き方改革を一体的かつ継続的に進めることが極めて重要である。

また、足もとでの新型コロナウイルス感染症の流行は、少子化対策の直接の対象となる当事者である親にも心理的に大きな悪影響を及ぼしている。つまり妊娠中の不安や、生まれてきた子供の健康に対する不安、また経済環境悪化により、果たして育て上げることができるのかといった心理的な負担がある。そういった観点から、教育や子育てにお金がかかる現状を改善し、親の経済的、心理的負担を軽くすることが、選ばれるべき自治体の使命であると考えます。

(1) 少子化要因の分析強化

今後の少子化対策を進めるにあたって、若い世代が結婚前から、結婚、妊娠・出産、子育てに至るライフステージごとの希望を見出せるための環境を整備すること。特に、雇用機会の安定的な創出、仕事と子育ての両立等、さらなる働き方改革への取組みを強化すること。

(2) 雇用等、強靱な経済社会の構築

安心の未来を確かなものにする基盤は、安定的で持続的な経済成長の回復、さらに新しい時代に対応した強靱な経済社会の構築を図ること。また、まずは、官民挙げて、事業の継続と雇用の維持に全力を尽くし、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う難局の打開を目指すとともに、同時に、ポストコロナを展望し、経済社会の多様なニーズに応えるためのデジタル技術の社会実装を加速度

的に推進すること。

(3) 働き方改革のさらなる推進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に引き続き取り組むとともに、働き手のエンゲージメントに焦点を当てながら、価値創造力を高めて、生産性をより一層向上させるような働き方改革へと深化させることが必要であり、まずは県庁での働き方改革を一層推進すること。たとえば、テレワークやフレックスタイム制等を活用し、多様で柔軟な働き方を実現するだけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら事業を継続する観点からも、極めて重要であり、仕事と子育ての両立等ワーク・ライフ・バランスの積極推進を行うこと。

(4) 人事制度改革

価値観やキャリアに対する考え方の多様化に対応した人事・賃金制度へと再構築することは、若い世代の結婚や出産等ライフステージごとの希望を叶える観点からも好影響が期待できる。職務内容に応じた公正で納得性の高い評価制度の整備とともに、年齢や勤続年数に応じた昇給から、評価に基づいた賃金改定のウェイトを高め、若年・中堅層の処遇改善につなげることが望ましく、パートタイム・有期雇用労働者についても、働き方改革関連法を踏まえた対応を着実に進めること。

(5) 育児への男女共同参画の促進

家庭での夫の育児・家事時間の長さが、第二子出産の希望の実現を大きく左右し、働きながら夫婦で育児を行い、女性もキャリアアップができる環境を整えることが重要であり、企業の体制づくりを支援すること。まずは、家庭における育児・家事の負担が夫婦のいずれかに過度に偏らないよう、企業においても、長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務、テレワークの活用等の浸透・定着に向けた継続的な取り組みができるよう行政としてサポートすること。

また、男性社員が育児休業等を取得しやすい職場づくりは、育児への男女共同参画を推進するために欠かせない。育児は夫婦共同で担うものであるという価値観を発信し、その上で、仕事と育児の両立についての情報共有や相互理解を促し、職場の雰囲気を変えていくことが極めて重要であることから、妻が出産を控える男性社員や子育て期の社員を含め、幅広い層を対象にした仕事と育児の両立支援等の意見交換や懇談の機会を設けることを検討すること。

(6) 女性のキャリアアップの推進

女性の活躍推進、晩産化への対応という観点から、出産・育児によるキャリア

の中断等によって十分な経験を積みにくい社会的状況を改善すること。その見本としてまずは行政がトップのリーダーシップの下、管理職が率先して両立支援策を活用しやすい職場風土を醸成するとともに、キャリアプランの作成支援やロールモデルの提示、復職に向けた自己研鑽支援等もキャリア継続・アップを図ること。

(7) 子育て面でのデジタル技術の積極活用

少子化による人手不足に対し、幅広い分野において革新技術を最大限活用することで課題解決を図り、持続可能な経済成長の実現を目指すこと。結婚、妊娠、出産、子育て、保育等の各分野においても、デジタル技術を活用して、様々な社会的課題を解決しようと、ICT技術を活用し、妊活から妊娠・出産のサポートや、見守り等、育児の安心・安全の確保や負担軽減をもたらす技術革新をサポートすること。また、新たな保育の受け皿を整備していくためには、子供の安全の確保を大前提に、保育現場の業務の効率化、保育士の負担軽減を図る意味でも保育現場や保育に関わるICT活用を積極展開すること。

(8) 企業主導型保育事業への支援

企業が負担する事業主拠出金を財源に、待機児童の解消に向けて、企業主導型保育事業や放課後児童クラブの受け皿の拡充を支援すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な業種・規模の企業が大きな影響を受ける中で、事業主拠出金事業に関する特例措置にも対応すること。

事業主拠出金事業の運営規律の徹底を求め、効率的な運営や、状況変化に適切に対応した見直し、積立金規模の適正化等を前提に、企業主導型保育事業の整備に協力すること。

(9) 政府主導の現行プランの着実な実行

保育所の待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン(2020年度末まで)」や、放課後児童クラブの拡充を図る「新・放課後子ども総合プラン(2023年度末まで)」に着実に取り組み、受け皿を整備すること。

(10) 少子化対策に関わる財源

少子化の進行は国民共通の課題であり、子ども・子育てを社会全体で支えるとの考えを基本に対策を進めるべきである。子ども・子育て支援新制度に係る「質の向上」を含め、少子化対策に係る安定財源を確保すること。また、追加的な財源の確保が必要な場合、最重要取組項目の一つとして税財源による対応を検討すること。

(11) 待機児童の解消や質の高い保育に向けて

施設整備や事業所内保育施設を始めとする地域型保育事業の実施を促進するとともに、保育士の処遇改善など、人員の確保に資する取組を推進すること。

(12) 児童虐待防止

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等で家庭内の児童虐待が増えている。児童虐待を防止するため、児童相談センターの体制強化を図るため、更なる職員の増員と警察・医療・法曹分野との連携強化を図ること。また、里親制度を充実させ、市町村と連携した児童虐待対策を推進すること。

(13) 困窮世帯、ひとり親世帯の子育て支援

困窮世帯やひとり親世帯、若年で親となった世帯の経済的な厳しさ等により7人に一人の子どもが貧困状態にあると言われている。世帯の経済状況や生活状況にかかわらず、すべての子どもや青少年が、生きる力を備え、心豊かに未来を切り開いていけるよう支援すること。

4. 教育の充実

学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難となり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。一方で、社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという意識を持ち、また若年者は重篤にはならないという認識のもと、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図り、学校における感染、及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ実施可能な教育活動を行うことは重要である。今後、ワクチンが開発され、新しい治療法が確立されるまでは、学校の場での教育が濃淡のある制限を受けることはある程度は致し方ない。それまではオンライン環境等の充実を図ることも重要である。

(1) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保

身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保は必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保すること。

(2) オンライン学習環境の整備

国では2023年を目標に全学生へのオンライン環境整備をおこなうこととしているが、それでは遅く、早急にすべての学生に、オンライン環境の拡充を行うこと。また教師にはオンラインスキルを習得できる環境整備を行うこと。

(3) 県単位ではなく地域単位での学校教育活動

緊急事態宣言等の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、学校教育活動の幅を持たせること。

(4) 教科別ガイドラインの策定

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを策定すること。特に次のような教科に配慮すること。

- ①音楽科等狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ②家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ③体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ④児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ⑤運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

(5) 最終学年生への特別な配慮等

進学や就職を控えた最終学年生(3学年)の生徒に配慮する等、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえ、配慮した教育活動とすること。

(6) 特別支援学校生への特別な配慮

特別支援学校については指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた教育活動とすること。

(7) 子どもの居場所づくり

休校等により居場所のない子どもに配慮して、地域全体としての子供の居場所をつくること。

(8) 学校給食の工夫

学校給食を実施するに当たっては、配膳の過程での感染防止のため、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供したり、配膳を伴わない給食（パン、牛乳等）を提供することも検討すること。

(9) 教職員の出勤について

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。

(10) 教員等の一時的な人的体制確保

土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行ったり、学校における対面指導の時間に加え家庭学習の支援への対応や、給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保すること。

これらを踏まえ、教職員の役割等の校務分掌の見直しや、勤務日や勤務時間の適切な割振り、外部人材の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ指導体制の確保を図ること。

その際、学校全体の指導体制も踏まえつつ加配教員の活用や学習指導員の追加配置を行うこと。また学習指導員等の確保に当たっては必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用すること。

教育職員免許状を保有する人材が必要な場合は、臨時免許状の活用等も検討すること。

(11) 児童・生徒、学生の困窮度調査と支援強化について

今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けて児童・生徒の親のリストラ等で学費支出が苦しくなったり、学生が予定していたアルバイトでの収入が途絶えたりして、学業続行に支障がきたされるケースが想定される。修学支援新制度の家計急変特例や、困窮学生支援等も用意されているが、それだけでは不十分なこともある。よって困窮度調査等も実施し、その結果を踏まえ困窮家庭の児童生徒や、困窮学生への支援を強化すること。

5. 経済対策

経済社会の強靱化に向けて、地元の経済団体等との連携を推進し、地域の競争力強化に協力すること。あわせて、大規模自然災害やパンデミック等で、国の中枢機能が損なわれないよう、東京への過度な集中の是正（東京一極集中）を再度国に要請すること。そのため、地方自治体への権限・財源等の移譲、広域連携による地方分権改革を働き掛けること。

また、地元企業・スタートアップ・研究機関等とのオープンイノベーションをはじめとする基幹産業の担い手・行政等との連携強化を通じて、地域資源を活用した生産・流通・消費の活性化を図ること。個別の経済対策では緊急経済対策として、無利子・無担保融資や雇用調整助成金の拡充、持続化給付金等の政策が実行されているが、刻一刻と企業の経営環境が厳しさを増す中、窓口への相談・申請が急増し、各支援策の実行までに時間がかかる「目詰まり」が起り、手続きが煩雑なために申請を断念してしまうなど、せっかくの支援メニューが困窮者に行き渡らない実情もうかがえる。第一波は、とりあえず急場をしのいだ事業者も、第二波、第三波を迎えた時に、支援策がなければ生き延びることができない。影響の長期化により、売上回復が見込めずに事業継続を諦めてしまう事業者もでてきて、今後はコロナ倒産や廃業のさらなる急増が懸念され、その回避に全力を傾注すること。

また、新型コロナウイルス感染拡大までは、本県では神戸－姫路－城崎のゴールデンルートを設定したり、海外4ヶ所に国際観光デスクを設けたりして観光産業を積極推進してきたが、現在これまでの努力が泡と消え、観光産業は沈滞している。今後国主導のG・O・T・oキャンペーン等により国内旅行が喚起されるが、本格的な観光産業の復興はまだまだ先となる。観光業は地元の主要産業であることが多く、地域経済に直接悪影響を与えることから県としての観光産業復権にむけ諸施策を検討し、実施すること。

(1) 休業要請企業への複数回支援の検討

第二波、第三波に備えて、休業要請企業協力支援金等の支援策を複数回請求できるよう用意すること。

(2) 県所管の税納付の緩和

県税、自動車税等の県が所管する税の納税猶予を積極的に設けること。また、納税猶予を受けてもなお業績回復が困難となる企業を想定し、猶予していた納税を減免する措置を検討すること。

(3) 融資制度の運用基準の緩和

多くの企業が無利子・無担保融資の利用を希望する中、相談（融資・認定）予約が取れず、申し込みまでに時間がかかる場合があり、融資実行までの資金繰りに大きな不安を抱えている。すでに相談窓口では相当な努力をなされていると理解しているが、融資手続きの簡素化および融資実行の迅速化を図りたい。また、県が資金繰り支援に関する要請の対応状況をモニタリングするなど、民間金融機関の積極活用の実効性を確保されたい。あわせて、創業間もない事業者への売上減少要件を撤廃されたい。

(4) 国への地方創生臨時交付金の増額を求めること

支援策の自治体地域間格差を埋めるためにも、地方創生臨時交付金を大幅に拡充するよう国に強く要請すること。また、企業が地域における事業継続や雇用維持を図る観点から、スピード感をもって中小・小規模事業者支援などの各種施策に取り組めるよう、各種支援策の手続きの簡素化を図り、早期交付を図りたい。

(5) クラウドファンディングを活用した資金調達を行う者への助成

来店客が激減している地域の飲食店等がインターネットを通じたチケット販売等により、営業継続に必要な資金を調達する手法としてクラウドファンディングが注目されているが、中小・小規模事業者はその活用ノウハウと資金が不足しており、それを支援・運営する主体に係る費用やリターン（返礼）として上乘せするプレミアム分への助成等を措置すること。また創業を目指す人及びベンチャー企業等のスタートアップ支援とともに、クラウドファンディングを使った起業や新規分野への進出を支援すること。

(6) 企業の取引環境の適正化を図ることへの支援

新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請けの中小・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注、不当な知財やノウハウの提供を迫られるような事態が生じないよう取引環境の適正化に尽力すること。

(7) 「新しい生活様式」に対応した事業活動に向けた設備等の支援策

「新しい生活様式」に対応した事業活動再開には、事業所や工場、店舗等で一定の設備や備品などが必要となる。対面接触を抑制するための改装、アクリル板などの購入費用、個室導入費用など、新たなビジネスモデルの転換に取り組む中小企業への補助・助成制度の創設、既存制度の補助率引上げ、補助対象の拡大など、「新しい生活様式」に対応した事業所や工場、店舗等の環境整備を講じ

ること。また、生活者を支える小売・サービス・物流等の店舗・事業所における衛生管理を強化するため、マスク・消毒薬等の衛生用品の安定的な供給確保を図られたい。さらに、通信販売やデリバリー等の需要増加に伴う物流の重要性の高まりを受け、配達負荷軽減に向けた荷捌きスペースや、駐車規制緩和区間の拡大等、物流の停滞防止への対策を講じること。

(8) 事業活動再開に伴う、神戸空港等の空港や各駅における利用客の安全性確保に向けた体制の構築

事業活動再開による国内移動の安全性確保・向上のため、神戸空港、伊丹空港等や駅などにおける、サーモグラフィ（体温検知機器）設備及びチェック体制を整備し、発熱者などへの適切な対応を取ることができる措置を講じること。

(9) 観光産業の復権

近年、城崎温泉への外国人個人旅行客が大幅に増加していたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、温泉街は閑散としており、有馬温泉も同様の状況にある。また、姫路城や神戸市等の各観光地も閑散としており、ホテル業の苦戦も伝えられる。神戸港のルミナスクルーズも破綻した。しばらくインバウンド需要は見込めず、国内客誘客を中心に県として支援策を検討し実施すること。また、感染防止設備の設置等にも積極支援を行い、イメージアップにも協力すること。

(10) デジタル技術を活用した成長戦略の強化への支援

医療、教育、行政、金融、産業等の各分野において徹底した規制改革とデジタル化・データの共有等を進め、強靱な経済社会の構築を推進すること。また他国に比べて遅れている5Gの推進を図ること。また産業横断プロジェクトを推進し、ガバナンス・イノベーションやグローバルなルール形成に重点的に取り組むとともに、中長期の安定的な資金の呼び込みやスタートアップの振興・連携強化を推進すること。

(11) 脱炭素社会に向けたエネルギー・環境対策の推進

脱炭素社会に向け、設備や研究開発への投資を促すための環境整備に取り組み、デジタル化をも見据えた高度で強固な電力システム、エネルギーシステムの構築を目指すこと。この中で、送配電網の次世代化、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すこと。

(12) 働き方改革と人材育成

今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、在宅勤務やテレワークが推奨さ

れるような社会的風潮が生まれているが、この機にデジタル時代に多様な人材が創造力を発揮しながら活躍できるよう、テレワークを定着させるとともに、裁量労働制やフレックスタイム制などの拡充・普及、社員の能力や仕事に着目した賃金制度など、働き手のエンゲージメント向上に資する働き方改革へと深化を図ること。また人材育成を産学連携で推進すること。

(13) 物流の停滞回避への支援

物流・産業拠点となる阪神港（神戸港・西宮港・尼崎港）と姫路港の機能強化を図ること。阪神・淡路大震災を機に一時低迷していた神戸港も持ち直しコンテナターミナル港として機能強化が図られている。今般の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、外航路を中心に停滞することは経済復興の阻害要因となる。よってコンテナ貨物取扱量の増加に向け機能強化を図ること。

(14) 医療産業都市神戸市への支援の強化

医療機関、薬品会社等の集積に成功しつつある神戸医療産業都市が今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けてワクチンや治療法開発に活躍できるよう、一層の応援を行い、さらなる医療産業集積に後方支援を実施すること。

(15) 創業とベンチャービジネスへの支援

これまで県では、創業やベンチャービジネスを支援してきたが、その風土を絶やしてはならないと判断する。相変わらず厳しい経営環境にはあるが、中小企業・小規模事業者やベンチャー企業等に対して、資金調達の支援、経営支援、雇用の確保など、きめ細やかな対策を講じること。

(16) 失業者増加の回避と正規雇用の確保

県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

(17) 国際金融拠点候補地への名乗り

アジアの金融では香港の存在感が大きかったが、香港国家安全維持法の成立で人材や資本流出の可能性が高まっている。国はこれまで、東京での国際金融センターづくりを目指していたが、相次ぐ災害発生リスクや新型コロナウイルス収束後の地域分散型社会を見据え、(大阪を中心とする)関西圏と福岡県を候補地に挙げ、外資金融機関の誘致強化に乗り出す方針を固めたとの報道があったが、これに積極的に名乗りを上げること。またこれを機に、東京一極集中の是正に一層取り組むこと。

6. 農林水産業振興

本県には神戸ビーフや灘の日本酒等、海外にもその名を轟かす加工品を含む農産物が少なくない。また、イチゴやいちじく、神戸ワインも東南アジア中心に輸出が開始され、これまで大きな人気を博してきた。しかし今回の新型コロナウイルス感染拡大によって農産物を安定的に供給に支障をきたすことが懸念される。その中で、まずは農業生産者に感染者が出ない防止策を検討すべきである。

また農産物の供給は複数の経済主体から成る全体システムとして成り立っており、大口の出荷先である卸売市場・食肉処理施設・食品メーカーなどに感染者が出て、その機能がストップしたり、物流が停滞すれば、安定供給ができなくなる。

(1) 生産者、供給ルートへの感染予防

農産物の大口の出荷先である卸売市場・食肉処理施設・食品メーカーなどに感染者が出て、短時間でその機能を回復できるようなルールを整備すること。

(2) 肥料・農薬・飼料などの生産資材の備蓄

農産物を生産するには、肥料・農薬・飼料などの生産資材が不可欠である。生産資材の原料は外国に依存しているものが多く、外国における生産・輸出や日本までの海上輸送に支障が生じると、農産物の安定供給に支障をきたす。そのため、あらかじめ生産資材の備蓄を強化すること。

(3) 新型コロナ感染拡大で失業した人の農林業への転職支援

農水省が観光業や飲食業で失業した人々を、農業等が受け皿となって再就職できるよう研修費補助等の支援を開始したが、県でも同様に失業者の農業への再就職対策を実施すること。特に県では加西市に県立農業大学校や、宍粟市に県立森林大学校があるが、積極的に他産業の失業者受け入れを行うこと。

また担い手不足や高齢化に対応する農業後継者の育成に向け、新規就農者の相談窓口を充実させるとともに、人材育成や農地等のマッチング支援を積極的に行うこと。

また、農地の有効活用に向け、耕作放棄地の活用促進等も取り入れ、担い手への農地集積・集約化をスムーズに行えるように積極的に支援すること。

(4) 神戸ビーフ、灘の酒等のブランド品目の消費停滞支援

人々は先の見えない不安により、高価なブランド農産物を回避する心理が働

き、また外食を控えることから神戸ビーフや灘の酒等のブランド品目の消費停滞がおり、神戸ビーフは取引価格も低下しており、畜産家の廃業の懸念もある。よって金銭面での支援とともに販路拡大を含めた生産者支援強化を行うこと。また、改めて輸出拡大につながる販路構築に努め、力強い農林水産業の振興を図ること。

(5) 食の安全と地産地消農業の推進

健康で文化的な生活と豊かで活力のある社会の実現に向けて、食育と地産地消の農業推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うとともに、食品リサイクルの推進と食品ロスの削減に向けた取組を行うこと。

(6) 水産業支援

今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けて一部の水産品目の取引価格が低迷している。今後は、漁業の生産性の向上や漁場環境の改善に積極的に取り組むとともに、水産資源の維持増大に向けて、栽培漁業の推進を図ること。

また漁獲量の減少が著しい瀬戸内海での栄養塩濃度を適正化するとともに、豊かで美しい瀬戸内海を維持、発展させること。

7. 防災減災対策

気候変動に伴う水害の頻発化・激甚化や将来の降雨量の増加、インフラの老朽化等、災害対策を巡る環境変化を踏まえ、新たな環境変化に応じたハード・ソフト対策を着実に実施していくことが必要と考える。特に新型コロナウイルス感染症拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援（衛生管理・医療や救護活動への支援体制の確立、避難所開設・運営訓練ガイドラインのスピーディーな知見の共有と継続的な見直し）等を練り直す。こういった複合災害のリスクを最大限低減し、国民の生命と財産を守るための防災・減災対策を検討すること。

(1) 水害、土砂災害への体制整備

西日本や中部地方を襲った「令和2年7月豪雨」では、犠牲者70人以上、浸水1万戸以上、避難指示約140万人、農水産物被害約140億円と大きな被害がもたらされた。本県でも平成30年7月下旬からの集中豪雨や台風第20号、第21号等の台風災害を受けて、多くの河川で増水し、一部河川では氾濫したことは記憶に新しい。異常気象が続く中、河川情報の収集・情報システムの整備を行

い、堤防の強化や老朽化施設の更新等、強固な災害防止体制を図り、総合的な治水対策を実現し水害への一層の防災力の向上を目指すこと。また、土砂災害に対する住民への警戒避難体制の整備を図ること。

(2) 感染者の軽症者ホテルへの誘導

新型コロナウイルス感染に伴い自宅療養中の感染者は地域の避難所に避難させず、避難が必要な場合には県で確保している軽症者ホテル等の宿泊療養施設への避難を誘導すること。

(3) 避難行動時の感染拡大防止

避難行動要支援者など地域の要配慮者の避難行動計画を迅速に進めること。避難行動時には、他者との接触機会も多く、感染リスクがあり、事前の救護者情報等、アプリやICTなど最新技術を活用した対応を推進すること。

(4) 負傷感染者の病院搬入時の感染リスク低減

負傷者が感染者であった場合、病院搬入時に救助者や病院内に感染させるリスクがある。大規模災害であれば多くの負傷者が想定されることから、県内医療施設の機能の充実を図るとともに、PCR検査等を実施すること。

また、広域医療搬送先の病院との連携や福祉避難所の充実を図ること。

(5) 避難所の空調対策と滅菌対策

避難所対策として、第二次補正予算でも空調設備の改善が入っているが、「エアコン対流」によるエアロゾル感染を引き起こす循環式空調には注意が必要で、ダイヤモンドプリンセス号で起きた船内の感染拡大のようなリスクもある。よって喚気式の高機能空調の導入を検討すること。また、紫外線のうちUVC(短波長紫外線)を照射すれば数分でコロナウイルスが99%死滅するとの米独の研究結果をうけ、ニューヨーク地下鉄等で導入されている。また3月には神戸大学がUVCの反復照射の安全性を発表している。UVC発生装置は比較的安価なことから避難所施設等での導入を検討すること。

(6) 避難所の三密回避

避難所ではソーシャルディスタンスの確保を行うこと。また、トイレや洗面所等の共用部分が予想される個所の徹底した衛生処理を行うこと。

8. インフラ整備

新型コロナウイルス感染拡大の中、県予算はひっ迫しているが、その中でも中長期視点でのインフラ整備は必要である。現在のところ、三宮再整備や播磨臨海自動車道といった本県の未来を左右すると言っても過言ではないビッグプロジェクトは、是が非でも成功させなければならないと考える。

(1) 三宮再整備の神戸市への支援強化

総事業費が概算で7440億円に上る三宮再整備計画は、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、2050年頃の完成計画の時期の変更はしない模様で、屋外空間の積極活用やタッチレス化など、各事業で「新しい生活様式」に沿ったものに衣替えされる。民間主導事業では、再整備の核となる高層ツインタワービル、マスターミナル、大ホール、図書館等が計画されている。経済波及効果は建設投資額の約1.5倍に上り、税収の増加が見込め、神戸市の経済振興に多大なる好影響を与えることが期待されているが、懸念の材料はJR西日本の駅ビル建設や、新ビルへ予定していた飲食店等の入居が計画通り進むのかという経済不安がともなう。本県においても三宮再整備が本県経済全般に波及する効果も踏まえ、全面的にバックアップすること。

(2) 播磨臨海自動車道実現へのバックアップ

神戸市西区と兵庫県太子町間の約50キロを結ぶ「播磨臨海地域道路」のルートについて、国土交通省近畿地方整備局は東端の接続部分を加古川バイパスにする「内陸・加古川ルート」を選定したとの報道があった。今回の「内陸・加古川ルート」選定は国道2号へのアクセスが良く、神戸・大阪方面への所要時間の短縮が見込まれる上、臨海部から内陸部への移動で、主要な渋滞の場所を通らなくてもよくなるとのことであった。国の機関がルート選定を進行させていることは、今一步前に進んだということと解釈される。本県西部地区から神戸市への長年の渋滞が緩和されることは物流がスムーズになり経済効果は計り知れない。本県としても、播磨臨海自動車道実現に向け、今一度精力的に取り組むこと。

(3) 神戸西バイパス取り組み強化

着工から約30年が経つものの今も未整備区間が残る「神戸西バイパス」が、事業本格化にむけ2月16日、起工式が開かれた。これまで永井谷JCT以西は開発の事業予算が乏しく踏み状態が続いていたが、整備費用を利用者の料金から賄う「有料道路事業」の導入を決めたことでようやく道筋がついた。播磨臨海

自動車道にあわせ、神戸西バイパスも渋滞緩和に大きく資することから、一刻も早く用地買収を完了し、工期完成を目指して取組強化すること。

9. 犯罪防止対策

新型コロナウイルス感染拡大での給付金を狙った特殊詐欺が横行している。最近では、こういった特殊詐欺に暴力団や半グレ組織が加担しているケースが多く、単なる詐欺事件の領域に止まらず反社会的勢力の資金源となっている。また、特定国からのものと思われる国際的な軍事目的や報復的なサイバー攻撃が行われている。また、先進国のワクチンや治療薬開発の先端情報入手のためのものであると思われるサイバー攻撃も見られる。本県では2011年に、潜水艦を製造している川崎重工や三菱重工が狙われ、防衛総合産業でもあるIHIもサイバー攻撃を受けた。新型コロナウイルス感染拡大のスキを狙って、サイバー攻撃が激化する可能性もあり、今後の対策強化が必要と考える。

(1) 特殊詐欺犯罪への取組強化

高齢者を狙った特殊詐欺が一向に収まらない。半グレや暴力団の新しい資金源にもなっている。また、コロナ給付金詐欺等を狙った新手の特殊詐欺事件も発生している。これらの特殊詐欺事件の徹底的な取り締まりを強化すること。

(2) サイバー犯罪への取り組み強化

国家間やテロ組織からのサイバー攻撃への取り組み強化を行うこと。また県民が気軽に相談できる雰囲気づくりと、情報提供開示に努めること。特に今般新設される本部長直轄の「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」(略称CSIS)に、人・モノ・カネを惜しまず投入すること。

(3) 児童虐待、DV、ストーカー犯罪の防止

児童虐待、DV、ストーカー事案が発展し重大事件になるケースが散見され、このようなケースが重大犯罪に至らないような防止対策を強力に推進すること。

(4) 暴力団対策の強化

指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組をめぐる抗争が全国的に発生している。緊迫した情勢にあることから、県民の不安は高まっており、取締りの強化を図ること。

10. 行財政改革推進への当面の態度

今回の新型コロナウイルス感染拡大の対策として国は膨大な第一次、第二次補正予算を組み支出し、県でも休業要請企業協力支援金や医療体制整備の目的で大幅な予算を支出した。これまで「行財政構造改革の推進に関する条例」をもとに財政改革推進計画を策定し、着実に行財政改革が遂行されてきて、収支均衡等の一応の目途が立った矢先のことであるが、行財政改革の推進は、とりあえず事態終息が見えるまで一時止めるのかどうかの検討は必要であると考え

る。
また、今後第二波、第三波が予想される現在、ワクチン開発まで事態終息が訪れるのかも見渡せない。高齢化が進展していく中では、やはり中長期的には県債残高圧縮を含めた行財政改革は推進していく必要があると考えられるが、当面は行財政改革の推進は現状の推移をみて考えるのがベターではないか。

(1) 県債残高の縮減

県債残高の一層の縮減に努めること。

(2) 外郭団体の整理、統合

公社、外郭団体の運営に対して、事務事業や組織体制等の徹底した検証を行い、非効率な事業の場合は、事業統廃合や民間への委託を検討すること。また職員OBの公社、外郭団体への再就職は、必要最低限となるようにし、できるだけ民間委託に移行するよう努力すること。

(3) 兵庫県と神戸市の二重行政の整理

兵庫県と神戸市の二重行政の無駄を省き財源を確保すること。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 9月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
5	9/23 会派プロバイダ利用料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020092101042177913



15305

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 9月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111004 15305 15098 00 J
61 000000 1 0 20090301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年 9月ご請求分	5,940円	2020年 9月30日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 9月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 8月 1日~ 8月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割 8月 1日~ 8月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計			
5,940	5,940	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> 〇上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 10月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	10/5 三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途	
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである	



通常貯金 (兼お借入明細)

7



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
▷01▷						
▷02▷						
▷03▷						
▷04▷						
▷05▷						
▷06▷						
▷07▷						
▷08▷						
▷09▷	2-10-05	(SMTパナ)	割賦	7,344	①	
▷10▷						
▷11▷						
▷12▷						

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
▷13▷						
▷14▷						
▷15▷						
▷16▷						
▷17▷						
▷18▷						
▷19▷						
▷20▷						
▷21▷						
▷22▷						
▷23▷						
▷24▷						

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



非啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。
敬 具

5001597793			
品名	台数	備	考
ソコウキ	1	左記他	商品
63612			
株式会社ツヤストリンク			

期間	自 2015年 7月 24日	
	至 2021年 7月 23日	
	72 ヶ月	
支払	月間リース料	6,800円
	消費税額等	544円
	合 計	7,344円
	第1回支払日	2015年 9月 3日
	第2回支払日	2015年 9月 3日
	第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替	
前払リース料	0円	
消費税額等	0円	
合 計	0円	
備考	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します	

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イシノトウヒョウゴケンキ
カイキインタツ

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

1	5	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	5	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	5	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	5	10	6800	544	46	19	5	6800	544
5	5	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	6	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	6	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	6	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	6	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	6	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	6	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	6	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	6	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	6	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	6	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	6	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	6	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	7	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	7	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	7	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	7	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	7	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	7	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	7	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	7	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	7	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	7	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	7	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	7	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	8	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	8	2	6800	544	**合計**			489,600	39,168
32	8	3	6800	544					
33	8	4	6800	544					
34	8	5	6800	544					
35	8	6	6800	544					
36	8	7	6800	544					
37	8	8	6800	544					
38	8	9	6800	544					
39	8	10	6800	544					
40	8	11	6800	544					
41	8	12	6800	544					
42	9	1	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

*口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されますので、ご了承ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 10月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
2	10/9 ホームページ更新料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

普通預金 (兼お借入明細)

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	2-10--9	振込	*11,000	W21 カ)クオダシテム	②
24	2-10--9	振替	*220	振込手数料	②



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 10月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
3	10/9 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

貸借対照表 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2	2-10--9 振込	*194,040	W21 アテ`コ (カ)	③
3				
4				
5				
6	2-10-20 振替	*6,205	NTT電話料	④
7	2-10-21 振替	*5,940	PE NTTファイナ	⑤
8	2-10-26 振替	*4,555	DF. ジャストリク	⑥
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



請求書

発行日 2020/10/05
請求No. 7425027
発行No. 2

アデコ株式会社

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社
兵庫県神戸市中央区
7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申しあげます。

合計金額 ￥194,040

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.09.01 ~ 2020.09.30 時間内	84H 00M	2100	176,400

お客様コード 000528840001
お支払予定日 2020年10月31日
お振込先 [Redacted]
口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	176,400
消費税(10%)	17,640
立替金等	
合計金額	194,040

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA06658019009962	-	2020/07/01~2020/09/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
14日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
84:00	84:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
9	1	火	休日				
9	2	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	3	木	休日				
9	4	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	5	土	休日				
9	6	日	休日				
9	7	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	8	火	休日				
9	9	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	10	木	休日				
9	11	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	12	土	休日				
9	13	日	休日				
9	14	月	休日				
9	15	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	16	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	17	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	18	金	休日				
9	19	土	休日				
9	20	日	休日				
9	21	月	休日				
9	22	火	休日				
9	23	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	24	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	25	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	26	土	休日				
9	27	日	休日				
9	28	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	29	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
9	30	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA06658019009962	-	2020/07/01~2020/09/30	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
9	1	火				
9	2	水				
9	3	木				
9	4	金				
9	5	土				
9	6	日				
9	7	月				
9	8	火				
9	9	水				
9	10	木				
9	11	金				
9	12	土				
9	13	日				
9	14	月				
9	15	火				
9	16	水				
9	17	木				
9	18	金				
9	19	土				
9	20	日				
9	21	月				
9	22	火				
9	23	水				
9	24	木				
9	25	金				
9	26	土				
9	27	日				
9	28	月				
9	29	火				
9	30	水				

労働者派遣契約内容通知書

2020年5月23日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA066580
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、求客対応、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年07月01日 ~ 2020年09月30日 (変更前) 2020年07月01日 ~ 2020年09月30日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日 曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超						休日労働	無	
福利厚生	屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中				
	請求単位 請求単価	時給 ¥2,100/時	普通残業 ¥2,625/時 深夜 ¥2,625/時 深夜残業 ¥3,150/時	法定残業割増加算(月60時間超) 法定休日 法定休日深夜	¥525/時 ¥2,835/時 ¥3,360/時
請求額	交通費 — その他				
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)
	支払条件	末日締 翌末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先が行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について96時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 10月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
4	10/20 会派FAX料金	<table border="1"><tr><td data-bbox="1110 374 1273 450">共通案分率</td><td data-bbox="1281 374 1380 450">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 461 1273 533">それ以外の案分</td><td data-bbox="1281 461 1380 533">100%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 544 1273 1003">案分の説明</td><td data-bbox="1281 544 1380 1003"></td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
		共通案分率	50%					
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
案分率								

領収証は別途

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 2年10月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆9月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	7月21日~ 8月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	17	合算	7月21日~ 8月20日。なお前月分は75円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	265		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(265)		合算表示の料金を合計した2,659円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,924		
◆10月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	8月21日~ 9月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	201	合算	8月21日~ 9月20日。なお前月分は17円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	284		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(284)		合算表示の料金を合計した2,843円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	3,127		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	140	合算	8月21日~ 9月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	14		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(14)		合算表示の料金を合計した140円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	154		
(合計)	3,281		
(総合計)	6,205		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 10月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
5	10/21 会派プロバイダー利用料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

NTTファイナンス

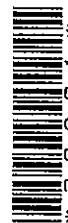


NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020102101045904448



21033

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

発行年月日 2020年10月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111006-21033 20891 00 J
61-000000 10 20100301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年10月ご請求分	5,940円	2020年11月2日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 10月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分				
	4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	9月 1日～ 9月30日
		-1,100	光はじめ割	9月 1日～ 9月30日
		430	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	4,730	4,730	(小計)	合算
◇NTTファイナンスご利用分				
	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: N194337650 非対象等
◇合計	5,940	5,940	合計	
<p><NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>				

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 10月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目											
6	10/26 ジャストリンク(コピーチャージ料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 376 1268 414">共通案分率</td><td data-bbox="1284 376 1364 414">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 421 1268 459"></td><td data-bbox="1284 421 1364 459">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 465 1268 504">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 465 1364 504">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 510 1364 548">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 555 1364 996">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである												

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 11月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
1	11/4 コピー機リース料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1110 371 1273 454">共通案分率</td><td data-bbox="1278 371 1374 454">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 461 1273 501">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 461 1374 501">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1110 508 1374 1005">案分の説明</td></tr></table> 案分率	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである								



通常貯金 (兼お借入明細)

7



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<10	2-11-04	(SMTパナ)	割賦 7,344 ①	*270,707
<12				
<13				
<14				
<15				
<16				
<17				
<18				
<19				
<20				
<21				
<22				
<23				
<24				

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



弊啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

5001597793

品名	台数	備考
パソコン	1	左記他商品

63612

株式会社ジヤストリンク

自 2015年 7月 24日
至 2021年 7月 23日
72 ヶ月

月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回目支払日	2015年 9月 3日
第2回目支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イソノトウヒョウゴケンキ
カイキインタツ

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されますので、ご了承ください。

1	15	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	15	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	15	11	6800	544	46	19	5	6800	544
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	16	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	16	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	16	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	16	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	16	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	16	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	17	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	17	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	17	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	17	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	17	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	17	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	18	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	18	2	6800	544	***合計***			489,600	39,168
32	18	3	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	5	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	7	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	9	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	11	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	1	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 11月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
2	11/9 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

年月日(和暦)	記号	引出金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
2-11--9	振込	*11,000	W21 カクダシステム ③	*19,220,161*
2-11--9	振替	*220	振込手数料 ③	*19,219,941*
2-11--9	振込	*180,180	W21 アテコ (カ) ②	*19,039,761*
2-11-16	振込	*109,868	W21 カアトリコウ ④	*18,827,043*
2-11-16	振替	*440	振込手数料 ④	*18,826,603*
2-11-24	振替	*5,940	PE NTTファイナ ⑤	*18,719,292*
2-11-27	振替	*3,165	SMBC(アスク) ⑥	*18,716,127*



〒 650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

3号館 維新の会 兵庫県議会議員

団控室

維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

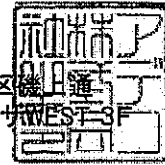
請求書

発行日 2020/11/06

請求No. 7451557

発行No. 1

アデコ株式会社



神戸支社
兵庫県神戸市中央区
7-1-8 三宮プラザ

TEL 050-2000-7157

11/9

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 **¥180,180**

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.10.01 ~ 2020.10.31 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2020年11月30日

お振込先

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

就業先・就業場所 維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署 兵庫県議会議員団			
事業所 維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位 兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA12521219009962	-	2020/10/01~2020/12/31	
派遣会社 アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
13日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働
10	1	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	2	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	3	土	休日				
10	4	日	休日				
10	5	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	6	火	休日				
10	7	水	休日				
10	8	木	休日				
10	9	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	10	土	休日				
10	11	日	休日				
10	12	月	休日				
10	13	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	14	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	15	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	16	金	休日				
10	17	土	休日				
10	18	日	休日				
10	19	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	20	火	休日				
10	21	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	22	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	23	金	休日				
10	24	土	休日				
10	25	日	休日				
10	26	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	27	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	28	水	休日				
10	29	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00
10	30	金	休日				
10	31	土	休日				

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA12521219009962	-	2020/10/01~2020/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
10	1	木				
10	2	金				
10	3	土				
10	4	日				
10	5	月				
10	6	火				
10	7	水				
10	8	木				
10	9	金				
10	10	土				
10	11	日				
10	12	月				
10	13	火				
10	14	水				
10	15	木				
10	16	金				
10	17	土				
10	18	日				
10	19	月				
10	20	火				
10	21	水				
10	22	木				
10	23	金				
10	24	土				
10	25	日				
10	26	月				
10	27	火				
10	28	水				
10	29	木				
10	30	金				
10	31	土				

労働者派遣契約内容通知書

2020年9月3日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA125212
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
		TEL								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830			
派遣元	事業所	アデコ(株) 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社 [REDACTED]						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社 [REDACTED]						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長 [REDACTED]						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年10月01日 ~ 2020年12月31日 (変更前) 2020年10月01日 ~ 2020年12月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月 火 水 木 金 土 日 祝 週3日 一部就業 一部就業 一部就業 一部就業 一部就業 休日 休日 休日 日曜起算								
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超						休日労働	無	
	福利厚生	屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。								
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

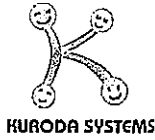
領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 11月分)

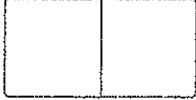
(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3	11/9 ホームページ更新料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

日本維新の会 兵庫県議会議員団 御中



株式会社クロダシステム
 代表取締役 黒田 裕也
 〒 651-2117
 兵庫県神戸市西区北別府6
 TEL 078-915-7574 FAX 078-915-7584



1/9

いつも格別のお引き立てを賜り
 誠にありがとうございます。
 下記の通り御請求申し上げます。

株式会社 クロダシステムズ
 代表取締役 黒田 裕也

件名：

	消費税等
¥11,000-	¥1,000-

品名	数量	単価	単価	税額	税率
ホームページ更新保守料金	1	式	10000	10000	10%
10%税込計				11000	
合計			11000	11000	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 11月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
4	<p>11/16</p> <p>「令和3年度当初予算編成に対する申し入れ」制作費</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 380 1268 459">共通案分率</td><td data-bbox="1276 380 1364 459">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 459 1268 504"></td><td data-bbox="1276 459 1364 504">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 504 1268 548">それ以外の案分</td><td data-bbox="1276 504 1364 548">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 548 1364 1008">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1069 649 1101 739">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

発行日: 令和2年11月5日

伝票番号

20-11002

請求書

維新の会 兵庫県議会議員団 様

取引条件: 見積書通り
支払条件: 納品後振込入金

株式会社アトリエ神戸

〒655-0038
神戸市垂水区星陵台5-11-12-1F

電話 078(767)9630

FAX 078(767)9167

商品番号・商品名	数量	単価	金額	備考
冊子制作(くるみ製本)	220			
令和3年度当初予算編成に対する 申し入れ				2穴あき210部 穴無し10部
印刷費・フルBWプリント	5,720	10	57,200	
製本	220	250	55,000	
最厚紙 桃色A3のび	220	35	7,700	
値引き	220	-91	-20,020	
合計				
税抜	99,880			
消費税			9,988	
総額				¥109,868

振込先 XXXXXXXXXX
カ アトリエコウベ

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	「令和3年度当初予算編成に対する申し入れ」の作成			
活動概要	発行日:令和2年11月11日 発行部数:220部(2穴あき210部、穴無し10部) 対象者:県知事及び各部局 配布方法:配布(手配り) 内容:令和3年度当初予算編成に対する申し入れ			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	製本	109,868	11-4	
	振込手数料	440	11-4	
	合計	110,308		
備考	添付書類:納品書、請求書、令和3年度当初予算編成に対する申し入れ			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和2年11月

令和3年度当初予算
編成に対する申し入れ

維新の会兵庫県議会議員団

令和2年11月11日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

維新の会兵庫県議会議員団

幹 事 長 岸口 みのる

政務調査会長 高橋みつひろ

令和3年度当初予算編成に対する申し入れ

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大はいまだ続いており、新型コロナウイルス感染症の克服に不可欠なワクチンや治療薬の開発は令和3年以降となり、その効果も現時点では未知数なことから当面、世界規模の影響を免れることはできません。

コロナ禍のわが国の社会は大きな変化がおきました。特に経済の情勢は、依然として厳しい状況が続いており、今後は感染拡大防止策を講じつつ経済活動のレベルを段階的に引き上げていき、力強い回復を目指さなければなりません。それには、経済面では雇用環境を改善して、消費の拡大を図り、景気の好循環を生み出す必要があります。国の施策であるG・O・T・o・トラベルやG・O・T・o・E・a・t等も活用し県内の観光振興や、商店街振興等の景気刺激策を講じなければならぬと考えます。また、感染拡大の防止や医療体制の確保、コロナ禍での教育現場の混乱の回避や、安心して子供たちが勉強できる学習環境整備も重要です。一方で、従来からの懸案である人口減少や少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化の克服や、老朽化した都市インフラの更新に対応し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策に取り組んでいかなければなりません。今後は諸課題に対して、県と県議会が一致団結して創意工夫をこらし、種々施策の検討・実施を行い、県の各部局がそれら施策を着実に実行していくことが求められています。

そこで僭越ながら、わが会派内で検討した提言を以下にご提案申し上げます。

知事におかれては、令和3年度予算編成にあたり、その実現を図られるよう申し入れます。

維新の会兵庫県議会議員団

幹事長

農政環境常任委員会委員 岸 口 みのる (明石市選出)

政務調査会長

警察常任委員会委員 高橋 みつひろ (神戸市西区選出)

政務調査副会長

産業労働常任委員会委員 齊 藤 真 大 (川西市・川辺郡選出)

総務常任委員会委員

徳 安 淳 子 (尼崎市選出)

建設常任委員会副委員長

掘 井 健 智 (加古川市選出)

健康福祉常任委員会委員

門 隆 志 (宝塚市選出)

文教常任委員会委員

増 山 誠 (西宮市選出)

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する医療体制整備について

現在に至るまで、わが国の感染者数・重症者数・死亡者数は、諸外国に比べて非常に少なく抑えられてきている。医療従事者をはじめ関係者の尽力もあり、感染拡大のさなかにあっても、致命的な医療崩壊が現実化することはなかった。しかし、感染拡大期に、医療提供体制がひっ迫したことを忘れてはならないと考える。医療従事者の負担、医療機器・物資の供給、病床の確保といった各側面から、医療提供体制に係る平時の備えと緊急時の対応のあり方について検証を行い、次なる感染拡大に対して周的な備えを行う必要がある。

(1) 医療体制の整備と医療物資供給の確保

- ① 医療現場において、マスク、ガウン、人工呼吸器等、医療物資については一定量の備蓄や増産スキームの整備等、供給確保を行うこと。
- ② 現在は、フェーズに応じて入院医療体制の650床の確保と、うち重症120床とするとのことであるが、冬場に向かい陽性患者数と重症患者数は増加する可能性もあり、さらに一層の病床確保に全力をつくすこと。
- ③ 陰圧室やICUの設置数やECMOや人工呼吸器も漸次増やすこと。
- ④ 県立9病院で購入した紫外線UVC照射ロボットの使用に関する有効性を検証し、市町病院や民間病院への拡大と、固定式UVC紫外線発生装置を学校や避難所等に応用できないか検討すること。(神戸市外郭団体(株)OMこうべは、神戸空港脇のベイシャトル待合室内に2台設置したが、1台あたりの価格は工事費込みで60万円であったとのこと)
- ⑤ 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症患者対策を推進すると聞くが、冬場に入り重症者が激増するリスクもあり、更に重症者対応ができるよう準備すること。
- ⑥ 本県の場合、他県と違って無症状、軽症であってもまずは入院して、その後軽症者施設へ移動する方針をとっていることから自宅療養者がいな

い。このことで家庭内感染が抑えられている。これは素晴らしい偉業であり知事会等で喧伝すること。

- ⑦ 軽症者施設の拡充も図ること。
- ⑧ 老健施設や学校でのクラスター発生を防止する観点から、それらの施設での新型コロナウイルス感染防止のマスクやフェースシールド、消毒液などの溶剤や備品の拡充を図ること。
- ⑨ 県立病院で院内感染が起こらないよう院内トリアージを徹底し、院内での医療従事者の動線等、きめ細やかなルール作りを行うこと。
- ⑩ 子供を養育中の感染者の入院中の預かり施設の拡充を図ること。県内5ヶ所のこども家庭センターでの預かり体制の充実だけでなく、親族がスムーズに預かれるよう、金銭的なメリットを供与したり、通学などの教育上の配慮も検討すること。
- ⑪ 自宅療養者や濃厚接触者向けの家庭での過ごし方を記したマニュアルを作成し配布すること。
- ⑫ 重要政策提言でも申し上げたが、県立はりま姫路総合医療センターや西宮市の県立・市立の2つある既存病院の統合再編に際して、片方をコロナ専門病院とすることを検討すること。

(2) 検査体制の拡充

- ① PCR検査数を増加させること。また慈恵医大では人件費と設備費を除くコストが1件あたり700~800円との試算もあることから、PCR検査の原価計算を行い、損益分岐点も分析しながら検査数増を図ること。
- ② 9月下旬に、千葉県市川市にある国立国府台病院内にソフトバンク社が新型コロナウイルス検査センター株式会社を立ち上げ、タカラバイオ社の検査試薬を使い、健康保険対象外の唾液PCR検査を1件あたり2,200円（配送料・包装費除く）の低価格で請け負うことを発表した。郵送にて受付をし、受領した即日結果が出るとのことである。当面は企業や自治体等の団体を対象にしていることから本県でも採用できないか検討すること。
- ③ ひょうごボランティアプラザが派遣する大規模災害ボランティア向けに、県立健康科学研究所が唾液PCR検査を実施するに際し、試薬代等の検査

実費1件あたり4千円の費用のうち、県が「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」の一環として、2千円を補助するとの発表があった。しかし上記の②の通り、ソフトバンク社では検査費用1件あたり2,200円であることから、コスト面から言ってもソフトバンク社に依頼することを検討すること。また、県立健康科学研究所は本来業務の陽性者や濃厚接触者のPCR検査に注力すること。

- ④ すでに発表になっているが、250ヶ所のかかりつけ医等でのPCR検査拠点体制充実は、これまでのなかなか電話が通じない帰国者・接触者相談センターの弱点を補うことができ、患者が気軽にPCR検査を受けられ感染拡大を防止できることから積極的に推進すること。
- ⑤ 迅速機のランプ法システムは、1台300万円だが、次のようなメリットがあり、積極導入を検討すること。

ランプ法システムのメリット

- ・判定時間が40分程度で、基本的に機械が数値判定してくれるので外部検査機関に依頼する必要がない。
- ・陽性一致率(感度)90%、陰性一致率(特異度)100%であり、精度=感度(90%)×特異度(100%)なので、理論上の精度は、90%となり一般的には「PCR検査の90%~95%の精度」と言われる。よって抗原検査よりも精度は優れ、唾液検査でも鼻孔からの粘液採取と同等の判定結果を得ることができる。
- ・そこで提案だが250ヶ所のかかりつけ医等の検査体制整備にあたり、1台300万円×250ヶ所=7億5千万円をかけ、ランプ法システムを一括購入し、検査受入れを表明した医療機関に無償貸与してはどうか。そうすることで、検査受入れ医療機関も、ほとんど経費が掛からず、行政検査として健康保険請求できるのではないか。
- ・またランプ法システムが手元があれば、医師・看護師が自らの検査を毎日簡単にできるのもメリットになるのではないか。
(ランプ法システムは、すでに加古川医療センターと丹波医療センターでは導入済み)

- ⑥ 院内感染防止の見地から新型コロナウイルス感染症以外の入院患者等の入院時にPCR検査を実施すること。

- ⑦ 唾液検査にも注力し、検体採取時の感染リスクを低減させること。採取時の個人用防護具（ガウン、フェイスシールド等）の着用の簡素化を図ること。抗原検査やランプ法検査の拡充も図ること。
- ⑧ 医師会との連携を密にし、発熱外来の拡充を図り、ドライブスルー検査やウォークスルー検査等も導入すること。また身体障がい者の方が負担なく検査が受けられるような体制を構築すること。
- ⑨ スキルを持った検査員の増加を図るため、県立看護学校に対象学科を増やす検討をすること。
- ⑩ 県立健康科学研究所や市町の感染研究所のPCR検査試薬を十分に整えること。また人員の補充を行うこと。また検査機も大型の全自動検査機を増台すること。
- ⑪ 名称変更する受診・相談センター（旧帰国者・接触者相談センター）の体制整備を図ること。
- ⑫ 医療従事者の定期的なPCR検査の実施も検討すること。
- ⑬ インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備える検査体制を構築すること。

（3）医療従事者の処遇改善

- ① 新型コロナウイルス感染症を扱う医療従事者の負担軽減を図るため、夜勤等のホテルを用意する等、医療従事者の労働環境整備を行うこと。
- ② 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に止まらず、新型コロナウイルス感染症を扱う医療従事者の危険手当を増額すること。
- ③ 神戸市の医療従事者応援ファンドに比べ、県の医療従事者応援ファンドの寄付額が見劣りする。積極的に宣伝し拡充を図ること。

（4）新型コロナウイルス感染症担当医・担当看護師の多忙化回避のための診療科間のシフトの検討

- ① 受診抑制で時間の余裕ができた診療科の医療従事者の診療科間のシフトを検討すること。
- ② 県立病院間の医療従事者のシフトや市立病院との連携による医療従事者の融通も検討すること。

(5) 受診控え対策としての診療面でのデジタル化の推進

- ① 医療従事者・患者の双方の新型コロナウイルス感染リスクを抑制する初診を含めたオンライン診療を推進すること。
- ② 患者の服薬指導のデジタル化の推進を図ること。

(6) ワクチンや治療薬開発への援助

- ① 神戸大学感染症センターの森教授チームが行っている新型コロナウイルスワクチンの開発を援助すること。また同大学院科学技術イノベーション研究科白川教授と森下仁丹の経口ワクチンの共同開発にも援助すること。
- ② 産学官で新型コロナウイルス研究を進めるとの目的で9月より関経連の資金援助を受け、立ち上げられた新型コロナウイルス研究組織（統括 本庶佑京大特別教授）を積極的に支援すること。本県関連では神戸大学と理化学研究所が対象の研究施設となっており、それぞれの研究に対する経費支援等も検討すること。
- ③ レムデシビルやアビガンは勿論のこと、イベルメクチンやフサン等、有力な治療薬候補は一定量確保しておくこと。
- ④ 神戸医療産業都市を積極的に側面支援すること。

2. 通常の医療体制の構築

全国的に診療抑制（もしくは診療控え）により一般病院や開業医の経営は火の車となっている。同様に県立病院の収支も悪化しており、病院局の令和元年度決算は約40億円の純損失を計上したが、受診抑制が顕著となった本年4月以降を勘案すると令和2年度決算は令和元年度を上回る純損失が予想されるのではないかと懸念される。良質な医療を県民に提供しつつ、病院経営を軌道に乗せるには、従来とは違った視点で病院局の経営を考えていく必要がある。また、コロナ禍であっても、ガンや成人病等新型コロナウイルス感染症以外の病気に対して以前と同様の良質な医療を提供できる体制に戻さなければならない。

(1) 医療従事者確保対策の強化

- ① 現在はコロナ受診抑制で、非常勤医師やフリーランスの医師の中小病院での雇止めが起きており医師確保がしやすい環境にある。よって新型コロナウイルス感染拡大以前から取り組んでいる医師確保への取り組みを加速させること。
- ② 離職防止・再就業支援をはじめとした看護職員確保対策に取り組むこと。また看護学校の充実と返済不要の奨学金制度の拡充を図ること。

(2) 高齢化社会を踏まえた医療の拡充

- ① 高齢化の進展により、今後ますます在宅医療の重要性が高まることを踏まえ、在宅医療基盤の充実強化に向けた取り組みを充実させること。また、訪問看護ステーションの支援等を通じ在宅看護体制の機能強化を図ること。
- ② 認知症対策の強化を図ること。またWHO神戸センターからの支援や助言を積極的に受けること。

(3) 高度先進医療の提供

- ① 重粒子線センターや陽子線センターの患者の誘客に努力し、経営を軌道に乗せること。
- ② 兵庫県がん対策推進計画のもと、がん予防の推進とがん医療の充実を目指すこと。早期発見のためのがん検診の拡充を図ること。また光免疫療法等の先進的がん治療に積極的に取り組むこと。

- ③ 医療用ロボットやICT等の先端技術を導入することで業務の効率化や軽減を図ること。

(4) 周産期医療体制の整備

- ① なり手の少ない産婦人科の医師確保に努めること。
- ② 少子化対策の一環としての不妊治療への支援を図ること。

(5) 社会問題化しているひきこもり対策

- ① ひきこもり者の早期発見や、長期化しているひきこもり者へのきめ細やかな支援を実施すること。
- ② ひきこもりの一因となっている精神的な病因（うつ病等）の対策を強化すること。

(6) 病院局の経営上の収支改善への取り組み強化

- ① コロナ禍での受診抑制により県立病院の経営は非常に厳しいが、今一度経営上の収支改善に積極的に取り組むこと。
- ② 患者の身になって、受診抑制が起きにくい病院のあり方について検討し病院内の環境改善に努めること。

3. 人口の自然増対策と社会増対策の強化について

日本の出生数は、2019年に86万人に急減、初の90万人割れとなり、その結果、令和元年度の合計特殊出生率は1.36となった。本県の場合は1.41を2024年まで維持したいという目標を掲げているが、この合計特殊出生率の維持は、特別な施策がないとかなり難しい。特に新型コロナウイルス感染症の流行は、親にも心理的に大きな悪影響を及ぼしている。妊娠中の不安や、生まれてきた子供の健康に対する不安、また経済環境悪化により、果たして育て上げることができるのかといった心理的な負担がある。このような状況下、妊娠費用の軽減や教育や子育てにお金がかかる現状の改善等、親の経済的、心理的負担を軽くしなければならない。また本気で人口増に取り組むためには、移住施策等の社会増対策も併せて注力する必要がある。

(1) 結婚から子育てまで希望が叶う兵庫の実現

- ① 雇用機会の安定的な創出により確かな収入を得て、安心した生活を過ごすことができる雇用環境を整えること。また働き方改革を通じ、精神的にゆとりのある生活が保障される社会づくりを目指すこと。
- ② 仕事と子育ての両立が実現できる社会が推進されるようにすること。女性が安心して就業できるよう待機児童ゼロの子育て環境を作ること。また質も高い保育を受けられるようにすること。
- ③ 妊娠費用軽減のための助成と不妊治療の助成を拡大すること。
- ④ 育児を働きながら夫婦共同ででき、第二子以降の出産が希望できる社会環境の整備を行うこと。第三子以降の出産に対しては報奨制度を設けること。また、育児休暇や育児手当が取得しやすい制度を行政として構築すること。またこれらワークライフバランスに配慮した制度構築に積極的な企業を応援すること。
- ⑤ 女性の一層の社会進出とキャリアアップを目指すことができる労働環境を整えること。
- ⑥ 放課後児童クラブの拡充を図ること。また放課後児童クラブでは新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行うこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等で家庭内の児童虐待が増えている。児童虐待の防止に向けた、こども家庭センターの体制強化を図るため、更なる職員の増員と警察・医療一法曹分野との連携強化を図ること。また、里親制度を充実させ、市町村と連携した児童虐待対策を推進すること。
- ⑧ 困窮世帯やひとり親世帯、若年で親となった世帯の経済的支援を充実させること。

(2) 人口の社会増対策について

- ① ひょうご出会い支援事業の拡充を図ること。ひょうご出会いサポートセンター事業の実施についてはコロナ禍にあることからその手法についてオ

ンラインお見合いを企画したりICTを使う等の新機軸を用意すること。

- ② 過去に県下の朝来市や養父市が、住みたい田舎のベストテンのランキング上位に選ばれた。今回淡路市のパソナ本社移転等、本県が選ばれる地方都市を包含する県になりつつあり、このチャンスを最大限に生かしUJIターンに取り組むこと。
- ③ 県内外の学生に県内企業のインターンシップに参加する機会を設けること。
- ④ 他県に進学した本県出身学生等と県内企業とのマッチングのための合同企業説明会等を実施すること。
- ⑤ カムバックひょうごセンター・ひょうご移住プラザの運営を強化し、きめ細やかな移住相談に対応すること。また、これまで行ってきたUJIターン者起業支援事業等も社会環境の変化から、今後一層応募が増える可能性があり引き続き鋭意取り組むこと。
- ⑥ 国は、来年度テレワークで東京の仕事を続けつつ地方に移住した人に最大100万円を交付し、地方でIT（情報技術）関連の事業を立ち上げた場合は最大300万円を交付するとし、そのために来年度予算の概算要求に地方創生推進交付金として1000億円を計上するとの報道があったが、国の本制度が成立する前提で本県移住促進策を図ること。

4. 教育の充実

学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減しつつ実施可能な教育活動を行うことは重要である。今後、ワクチンが開発され、新しい治療法が確立されるまでは、学校での教育が濃淡のある一定の制限を受けることはある程度は致し方ないかもしれないが、それまではオンライン環境等の充実を図ることが重要である。一方、全国的に教育現場での新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生している。若年者は重篤化しないというが、若年者であっても後年に後遺症が発生したり、再感染の場合の重篤化が予想され、その観点からも学校における新型コロナウイルスの十分な感染予防は図らなければならないと考える。

(1) オンライン学習環境の整備

- ① 一人一台のオンライン環境整備を行うこと。機材導入にあたっては、効率的で十分なスペックを持ったものとし、かつコスト的にも合理的なものを選択すること。
- ② 教師にはオンラインスキルを習得できる研修会の開催等環境整備を行うこと。
- ③ 端末を同時接続しても不具合が起きない高速大容量の通信ネットワーク体制を構築すること。
- ④ 多様な子供達に公正で個別最適化された学びの場を提供し、それが持続的に維持できるよう努力すること。
- ⑤ デジタル教材やAIドリル等先端技術を応用したデジタル技術の導入を図ること。
- ⑥ 外部人材によるICT支援員の活用等、従来の発想ではないアイデアを導入し、日常的にICTを活用できる体制を構築すること。また教育改革にも資するような体制整備を図ること。
- ⑦ 国が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画（2018～2022）」に基く地方財政措置を十分に活用すること。

(2) 教育現場での新型コロナウイルス感染症のクラスターの防止策の検討と実施

- ① 教育現場での新型コロナウイルス感染症の患者発生件数が増加している。神戸市立高津橋小学校では教師5名、生徒22名のクラスターが発生した。また、鳥取県の私立高校サッカー部合宿所や京都市の私立高校でのクラスター発生、埼玉県では公立小中高全体で106人が新型コロナウイルス感染症に罹患した。また明石市では小学生2名、高校生1名が陽性となった。クラブ活動や教室での密閉状態を回避し、検温機の設置やアルコール消毒等の徹底をすること。
- ② 前述の通り、固定式UV-C紫外線発生装置であれば安価であることから

学校内の教室等で利用できないか検討、実施すること。

(3) 最終学年生への特別な配慮等

横浜国立大学では、新年度入試に関して個別入学テストをとりやめ、共通テスト(新制度)と提出物(内申書や論文等)で合否判定することを発表した。また、受験生の新型コロナウイルス感染者の発生による再試験の実施をする大学もある。今後はさらに最終学年生(3学年)の生徒に配慮する学校が出てくることが予想される。本県で県立大学受験生や県立高校受験生に対する配慮を検討すること。

(4) 特別支援学校生への特別な配慮

特別支援学校については指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の新型コロナウイルス感染リスクの課題を多くの学校が抱えているため、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた教育活動とすること。

(5) 子供の居場所づくり

休校等により居場所のない子供に配慮して、地域全体としての子供の居場所をつくり、孤独化を回避すること。

(6) 児童・学生の自殺予防といじめ防止策の強化

- ① 児童、学生の悩み相談窓口の充実を図ること。
- ② いじめの全件撲滅を目指すこと。またいじめに対する教員の意識改革を図ること。いじめの通報窓口を充実させること。
- ③ ソーシャルワーカーの配置を充実させること。

(7) 不登校児童発生の未然防止策の推進

- ① フリースクール等の民間施設との連携強化を図ること。

- ② 県立但馬やまびこの郷の運営を強化すること。
- ③ 各学校での不登校の早期認知と保護者とのコミュニケーションを密にして不登校状態の早期解決を図ること。

(8) 児童・生徒、学生の困窮度調査と支援強化について

- ① 新型コロナウイルス感染拡大を受けて親のリストラ等で子供の学費支出が苦しくなった家庭や、予定していたアルバイトでの収入が途絶え学費支払いに窮する学生等の困窮度調査を行うこと。
- ② 困窮学生に対しては返済不要の奨学金等の制度拡充を図り、中途退学が起きないように困窮学生の支援をすること。

(9) 私立高校授業料無償化を推進

私立高校の授業料無償化をさらに推進し、親の所得制限のさらなる緩和を目指すこと。

(10) 臨時的任用教員の人材確保対策

教員の年度途中の結婚、出産、育休はじめ病気、介護などにより、長期にわたり休暇を取得する場合、教員の休暇の取得促進と迅速な臨時的任用教員の採用が求められる。

そのためには、臨時的任用教員の希望者や退職教員、教員免許をもった民間人の情報の集約ができるような仕組みづくりを検討すること。

5. 経済対策

新型コロナウイルス感染拡大を受け、経済的な落ち込みが激しい。わが国の2020年のGDP成長率は前年比▲5.8%と見込まれている。また、新型コロナウイルス感染症対策として、総事業規模230兆円超に及ぶ第一次、第二次補正予算等が講じられたが、次なる感染拡大が大規模化し、再度広範な休業や外出自粛等が要請されれば、わが国経済は致命的な損害を被ると考えられる。よって、これまでに明らかになった課題を踏まえ、感染拡大防止と経済活動の両立に万全を期すとともに、事態悪化時にも耐えうる体制を整える必要がある。

(1) テレワーク等のデジタル社会へ誘導

- ① 菅総理の肝いりでデジタル庁が創設されると聞く。経済界によるテレワーク等のデジタル化の徹底が図れるよう支援すること。
- ② デジタル社会推進により、5G等のICT先進技術を導入し、働き方に対して企業が新しい社会変革に取り組めるよう、影響を与えること。
- ③ AI・IOT・ロボット・ビッグデータ等を活用しようとする事業者を積極的に支援すること。

(2) 事業者の感染予防対策ガイドラインの策定と導入事業者への支援

- ① 国では新型コロナウイルス感染症対策の業種横断的に対応すべき事項を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」として公表した。これは「ウィズコロナ」時代に経済活動を再開していくうえでの指針となるため、感染症対策を講じる企業や個人事業者に呼びかけ、本ガイドラインの導入事業者へ支援すること。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

(3) 企業の資金繰りへの対応強化

- ① 新型コロナウイルス感染症の長期化を見据え、事業を継続し、雇用を確保するために、大企業・スタートアップ企業・中堅中小企業向けの資金繰り対策を強化すること。
- ② 県も制度融資等は目標を1兆円において融資拡大を図っていると聞く。日経平均株価が維持していることであらうじて経済が回っているが、今後株価下落等予断が許さない状況も予測され、企業融資拡充を一層目指すこと。
- ③ 企業負担となっている社会制度上の税負担（自動車税・県民法人税等）の猶予、軽減策を講じること。
- ④ 持続化給付金や事業者家賃給付金などの国の助成金の手続き支援や、融

資申請手続きの簡素化を側面支援すること。

(4) スタートアップ（起業）への支援策の推進

- ① 京阪神のスタートアップ支援体制が国の「スタートアップ・エコシステム・グローバル拠点都市」の認定を受けた。企業プラザひょうごも移転し、UNPOS（国連プロジェクトサービス機関）のG I C（グローバルイノベーションセンター）とともにSMBC（三井住友銀行）運営のフープス・リンク・コウベとも一体運営されるが、産学官による革新的な企業やビジネスモデルを発信する拠点として鋭意取り組みを強化すること。
- ② 政府の中小企業者向け支援策を利用できないスタートアップもいる。これらのスタートアップの新しい芽を摘まないよう県としての支援策を講じること。
- ③ 中小企業・小規模事業者やベンチャー企業等に対して、資金調達の支援、経営支援、雇用の確保など、きめ細やかな対策を講じること。

(5) クラウドファンディングを活用した資金調達を行う者への助成

- ① 来店客が激減している地域の飲食店等がインターネットを通じたチケット販売等により、営業継続に必要な資金を調達する手法としてクラウドファンディングが注目されているが、中小・小規模事業者はその活用ノウハウが不足していることから県として支援すること。
- ② また、クラウドファンディングを実施しようとしている事業者の相談に乗り、情報宣伝のお手伝いをする事。

(6) 次世代産業分野での成長促進

- ① 本県の強みでもある次世代型産業とされている「ロボット・AI・IOT」「航空・宇宙」「環境エネルギー」「健康・医療」におけるイノベーションの創出を促進すること。
- ② 県内企業や大学、研究機関等で構成する成長産業分野別との産学官連携を一層強化すること。

(7) 失業者増加の回避と正規雇用の確保

- ① 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。
- ② 今回のパソナ社が始めた「淡路島勤務を前提とした新型コロナウイルスによる影響等で失業したひとり親の100名の正規採用」(当初は20名)は、むしろ行政が真っ先にアイデアを出し、実施すべき施策であると考えている。このような篤志家企業の好意に甘えることなく率先して同様の施策を検討し実施すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大で失業した困窮者等向けに国の緊急小口資金貸付とは別の貸付制度を検討すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大で失業し住宅を失った方々への県営住宅入居を推進すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大で失業した方々等への、各種公的制度免除の制度等の諸施策について知らない人が多いため情報宣伝を強化すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスによる影響により失業した方々を率先して自治体で期限付きの臨時雇用として雇い入れるケースがあり、本県でも実施すること。
- ⑦ 内定取り消しを受けた学生への就職セミナーの実施や企業とのマッチング機会の設営、個別相談等の支援を検討すること。またやむなく翌年持ち越しとなった学生の翌年に期するための職業訓練等を実施すること。またその際に、一時的に県での雇い入れを検討すること。
- ⑧ 失業者がすみやかに再就職できるような県内企業への依頼強化を含めた各種施策を検討すること。

(8) 国際金融拠点誘致について

アジアの金融では香港の存在感が大きかったが、香港国家安全維持法の成立で人材や資本流出の可能性が高まっている。既に国は(大阪を中心とする)関西圏と福岡県を候補地に挙げ、外資金融機関の誘致強化に乗り出す方針を

固めた模様であるが、これに積極的に名乗りを上げること。

(9) サプライチェーンの強化

医療物資以外も含め、国家安全保障の観点から必要な物資の調達に関し、国内生産が可能となる体制を整備することや緊急時に他国と融通しあう体制を構築することを検討していく必要がある。今後とも、サプライチェーンのグローバル化は経済発展のために重要な要素であり、一層のサプライチェーンの多元化・強靱化に取り組むこと。

(10) 企業のBCPの強化への支援

業種・業態の違いを踏まえ、BCPの検討と導入を企業が積極的に行うことが重要といえる。今後は台風等の自然災害や他の感染症の流行等、新型コロナウイルス感染症の再拡大との複合災害への対応も求められるため、各リスクを適切に評価し、それに応じた対策を講じる必要があることからBCPのあり方について再検討を行うこと。

(11) 物流の停滞回避への支援

- ① 物流・産業拠点となる阪神港（神戸港・西宮港・尼崎港）と姫路港の機能強化を図ること。
- ② 阪神・淡路大震災を機に一時低迷していた神戸港も持ち直しコンテナターミナル港として機能強化が図られている。今般の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、外航路を中心に停滞することは経済復興の阻害要因となるので、特に神戸港のコンテナ貨物取扱量の増加に向け機能強化を図ること。

(12) 観光産業と飲食業への支援強化

- ① ここ数年インバウンド景気に沸いた城崎温泉や有馬温泉、姫路城といった県内の有数の観光名所の客数は激減し地元経済に暗い影を落としている。Go To Travel等をてこに国内観光客の取り込み強化を支援すること。
- ② 観光産業と同様に飲食業の苦境も続いており、Go To Eat等をてこに取り組み支援を図ること。

(13) 医療産業都市神戸市への支援強化

- ① 医療機関や医薬品会社、理化学研究所などが集積している神戸市を支援すること。
- ② 神戸市と連携してコロナ医薬品開発等を支援すること。

6. 農林水産業振興

外出自粛や巣ごもり消費の高まり等で、スーパーマーケットやドラッグストアなどは好調であるものの、百貨店や外食産業は急激な売り上げの減少にあえいでいる。今後のウィズコロナやアフターコロナもこの傾向は継続していくと思われる。本県は、神戸ビーフや日本酒等の高品質なブランド農産物にも恵まれており、高い競争力があるが、新型コロナウイルス感染拡大の中、消費低迷にあえいでおり、行政が主体となって支援すべきと考える。

(1) 地産地消農業の推進

- ① 学校給食や県立病院等での病院食に積極的に地元農産物を採用し売り上げに貢献すること。
- ② ホテルや飲食店、調理師学校と連携したイベントなどでのPRや、県産野菜の消費者向けフェアの開催等を企画し、県内バリューチェーンを構築すること。

(2) ICTや自動化技術等のスマート農業の推進

- ① 担い手の減少や高齢化が進む中で、限られた労働力で生産性の向上や効率化、高品質化等を図るための先進技術の導入を図ること。
- ② 先進機械設備導入にあたっては県農林振興事務所が指導強化を行い、資金面でも補助金の創設や融資面で支援すること。

(3) 地域農業の担い手の確保

- ① 新規就農者を確保し、学生から社会人、農業参入企業に至るまでの幅広い人材を育成すること。

- ② 新規就農者が農業で生活できるよう、人材育成研修や農地のマッチング等、きめ細やかな対応を行うこと。

(4) 農業経営の法人化

- ① 経営の継続性を確保する観点からも農業法人化を推進すること。
- ② 経営指導や研修会の実施等を県が主体となって行うこと。

(5) 障がい者自立のための農福連携の推進

- ① 障がい者が働き口を得て自立できるよう農福連携を積極推進すること。
- ② 障がい者と農業者の双方が互いの課題等について理解を深める研修会等を実施すること。

(6) 肥料・農薬・飼料などの生産資材の備蓄

生産資材の原料は外国に依存しているものが多く、外国における生産・輸出や日本までの海上輸送に支障が生じると、農産物の安定供給に支障をきたす。そのため、あらかじめ生産資材の備蓄を強化すること。

(7) 害獣対策の推進

- ① 農家の営農意欲の減退や耕作放棄につながる害獣対策を強化すること。
- ② 狩猟者育成のための免許取得を支援し、狩猟知識習得の講習会等も開催すること。
- ③ 令和4年完成予定の兵庫県立総合射撃場(三木市)の着実な開設準備を行うこと。

(8) 特定家畜伝染病の予防について

鳥インフルエンザや豚コレラの特定家畜伝染病の予防と発生時の危機管理の徹底を図ること。

(9) 水産業支援のための瀬戸内海の保全

漁獲量の減少が著しい瀬戸内海での栄養塩濃度を適正化するとともに、豊かで美しい瀬戸内海を維持、発展させること。

(10) 県内林業の振興

- ① 県産木材の一層の利用を促進し林業経営を支援すること。
- ② 兵庫県立森林大学校での募集を通じ林業の担い手不足を解消すること。

7. 防災減災対策

新型コロナウイルス感染拡大における自然災害へ防災・減災対策は、3密を回避した避難行動を取ることが重要である。本年7月と9月の西日本を襲った台風や豪雨で生じた風水害での避難状況を見ると、避難所での密を避けられておらず、フィジカルディスタンスを確保するため、避難所だけではなく、より多くの避難場所（自宅、ホテル、自家用車等）への分散避難等、人との接触を極力減らす取り組みがなされた。また、避難所での感染を恐れ、避難自体をためらい自宅にいるとの意見も聞かれた。これらから感染症と自然災害の同時発生等の複合災害に対応するためには、これまでの想定に基づく防災・減災対策だけでは十分ではないことがわかった。今後はソフト面では行政や専門家、地域住民との対話を重視し、災害時にいかに安全に行動するかを再検討することが一層重要となってくる。あわせて、ハード面では南海トラフも予想される現在、堤防の強化や老朽化施設の更新等、強固な災害防止体制を図り、総合的な治水対策を実現し水害への一層の防災力の向上を目指すことが必要で、あわせて土砂災害に対する住民への警戒避難体制の整備も図ることが重要であると考えます。

(1) 気候変動等を見据え更に高度な洪水・高潮対策の策定・実行

- ① 記録的な豪雨が将来頻発することを前提としたより高度な治水計画に見直すこと。
- ② 施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、決壊しにくい構造の堤防の整備を行うこと。

- ③ 尼崎市や神戸市内のゼロメートル地帯での高潮対策を強化すること。
そのために堤防や防潮堤の強化、臨海道路のかさ上げ等を検討すること。

(2) 災害に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備・更新

- ① 陸・海・空の主要な交通施設の点検、強化（道路、橋梁、鉄道施設）の点検を行うこと。
- ② 高規格堤防や調節池など河川、海岸施設の整備と機能強化を図ること。
- ③ 生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保を行うこと。
- ④ ハザードマップ等災害リスクの認知度向上を推進すること。
- ⑤ 企業等における災害に対するBCPの策定、訓練を支援すること。

(3) コロナ禍の災害が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援

- ① 新型コロナウイルス感染に伴い自宅療養中の感染者は地域の避難所には避難させず、避難が必要な場合には県で用意している軽症者ホテル等の宿泊療養施設への避難を誘導すること。
- ② 避難行動要支援者など地域の要配慮者の避難行動計画を迅速に進めること。避難行動時には、他者との接触機会も多く感染リスクがあり、事前の救護者情報等、アプリやICTなど最新技術を活用した対応を推進すること。
- ③ 災害時の負傷者の病院搬入時にPCR検査等を実施すること。また、広域医療搬送先の病院との連携や福祉避難所の充実を図ること
- ④ 避難所の空調対策と滅菌対策の徹底を図ること。また、前述の固定式UV-C紫外線発生装置の設置も検討すること。
- ⑤ 避難所の3密回避のための施策を検討すること。

8. 犯罪防止と交通安全対策

今年上半期の県内の特殊詐欺の認知件数は504件で、前年同期比約2.15倍と、全国最悪となった。増加数は270件で、これは全国ワーストの増加で被害額は総額で約8億3千万円となった。1件あたりの平均被害額は164万円となっている。全国的にはコロナ禍で前年比14%の減少の中、本県が大幅に悪化している。手口は、市役所職員を装ってキャッシュカードをだまし取る預貯金詐欺と医療費の返還を装ってATMで振り込ませる還付金詐欺が急増している。また、全国的に特定国からのものと思われる国際的な軍事目的や報復的なサイバー攻撃や先進国のワクチンや治療薬開発の先端情報入手のためのものと思われるサイバー攻撃も見られ、サイバー攻撃激化の可能性もあり、今後の対策強化が必要と考える。

(1) 高齢者を狙った特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺は半グレや暴力団の新しい資金源にもなっている。また、新型コロナウイルスに係る給付金詐欺等を狙った新手の特殊詐欺事件も発生している。これらの特殊詐欺事件の徹底的な取り締まりを強化すること。

(2) 持続化給付金等の給付金詐欺の取り締まり強化

西宮市職員が持続化給付金を不正取得し、それに関連して1億5千万円の不正受給をしていたグループが逮捕された。全国的にも持続化給付金詐欺が横行しており、雇用調整助成金や事業者への家賃支援給付金等の新型コロナウイルス関連給付金の不正請求を積極的に取り締まること。

(3) サイバー犯罪への取り組み強化

今般新設された本部長直轄の「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」(略称CSIS)に、人・モノ・カネを惜しまず投入すること。

(4) 児童虐待、DV、ストーカー犯罪の防止

児童虐待、DV、ストーカー事案が発展し重大事件になるケースが散見され、このようなケースが重大犯罪に至らないような防止対策を強力に推進すること。

(5) 暴力団対策の強化

- ① 指定暴力団六代目山口組と指定暴力団神戸山口組をめぐる抗争が全国的に発生している。緊迫した情勢にあることから、県民の不安は高まっており、取り締まりの強化を図ること。
- ② 今般可決された暴力団員が 18 歳未満の子供に金品を渡す行為等を禁じる改正暴力団排除条例が軌道に乗るよう諸策を講じること。

(6) 交通安全対策の実施

- ① 子供と高齢者の交通事故の未然防止を始めとする安全対策を強化すること。
- ② 良好な自転車交通秩序のための自転車運転の総合対策を実施すること。
- ③ あおり運転等、悪質・危険運転の取り締まりを強化すること。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 11月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
5	11/24 会派プロバイダー利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1114 371 1273 461">共通案分率</td><td data-bbox="1278 371 1378 461">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1114 468 1278 501">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 468 1378 501">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1114 508 1378 1010">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



020112101041862661



13057

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

発行年月日 2020年11月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111004 13057 12900 00 J
61-000000 1 0 20110301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年11月ご請求分	5,940円	2020年11月30日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円

NTTファイナンス分ご請求額 1,210円

(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

11/24

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつ割、Web光もつともつ割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 11月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 10月 1日~10月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割 10月 1日~10月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)		(小計)	
4,730	4,730		
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計		合計	
5,940	5,940		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 11月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
6	11/27 アスクール(コピー用紙)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

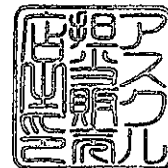
B1 146775# 00001/00001 58112988 U AB



00228509 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

3,165円

うち消費税等 (

287円)

お支払い日 ▶ 2020年 11月 27日
 お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

イシノカヒヨウコケンギカイインダソ

対象期間	2020/10/01 ~ 2020/10/31
当月お買い上げ金額	3,165円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
10/12 91698122 352-246 VJ スーパーエコノミー+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,165 *小 計*	3,165 3,165	維新の会様ご発注分	10.0 *

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
1	12/3 コピー機リース料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			



通常貯金 (兼お借入明細)



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-----	-----	-------	-------	----------

<12	2-12-03	(SMTパナ)	割賦	7,344 ①
-----	---------	---------	----	---------

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-----	-----	-------	-------	----------

<15				
<16				
<17				
<18				
<19				
<20				
<21				
<22				
<23				
<24				

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。



平啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

契約番号: 5001597793

品名	台数	備 考
1) コウキ	1	左記他 商品

63612
株式会社システムリンク

自	2015年 7月 24日
至	2021年 7月 23日
	72 ヶ月
月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回目支払日	2015年 9月 3日
第2回目支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

インフォトウヒョウゴケンキ
カイキイコタツ

1	15	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	15	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	15	11	6800	544	46	19	5	6800	544
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	16	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	16	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	16	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	16	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	16	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	16	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	17	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	17	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	17	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	17	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	17	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	17	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	18	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	18	2	6800	544	**合計**			489,600	391,680
32	18	3	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	5	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	7	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	9	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	11	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	1	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

*口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されませんので、ご了承ください。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
2	12/7 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (-) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

普通預金 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
[Redacted]				
22	2-12--7 振込	*166,320	W21 アテコ (カ) ②	
23	2-12--7 振込	*11,000	W21 カ)コロパシステム ③	
24	2-12--7 振替	*220	振込手数料 ③	



請求書

発行日 2020/12/04
請求No. 7468191
発行No. 8

アデコ株式会社

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社
兵庫県神戸市中央区磯上通
7-1-8 三宮プラザWEST-3F



TEL 050-2000-7157

御中

12/7

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ￥166,320

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.11.01 ~ 2020.11.30 時間内	72H 00M	2100	151,200

お客様コード 000528840001
お支払予定日 2020年12月31日
お振込先 [Redacted]
口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	151,200
消費税(10%)	15,120
立替金等	
合計金額	166,320

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA12521219009962	-	2020/10/01~2020/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
12日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
72:00	72:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
11	1	日	休日					
11	2	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	3	火	休日					
11	4	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	5	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	6	金	休日					
11	7	土	休日					
11	8	日	休日					
11	9	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	10	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	11	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	12	木	休日					
11	13	金	休日					
11	14	土	休日					
11	15	日	休日					
11	16	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	17	火	休日					
11	18	水	休日					
11	19	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	20	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	21	土	休日					
11	22	日	休日					
11	23	月	休日					
11	24	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	25	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	26	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
11	27	金	休日					
11	28	土	休日					
11	29	日	休日					
11	30	月	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA12521219009962	-	2020/10/01~2020/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
11	1	日				
11	2	月				
11	3	火				
11	4	水				
11	5	木				
11	6	金				
11	7	土				
11	8	日				
11	9	月				
11	10	火				
11	11	水				
11	12	木				
11	13	金				
11	14	土				
11	15	日				
11	16	月				
11	17	火				
11	18	水				
11	19	木				
11	20	金				
11	21	土				
11	22	日				
11	23	月				
11	24	火				
11	25	水				
11	26	木				
11	27	金				
11	28	土				
11	29	日				
11	30	月				

労働者派遣契約内容通知書

2020年9月3日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA125212
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒヨウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団																									
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室																									
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長																									
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団																									
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様																									
		TEL 078-362-3830																									
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様																									
苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様																										
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 派13-010531 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F																									
	営業担当者	神戸支社																									
	派遣元責任者	神戸支社																									
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長																									
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職なし 役職なし																									
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労協協定対象派遣労働者に限定する																									
	派遣期間	2020年10月01日 ~ 2020年12月31日 (変更前) 2020年10月01日 ~ 2020年12月31日																									
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]																									
	期間制限 非該当事由																										
	就業日及び休日	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝</td><td>週3日</td> </tr> <tr> <td>一部就業</td><td>一部就業</td><td>一部就業</td><td>一部就業</td><td>一部就業</td><td>休日</td><td>休日</td><td>休日</td><td>日 曜起算</td> </tr> </table> 勤務シフト表による								月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日 曜起算
	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日																		
	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日 曜起算																		
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ② 所定労働時間 06時間00分																									
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分起 休日労働 無																									
福利厚生	屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。																										
その他																											
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。																											

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税区分	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

- 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
3	12/7 HP更新料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1058 353 1268 405">共通案分率</td><td data-bbox="1268 353 1377 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1058 405 1268 456"></td><td data-bbox="1268 405 1377 456">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1058 456 1268 508">それ以外の案分</td><td data-bbox="1268 456 1377 508">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1058 508 1377 2045">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-2 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

日本維新の会 兵庫県議会議員団 御中




KURODA SYSTEMS

株式会社 クロダシステムズ
 代表取締役 黒田 裕也
 〒 651-2117
 兵庫県神戸市西區北別府
 TEL 078-916-7574 FAX 078-916-8884



12/8

いつも格別のお引き立てを賜り
 誠にありがとうございます。
 下記の通り御請求申し上げます。



株式会社 クロダシステムズ
 代表取締役 黒田 裕也

件名 :

	消費税等
¥11,000-	¥1,000-

品名	数量	単位	単価	金額	備考
ホームページ更新保守料金	1	式	10000	10000	10%
				11000	10%税込計

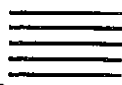
(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
4	12/21 会派FAX利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1107 362 1273 443">共通案分率</td><td data-bbox="1279 362 1375 443">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 443 1273 488"></td><td data-bbox="1279 443 1375 488">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 488 1273 533">それ以外の案分</td><td data-bbox="1279 488 1375 533">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1107 533 1375 994">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										



普通預金 (兼お借入明細)

6

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6	2-12-21	振替	*6,134	NTT電話料	④
7	2-12-21	振替	*5,940	PE NTTアイパス	⑤
8					
9	2-12-28	振替	*10,487	DF.シマストリク	⑥
10	2-12-28	振替	*9,790	SMBC(アスク)	⑦
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					



ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 2年12月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆ 11月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	9月21日~10月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	45	合算	9月21日~10月20日。なお前月分は201円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	268		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(268)		合算表示の料金を合計した2,687円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,955		
◆ 12月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	10月21日~11月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	88	合算	10月21日~11月20日。なお前月分は45円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	273		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(273)		合算表示の料金を合計した2,730円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	3,003		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	160	合算	9月21日~11月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	16		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(16)		合算表示の料金を合計した160円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	176		
(合計)	3,179		
(総合計)	6,134		2ヶ月分のご利用額を合計した金額となります。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

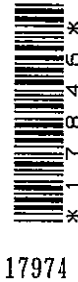
整理 番号	使 途 項 目									
5	12/21 会派プロバイダー利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 369 1268 403">共通案分率</td><td data-bbox="1284 369 1364 403">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 414 1268 448"></td><td data-bbox="1284 414 1364 448">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 459 1268 492">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 459 1364 492">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 504 1364 537">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1069 638 1101 728" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-4 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

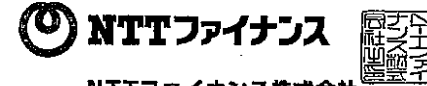
兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日: 2020年12月17日発行
発行会社: NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先: 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111006 17974 17846 00 J
61 10000 1 0 20120301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2020年12月ご請求分	5,940円	2021年1月4日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額	4,730円
NTTファイナンス分ご請求額	1,210円
(合計)	5,940円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト「http://flets-w.com/wari/」でご確認ください。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	11月 1日~11月30日 合 算
	-1,100	光はじめ割	11月 1日~11月30日 合 算
	430	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: N194337650 非対象等
◇合計	5,940	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。</p>
--	--

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目											
6	<p data-bbox="316 414 422 488">12/28</p> <p data-bbox="327 555 539 593">コピーチャージ料</p> <p data-bbox="279 1881 885 1937"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-4に添付)</p> <p data-bbox="279 1960 1316 2016"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1109 369 1268 403">共通案分率</td><td data-bbox="1284 369 1377 403">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 414 1268 448"></td><td data-bbox="1284 414 1377 448">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1109 459 1268 492">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 459 1377 492">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1109 504 1377 537">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1069 638 1101 728" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												

維新の会 兵庫県議会議員団 御中

下記の通り御請求申し上げます。何卒よろしくお願い致します。
下記金額をご指定の口座から引落とし致します。

御請求金額	10,487 円(税込)
-------	--------------

JUST: LINK

株式会社ジャストリンク
〒550-0002大阪市西区江戸堀
1-9-1肥後橋センタービル5階
tel(06)6444-7700
fax(06)6444-2200

JLM-KI

御 利 用 月 :	11月度
御 引 落 日 :	2020年12月28日
指 定 銀 行 :	
指 定 口 座 :	

No	品 名	カウンター数	数 量	単 価	金 額
1	複合機カウンター保守				
	機種: e-STUDIO2050C(HDD)				
	機番: 7DE28996				
	設置場所名: 維新の会 兵庫県議会議員団				
	モノクロカウンター				
	2020年09月13日 前回カウンター数	178,933			
	2020年11月13日 今回カウンター数	185,986			
	請求対象カウンター数	7,053	1式	1.1	7,758
	フルカラーカウンター				
	2020年09月13日 前回カウンター数	40,340			
	2020年11月13日 今回カウンター数	40,527			
	請求対象カウンター数	187	1式	9.5	1,776
	モノカラーカウンター				
	2020年09月13日 前回カウンター数	6,364			
	2020年11月13日 今回カウンター数	6,364			
	請求対象カウンター数	0	1式	5	0
	カウンター料合計				9,534
	合計				9,534
	消費税 (10%)				953
	請求額合計				10,487

※1請求額合計が最低利用料金に満たない場合、最低利用料金をご請求いたします。
※2請求額合計が少額の場合、次月と合算して御請求させて頂く場合がございます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 2年 12月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
7	12/28 アスクール(デスクマット)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1107 367 1273 450">共通案分率</td><td data-bbox="1278 367 1382 450">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 456 1273 495">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 456 1382 495">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1107 501 1273 539">案分の説明</td><td data-bbox="1278 501 1382 539">100%</td></tr></table> <p data-bbox="1070 636 1098 719">案分率</p>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明	100%
共通案分率	50%							
それ以外の案分	25%							
案分の説明	100%							
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (12-4 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 兵庫県庁3号館3階

郵便区内特別



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

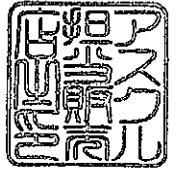
B1 137967# 00001/00001 58112988 UA



00214130 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

9,790円

うち消費税等 (

890円)

対象期間 2020/11/01 ~ 2020/11/30

当月お買い上げ金額 9,790円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払い日 ▶ 2020年 12月 28日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	イソノカヒヨウコケンギカイインダソ

上記ご指定の口座よりお引落としさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
11/17 D2895825 R52-8772 直1 デスクマット硬質W アクリル製 グリーン 透明 下敷き	1	9,790 *小 計*	9,790 9,790	維新の会様ご発注分	10.0

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。⇒

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
1	1/4 コピー機リース料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (-) に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

通常貯金 (兼お借入明細)

7



年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
3-01-04		(SMTパナ)	割賦	7,344 ①
<14				15▷
<15				16▷
<16				17▷
<17				18▷
<18				19▷
<19				20▷
<20				21▷
<21				22▷
<22				23▷
<23				24▷
<24				

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

拜啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

5001597793

品名	台数	備 考
パソコン	1	左記他商品

63612

株式会社ジャストリンク

期間	自 2015年 7月 24日
	至 2021年 7月 23日
	72 ヶ月

月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円

第1回支払日	2015年 9月 3日
第2回支払日	2015年 9月 3日
第3回以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替

前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イソフントウヒョウゴ"ケンキ"
カイキ"イソタ"ン

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

11	5	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	15	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	15	11	6800	544	46	19	5	6800	544
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	16	1	6800	544	48	19	7	6800	544
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	16	3	6800	544	50	19	9	6800	544
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	16	5	6800	544	52	19	11	6800	544
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	16	7	6800	544	54	20	1	6800	544
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	16	9	6800	544	56	20	3	6800	544
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	16	11	6800	544	58	20	5	6800	544
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	17	1	6800	544	60	20	7	6800	544
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	17	3	6800	544	62	20	9	6800	544
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	17	5	6800	544	64	20	11	6800	544
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	17	7	6800	544	66	21	1	6800	544
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	17	9	6800	544	68	21	3	6800	544
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	17	11	6800	544	70	21	5	6800	544
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	18	1	6800	544	72	21	7	6800	544
31	18	2	6800	544	**合計**			489600	39168
32	18	3	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	5	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	7	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	9	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	11	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	1	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

*口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されまので、ご了承ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	1/7 ホームページ更新料	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

普通預金 (兼お借入明細)

6

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	3--1--7 振込	*11,000	W21 カクダシステム (2)	
12	3--1--7 振替	*220	振込手数料 (2)	
13				
14	3--1--8 振込	*180,180	W21 アテコ (カ) (3)	
15	3--1-12 振込	*5,568	W21 サクラインターネット (4)	
16				
17				
18	3--1-22 振替	*5,940	PE NTTファイナンス (5)	
19				
20	3--1-27 振替	*8,745	SMBC(アスクル) (4)(7)	
21				
22				
23				
24				



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
3	1/8 労働者派遣契約料	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (1 - 2 に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

請求書

発行日 2021/01/06
請求No. 7488861
発行No. 1

アデコ株式会社

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社
兵庫県神戸市中央区
7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

1/8

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ￥180,180

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2020.12.01 ~ 2020.12.31 時間内	78H 00M	2100	163,800

お客様コード 000528840001
お支払予定日 2021年01月31日
お振込先 [Redacted]
口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	163,800
消費税(10%)	16,380
立替金等	
合計金額	180,180

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA12521219009962	-	2020/10/01~2020/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
13日	0日	1日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
78:00	78:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
12	1	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	2	水	休日					
12	3	木	休日					
12	4	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	5	土	休日					
12	6	日	休日					
12	7	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	8	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	9	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	10	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	11	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	12	土	休日					
12	13	日	休日					
12	14	月	休日					
12	15	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	16	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	17	木	休日					
12	18	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	19	土	休日					
12	20	日	休日					
12	21	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	22	火	休日					
12	23	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	24	木	休日					
12	25	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
12	26	土	休日					
12	27	日	休日					
12	28	月	有休					
12	29	火	休日					
12	30	水	休日					
12	31	木	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約N.o.	クライアントN.o.	契約期間	スタッフ
JA12521219009962	-	2020/10/01~2020/12/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
12	1	火				
12	2	水				
12	3	木				
12	4	金				
12	5	土				
12	6	日				
12	7	月				
12	8	火				
12	9	水				
12	10	木				
12	11	金				
12	12	土				
12	13	日				
12	14	月				
12	15	火				
12	16	水				
12	17	木				
12	18	金				
12	19	土				
12	20	日				
12	21	月				
12	22	火				
12	23	水				
12	24	木				
12	25	金				
12	26	土				
12	27	日				
12	28	月				
12	29	火				
12	30	水				
12	31	木				

労働者派遣契約内容通知書

2020年9月3日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA125212
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団								
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様								
	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様								
派遣元	事業所	アデコ(株) 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2020年10月01日 ~ 2020年12月31日 (変更前) 2020年10月01日 ~ 2020年12月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00 ②						所定労働時間	06時間00分	
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超						休日労働	無	
福利厚生	屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修(OJT) 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称	維新の会 兵庫県議会議員団				
	住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室				
請求額	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
請求条件	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内: 5分単位	時間外: 5分単位	消費税区分	外税(合計+率)	
	支払条件	末日締		翌月末日入金		

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行い、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	1/12 レンタルサーバ料金	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (1 - 2 に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁3号館3F維新の会控室
維新の会兵庫県議会議員団

門 隆志 様

SEQ : 09103



SAKURA internet



さくらインターネット株式会社
〒530-0011
大阪市北区大深町4-20
グランフロント大阪 タワーA35F
www.sakura.ad.jp

☎ 0120-775664

1/12

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

2021年01月10日発行
請求書番号 : 23339102
会員ID : fik07210

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額 **¥5,568**

お支払期限： 2021年01月31日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113200173620	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2021/02/15-2022/02/28) [cyanseal6.sakura.ne.jp]	年間一括	5,238	1	5,238	税込み
113300009453	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

お振込先

口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 : 5,568 内消費税 : 506
(10%対象 : 5,568 内消費税 : 506)

繰越額 : 0

合計 : 5,568

※裏面を必ずご確認の上、お支払ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
	1/22 会派プロバイダー利用料	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 案分率
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (1 - 2 に添付) <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである	

請求書 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス



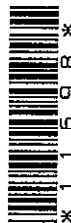
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

1/22

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



11845

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1

発行年月日 2021年 1月19日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森の宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111004-11845-11698 00 J
B1 100000 1 0 21010301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2021年 1月ご請求分	5,940円	2021年 2月 1日 (月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,730円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 5,940円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

00-5920-8412

請求年月
MONTH OF ISSUE

2021年 1月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX	
◆00-5920-8412				
◇NTT西日本ご利用分				
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	12月 1日~12月31日	合 算
	-1,100	光はじめ割	12月 1日~12月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)				
4,730	4,730	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分				
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: N194337650	非対象等
◇合計				
5,940	5,940	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021111004 11845 11698 00

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
6	1/27 アスクル(コピー用紙)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 365 1302 405">共通案分率</td><td data-bbox="1302 365 1414 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 405 1302 448"></td><td data-bbox="1302 405 1414 448">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 448 1302 492">それ以外の案分</td><td data-bbox="1302 448 1414 492">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 492 1414 533">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1090 629 1126 719">案分率</p> <p data-bbox="284 1861 895 1906"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (1 - 2 に添付)</p> <p data-bbox="284 1944 1347 1989"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 145219# 00001/00001 58112988 UA



00224991 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

8,745円

うち消費税等 (

714円)

お支払い日 ▶ 2021年 01月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

インカ化ヨコケンキカイインダ

対象期間 2020/12/01 ~ 2020/12/31

当月お買い上げ金額 8,745円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グ
12/09 02780618					
352-246 V1 スーパーエコノミー+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,165	3,165		10.0
596-223 スタンダードクリアホルダー 1パック (100枚入)	1	822	822		10.0
		小計	⑥ 3,987	維新の会様ご発注分	
12/16 04185949					
X72-9904 香り豊かなお茶 緑茶 500ml ラベルレス 1セット (48)	1	3,040	3,040		軽 8.0
X72-9894 香り豊かなお茶 緑茶 500ml ラベルレス 1箱 (24本入)	1	1,718	1,718		軽 8.0
		小計	⑦ 4,758	維新の会様ご発注分	

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 1月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
7	1/27 アスクル(政務調査会用お茶)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 360 1305 405">共通案分率</td><td data-bbox="1305 360 1423 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 405 1305 450"></td><td data-bbox="1305 405 1423 450">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 450 1305 495">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 450 1423 495">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 495 1423 987">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (1 - 2 / 1 - 6 に添付)										
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである										

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	2/3 コピー機リース料	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (-) に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

通常貯金 (兼お借入明細)

7 

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01				
<02				
<03				
<04				
<05				
<06				
<07				
<08				
<09				
<10				
<11				
<12				
<13				
<14				
<15	3-02-03	(SMTパナ)	割賦	7,344 ①
<16				
<17				
<18				
<19				
<20				
<21				
<22				
<23				
<24				

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

※啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

5001597793

品 名	台数	備 考
パソコン	1	左記他商品

63612
株式会社ジヤストリンク

自 2015年 7月 24日
至 2021年 7月 23日
72 ヶ月

月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回目支払日	2015年 9月 3日
第2回目支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イソフノウヒヨウゴケンキ
カイキイフタツ

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

1	15	9	6800	544	4319	2	6800	544
2	15	9	6800	544	4419	3	6800	544
3	15	10	6800	544	4519	4	6800	544
4	15	11	6800	544	4619	5	6800	544
5	15	12	6800	544	4719	6	6800	544
6	16	1	6800	544	4819	7	6800	544
7	16	2	6800	544	4919	8	6800	544
8	16	3	6800	544	5019	9	6800	544
9	16	4	6800	544	5119	10	6800	544
10	16	5	6800	544	5219	11	6800	544
11	16	6	6800	544	5319	12	6800	544
12	16	7	6800	544	5420	1	6800	544
13	16	8	6800	544	5520	2	6800	544
14	16	9	6800	544	5620	3	6800	544
15	16	10	6800	544	5720	4	6800	544
16	16	11	6800	544	5820	5	6800	544
17	16	12	6800	544	5920	6	6800	544
18	17	1	6800	544	6020	7	6800	544
19	17	2	6800	544	6120	8	6800	544
20	17	3	6800	544	6220	9	6800	544
21	17	4	6800	544	6320	10	6800	544
22	17	5	6800	544	6420	11	6800	544
23	17	6	6800	544	6520	12	6800	544
24	17	7	6800	544	6621	1	6800	544
25	17	8	6800	544	6721	2	6800	544
26	17	9	6800	544	6821	3	6800	544
27	17	10	6800	544	6921	4	6800	544
28	17	11	6800	544	7021	5	6800	544
29	17	12	6800	544	7121	6	6800	544
30	18	1	6800	544	7221	7	6800	544
31	18	2	6800	544	**合計**	489600	39168	
32	18	3	6800	544				
33	18	4	6800	544				
34	18	5	6800	544				
35	18	6	6800	544				
36	18	7	6800	544				
37	18	8	6800	544				
38	18	9	6800	544				
39	18	10	6800	544				
40	18	11	6800	544				
41	18	12	6800	544				
42	19	1	6800	544				

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されますので、ご了承ください。

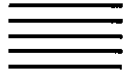
(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目								
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費								
2	<p>2/5</p> <p>HP更新保守料金</p> <p>振込手数料 220円</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> </table> <p>案分率</p>	共通案分率	50%	25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%								
	25%								
それ以外の案分	100%								
案分の説明									
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (—) に添付) <input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである									



普通預金 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	3--2--5 振込	*11,000	W21 カクダシステム ②	
24	3--2--5 振替	*220	振込手数料 ②	



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
3	2/5 議員団HP ドメイン更新料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1110 365 1273 405">共通案分率</td><td data-bbox="1289 365 1369 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 409 1273 450"></td><td data-bbox="1289 409 1369 450">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 454 1273 495">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 454 1369 495">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1110 499 1369 539">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1074 633 1102 723">案分率</p> <p data-bbox="276 1883 879 1924"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)</p> <p data-bbox="276 1966 1316 2007"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

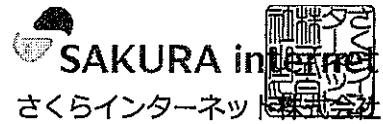
普通預金 (兼お借入明細)

7

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3	3--2--5 振込	*3,982	W21 サクラインターネット	③
4				
5	3--2-22 振替	*6,306	NTT電話料	④
6	3--2-22 振替	*5,940	PE NTTファイナ	⑤
7	3--2-26 振替	*9,983	DF.ジヤストリク	⑥
8	3--2-26 振込	*140,910	W21 アデコ (カ)	⑦
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



〒650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁3号館3F維新の会控室
維新の会兵庫県議会議員団
門隆志 様



〒530-0011
大阪市北区大深町4番20号
グランフロント大阪タワーA35階

2/5

請求書

2021年01月10日発行
請求書番号:23295265
会員ID: [REDACTED]

ご請求金額 **¥3,982—** お支払期限:2021年01月31日

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113200222507	JPドメイン(ne) サービス利用料(2021/03/01-2022/02/28) [ishin-kengidan.hyogo.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
					小計 3,982	
					(内消費税額 10% 362)	
					繰越額 0	
					合計 3,982	

お振込先

口座名義 さくらインターネット株式会社

※ 恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います。
※ 請求書払いをご選択の方へ、払込取扱表を添付した請求書（書面）を郵送しております。

備考

- 重複したお支払いにご注意ください。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
4	2/22 会派FAX利用料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1077 369 1276 407">共通案分率</td><td data-bbox="1284 369 1377 407">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 414 1276 452"></td><td data-bbox="1284 414 1377 452">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1077 459 1276 497">それ以外の案分</td><td data-bbox="1284 459 1377 497">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1077 504 1377 996">案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2 - 3 に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>										

ご利用料金内訳 (詳細版)



ご請求年月	令和 3年 2月分
お客さま番号	(078)362-5517

料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
◆ 1月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	11月21日~12月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	113	合算	11月21日~12月20日。なお前月分は88円でした。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	275		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(275)		合算表示の料金を合計した2,755円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	3,030		
◆ 2月分			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	2,750	合算	12月21日~ 1月20日
Myピリング割引額	-110	合算	Myピリング契約による基本料の割引です。
ダイヤル通話料	8	合算	12月21日~ 1月20日。なお前月分は113円でした。
ユニバーサルサービス料 (日割)	1	合算	
消費税相当額	264		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(264)		合算表示の料金を合計した2,649円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	2,913		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	270	合算	11月21日~ 1月20日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	27		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(27)		合算表示の料金を合計した270円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	297		
【ポケットベル会社等ご利用分】			
ダイヤル通話料	60	合算	12月21日~ 1月20日。なお前月分は0円でした。
消費税相当額	6		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(6)		合算表示の料金を合計した60円に10%を乗じて算出しています。
(小計)	66		
(合計)	3,276		

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目									
5	2/22 会派プロバイダー料	<table border="1"><tr><td data-bbox="1110 367 1273 405">共通案分率</td><td data-bbox="1289 367 1377 405">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 405 1273 443"></td><td data-bbox="1289 405 1377 443">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1110 450 1273 488">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 450 1377 488">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1110 495 1377 533">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1070 636 1102 725" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p> <p data-bbox="276 1883 879 1928"><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2 - 3 に添付)</p> <p data-bbox="276 1966 1321 2011"><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様

郵便区内特別



14735

2/22

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 2月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111008:14735 14627.00 J
81 001000 | 0 21020301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2021年 2月ご請求分	5,940円	2021年 3月 1日 (月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額	4,730円
NTTファイナンス分ご請求額	1,210円
(合計)	5,940円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 2月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 1月 1日～ 1月31日	合 算
	1,100	光はじめ割 1月 1日～ 1月31日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)		(小計)	
4,730	4,730		
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象
◇合計		合計	
5,940	5,940		
<p><NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>			

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
6	2/26 コピーチャージ料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2 - 3 に添付)		
	<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 2月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
7	2/26 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (2 - 3 に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

請求書

発行日 2021/02/03
請求No. 7508013
発行No. 7

アデコ株式会社

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
3号館 維新の会 兵庫県議会議員
団控室
維新の会 兵庫県議会議員団

兵庫県議会議員団

神戸支社
兵庫県神戸市中央区
7-1-8 三宮プラザ



TEL 050-2000-7157

御中

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額 ￥140,910

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.01.01 ~ 2021.01.31 時間内	61H 00M	2100	128,100

お客様コード 000528840001

お支払予定日 2021年02月28日

口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

課税対象額	128,100
消費税(10%)	12,810
立替金等	
合計金額	140,910

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
事業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA15421419009962	-	2021/01/01~2021/03/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数	欠勤日数	有休使用日数	営業交通費 合計	出張交通費 合計	日当 合計	立替金その他 合計
11日	0日	1日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜
61:00	61:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
1	1	金	休日					
1	2	土	休日					
1	3	日	休日					
1	4	月	休日					
1	5	火	休日					
1	6	水	出勤	09:00	10:00	00:00	01:00	娘が体調不良で早退するため。
1	7	木	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	8	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	9	土	休日					
1	10	日	休日					
1	11	月	休日					
1	12	火	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	13	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	14	木	休日					
1	15	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	16	土	休日					
1	17	日	休日					
1	18	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	19	火	休日					
1	20	水	有休					
1	21	木	休日					
1	22	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	23	土	休日					
1	24	日	休日					
1	25	月	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	26	火	休日					
1	27	水	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	28	木	休日					
1	29	金	出勤	09:00	16:00	01:00	06:00	
1	30	土	休日					
1	31	日	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA15421419009962	-	2021/01/01~2021/03/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度：C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度：役職：なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
1	1	金				
1	2	土				
1	3	日				
1	4	月				
1	5	火				
1	6	水				
1	7	木				
1	8	金				
1	9	土				
1	10	日				
1	11	月				
1	12	火				
1	13	水				
1	14	木				
1	15	金				
1	16	土				
1	17	日				
1	18	月				
1	19	火				
1	20	水				
1	21	木				
1	22	金				
1	23	土				
1	24	日				
1	25	月				
1	26	火				
1	27	水				
1	28	木				
1	29	金				
1	30	土				
1	31	日				

労働者派遣契約内容通知書

2020年11月27日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデコ株式会社

契約No. JA154214
 クライントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団						TEL 078-362-3830		
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様						TEL 078-362-3830		
	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様						TEL 078-362-3830		
派遣元	事業所	アデコ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F						派13-010531		
	営業担当者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	派遣元責任者	神戸支社						TEL 050-2000-7157		
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長						TEL 050-2000-7157		
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話応対、システム入力、出張手配、来客応対、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年01月01日 ~ 2021年03月31日 (変更前) 2021年01月01日 ~ 2021年03月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日
		一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	一部就業	休日	休日	休日	日曜起算
		勤務シフト表による								
	就業時間	① 09:00~16:00 休憩時間 ① 12:00~13:00						所定労働時間		06時間00分
		②								
時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超						休日労働	無		
福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)									
その他										
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締	翌月末日入金			

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 3月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
1	3/1 アスクル(コピー用紙等)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)		
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである		

普通預金 (兼お借入明細)

年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3-3-1	振替	○*5,999	SMBC(アスクル) (1)
10				
11	3-3-4	振込	○*166,320	W21 アテコ (カ) (2)
12				
13	3-3-8	振込	○*11,000	W21 カ)クロタシステム (4)
14	3-3-8	振替	○*220	振込手数料 (4)
15				
16				
17	3-3-24	振替	*5,940	PE NTTアイトス (7)
18	3-3-24	振込	*78,100	W21 スゴチカツツ2 (6)
19	3-3-24	振替	*440	振込手数料 (6)
20	3-3-24	振込	*1,003,174	W21 カ)コウケン (5)
21				
22				
23				
24				



アスクルご請求書

2021年01月31日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 兵庫県庁3号館3階



お問い合わせ番号 58112988

維新の会 兵庫県議会議員団

様

B1 140811# 00001/00001 58112988 UA



00214667 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3830

FAX: 078-362-3924

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

5,999円

うち消費税等 (

545円)

お支払い日 ▶ 2021年 03月 01日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

イソノカバヤコ ケンギカバヤ イソノ

対象期間 2021/01/01 ~ 2021/01/31

当月お買い上げ金額 5,999円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
01/20 10016063 288-2582 大型パンチ DP-120ハウケ 1袋 (10個入) 352-246 VJ スーパーエコノミー+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1 1	414 3,165	414 3,165	維新の会様ご発注分	10.0 10.0
		小計	3,579		
01/27 10960857 146-4274 取] DP-200用 替刃 DP90034 1パック (2本入)	1	2,420	2,420	維新の会様ご発注分	10.0
		小計	2,420		

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。■

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 3月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
2	3/4 労働者派遣契約料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (3 - 1 に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

〒 650-8567
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 3号館 維新の会 兵庫県議会議員
 団控室
 維新の会 兵庫県議会議員団

 兵庫県議会議員団

請求書

発行日 2021/03/03
 請求No. 7529893
 発行No. 7

アデコ株式会社

神戸支社
 兵庫県神戸市中央区磯山通
 7-1-8 三宮プラザWEST 3F



TEL 050-2000-7157

御中

3/4

下記のとおりご請求申しあげます。

合計金額 ￥166,320

内 訳	数 量	単 価	金 額
期間 2021.02.01 ~ 2021.02.28 時間内 [Redacted]	72H 00M	2100	151,200

お客様コード 000528840001
 お支払予定日 2021年03月31日
 お振込先 [Redacted]
 口座名義 アデコ株式会社 アデコ(カ)

課税対象額	151,200
消費税(10%)	15,120
立替金等	
合計金額	166,320

お支払日が銀行休業日にあたる場合は、休業日の前日までにお支払ください。

労働者派遣契約内容通知書

2020年11月27日

本書面は、貴社と弊社が労働者派遣契約に合意した内容を記載しております。
 本書面の内容にご同意されない場合は、本書面到着後1週間以内にその旨を書面にてお知らせください。
 期間内に書面によるご連絡がない場合には、本書面の内容にて労働者派遣契約にご同意いただいたものとさせていただきます。

アデロ株式会社

契約No. JA154214
 クライアントNo. 00052884

本書面の写しは、派遣先管理台帳の一部となります。

派遣先	企業名	イシンノカイヒョウゴケンギカイギンダン 維新の会 兵庫県議会議員団								
	事業所単位	維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室								
	組織単位	兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 政調副会長								
	就業場所 及び部署	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1 兵庫県議会議員団								
	指揮命令者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様								
	派遣先責任者	兵庫県議会議員団 幹事長 角 隆志 様								
	苦情処理責任者	兵庫県議会議員団 政調副会長 増山 誠 様								
派遣元	事業所	アデロ 神戸支社 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザ WEST 3F							派13-010531	
	営業担当者	神戸支社								
	派遣元責任者	神戸支社								
	苦情処理担当者	神戸支社 支社長								
就業条件	業務内容	職種：一般事務・OA事務 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 職務難易度：C 責任の程度：役職なし 役職なし								
	派遣人数	1人 無期雇用労働者または60歳以上の者に限定しない / 労使協定対象派遣労働者に限定する								
	派遣期間	2021年01月01日 ~ 2021年03月31日 (変更前) 2021年01月01日 ~ 2021年03月31日								
	事業所抵触日	2022年11月06日 [派遣先における事業所単位の期間制限に抵触する日]								
	期間制限 非該当事由									
	就業日 及び休日	月	火	水	木	金	土	日	祝	週3日 日曜起算
	就業時間	① 09:00~16:00			休憩時間			① 12:00~13:00		所定労働時間 06時間00分
	時間外労働	有 時間外割増 08時間00分超			休日労働			無		
	福利厚生	休憩室 無、給食施設 無、更衣室 無 派遣先の施設及び設備について便宜供与する。屋内禁煙、教育訓練/有り/業務の手順等に関する研修 (OJT)								
	その他									
時間外労働及び休日労働、安全衛生、苦情処理方法及び連絡体制、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置、派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置、その他定めのない事項については、以下記載の定めのとおりとする。										

請求先	企業名称 維新の会 兵庫県議会議員団 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館 維新の会 兵庫県議会議員団控室 部署・担当者 兵庫県議会議員団 御中					
	請求単位	時給	普通残業	¥2,625/時	法定残業割増加算(月60時間超)	¥525/時
請求額	請求単価	¥2,100/時	深夜	¥2,625/時	法定休日	¥2,835/時
	交通費	—	深夜残業	¥3,150/時	法定休日深夜	¥3,360/時
	その他					
請求条件	計算単位	時間内：5分単位	時間外：5分単位	消費税込	外税(合計*率)	
	支払条件	末日締		翌月末日入金		

1. 安全及び衛生に関する事項

派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法、労働基準法、労働者派遣法の規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

(1) 健康診断の実施等健康管理に関する事項

派遣元は、派遣労働者の健康維持増進のために、自己の責任において一般健康診断の実施とその結果に基づく措置を行う。ただし、危険有害業務に係る健康診断は、派遣先の責任において実施する。派遣先及び派遣元は、相手方が実施する健康診断等に協力するものとする。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた有害業務に従事させる場合は、安全装置の設置、保護具の支給等を行う。

(3) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項

派遣先は、派遣労働者の作業環境について、労働安全衛生法で定められた基準を遵守し、また作業環境測定が必要な職場においては、作業環境測定を実施する。

(4) 安全衛生教育に関する事項

派遣元は、雇入れ時に業務上必要な安全衛生教育を行う。派遣先は、作業内容を変更する際、業務上必要な安全衛生に関する教育を行う。

(5) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項

派遣先及び派遣元は、免許の取得、技能講習の修了等就業制限のある業務については、当該免許を有し、又は技能講習を修了した者を従事させる。

(6) 安全衛生管理体制に関する事項

派遣先は、派遣労働者を含めた安全衛生管理体制を確立し、派遣元は派遣先の行う安全衛生活動へ必要に応じて協力するものとする。

(7) VDT機器使用における安全衛生管理に関する事項

派遣先は、VDT機器を使用して作業する場合は、連続して1時間を超えないこととする。1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の作業休止時間を設けるよう配慮することとする。

(8) その他の事項

派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規程により自己に課された責任を負う。なお、本契約書に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、派遣労働者の安全衛生を尊重し、派遣元先協議の上、円滑に解決する。

2. 時間外労働及び休日労働

時間外労働がある場合、1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内とし、また決算、納期の集中等、業務遂行期日に間に合わないときは、就業先の申請に基づき労働者代表に通告し、1年間に6回を限度として休日労働と合わせ1ヶ月96時間まで延長することができ、1年720時間まで延長することができる。なお、上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満且つ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこととする。ただし、業務の特性により研究・開発は1日13時間、1ヶ月150時間、1年720時間の範囲内とする。法定休日労働がある場合は、月2回の範囲内とする。

3. 苦情処理

(1) 派遣元が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(2) 派遣先が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(3) 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。また職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元に対して、別途紹介手数料を支払うものとする。

6. 労働契約申込みみなし制度

派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
就業部署			
兵庫県議会議員団			
専業所			
維新の会 兵庫県議会議員団 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 3号館維新の会 兵庫県議会議員団控室			
組織単位			
兵庫県議会議員団			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA15421419009962	-	2021/01/01~2021/03/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			

出勤日数(在宅含)	在宅日数	欠勤日数	有休日数	営業交通費計	出張交通費計	日当計	立替金その他計
12日	0日	0日	0日	0円	0円	0円	0円
実働時間	時間内	時間外	法定休日	深夜	深夜時間外	法定休日深夜	
72:00	72:00	00:00	00:00	00:00	00:00	00:00	

月	日	曜	区分	開始	終了	休憩	実働	備考
2	1	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	2	火	休日					
2	3	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	4	木	休日					
2	5	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	6	土	休日					
2	7	日	休日					
2	8	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	9	火	休日					
2	10	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	11	木	休日					
2	12	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	13	土	休日					
2	14	日	休日					
2	15	月	休日					
2	16	火	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	17	水	休日					
2	18	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	19	金	休日					
2	20	土	休日					
2	21	日	休日					
2	22	月	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	23	火	休日					
2	24	水	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	25	木	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	26	金	出勤(出社)	09:00	16:00	01:00	06:00	
2	27	土	休日					
2	28	日	休日					

就業先・就業場所			
維新の会 兵庫県議会議員団 兵庫県議会議員団 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目-10-1			
契約No.	クライアントNo.	契約期間	スタッフ
JA15421419009962	-	2021/01/01~2021/03/31	
派遣会社			
アデコ株式会社			
業務内容			
一般事務・OA事務 職務難易度:C 経費精算、資料作成、電話対応、システム入力、出張手配、来客対応、その他部署内サポート業務 責任の程度:役職:なし 役職なし			

月	日	曜	付随的業務時間	付随的業務の内容(1割を超えた場合)	契約書に記載のない業務	契約書外の就業場所及び所在地
2	1	月				
2	2	火				
2	3	水				
2	4	木				
2	5	金				
2	6	土				
2	7	日				
2	8	月				
2	9	火				
2	10	水				
2	11	木				
2	12	金				
2	13	土				
2	14	日				
2	15	月				
2	16	火				
2	17	水				
2	18	木				
2	19	金				
2	20	土				
2	21	日				
2	22	月				
2	23	火				
2	24	水				
2	25	木				
2	26	金				
2	27	土				
2	28	日				

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 3月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目							
3	<p>3/3 三井トラスト・パナソニックファイナンス(コピー機リース料)</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 385 1299 465">共通案分率</td><td data-bbox="1305 385 1407 465">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 474 1299 555">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 474 1407 555">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 564 1407 994">案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1091 645 1123 734">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率		50% 25%						
それ以外の案分	100%							
案分の説明								
<p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (ー) に添付)</p> <p><input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである</p>								

通常貯金 (兼お借入明細)

7



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
◀01					
◀02					
◀03					
◀04					
◀05					
◀06					
◀07					
◀08					
◀09					
◀10					
◀11					
◀12					

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
◀13					
◀14					
◀15					
◀16					
◀17	3-03-03	(SMTパナ)		割賦	7,344③
◀18					
◀19					
◀20					
◀21					21▶
◀22					22▶
◀23					23▶
◀24					24▶

- 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。
- 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

申啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容をお知らせ申し上げますので、ご確認賜りたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今度もお引立のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

5001597793			
品名	台数	備	考
ソコウキ	1	左記他	商品

63612
株式会社ジャストリンク

期	自 2015年 7月 24日
	至 2021年 7月 23日
	72 ヶ月

月間リース料	6,800円
消費税額等	544円
合 計	7,344円
第1回目支払日	2015年 9月 3日
第2回目支払日	2015年 9月 3日
第3回目以降	毎月 3日
お支払方法	自動振替
前払リース料	0円
消費税額等	0円
合 計	0円
備 考	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

リース料及び消費税額等には利息は付しません。

イシノトウヒョウゴケンキ
カイキインタツ

は個人情報保護のため、一部***表示しております。

※口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTパナ」と表示されませんので、ご了承ください。

1	15	9	6800	544	43	19	2	6800	544
2	15	9	6800	544	44	19	3	6800	544
3	15	10	6800	544	45	19	4	6800	544
4	15	10	6800	544	46	19	5	6800	544
5	15	12	6800	544	47	19	6	6800	544
6	16	2	6800	544	48	19	7	6800	544
7	16	2	6800	544	49	19	8	6800	544
8	16	4	6800	544	50	19	9	6800	544
9	16	4	6800	544	51	19	10	6800	544
10	16	6	6800	544	52	19	11	6800	544
11	16	6	6800	544	53	19	12	6800	544
12	16	8	6800	544	54	20	1	6800	544
13	16	8	6800	544	55	20	2	6800	544
14	16	10	6800	544	56	20	3	6800	544
15	16	10	6800	544	57	20	4	6800	544
16	16	12	6800	544	58	20	5	6800	544
17	16	12	6800	544	59	20	6	6800	544
18	17	2	6800	544	60	20	7	6800	544
19	17	2	6800	544	61	20	8	6800	544
20	17	4	6800	544	62	20	9	6800	544
21	17	4	6800	544	63	20	10	6800	544
22	17	6	6800	544	64	20	11	6800	544
23	17	6	6800	544	65	20	12	6800	544
24	17	8	6800	544	66	21	1	6800	544
25	17	8	6800	544	67	21	2	6800	544
26	17	10	6800	544	68	21	3	6800	544
27	17	10	6800	544	69	21	4	6800	544
28	17	12	6800	544	70	21	5	6800	544
29	17	12	6800	544	71	21	6	6800	544
30	18	2	6800	544	72	21	7	6800	544
31	18	2	6800	544	***合計***			489,600	39,168
32	18	4	6800	544					
33	18	4	6800	544					
34	18	6	6800	544					
35	18	6	6800	544					
36	18	8	6800	544					
37	18	8	6800	544					
38	18	10	6800	544					
39	18	10	6800	544					
40	18	12	6800	544					
41	18	12	6800	544					
42	19	2	6800	544					

(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 3月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
4	3/8 ホームページ保守更新料	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (3 - \ に添付)			
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである			

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 3月分)

(維新の会)

整理番号	使 途 項 目									
5	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
3/24	県政報告紙 折込・印刷代	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>県政報告紙の面積案分にて96%</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	県政報告紙の面積案分にて96%
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	県政報告紙の面積案分にて96%									

領 収 書

No. 084635

日本維新の会
兵庫県会議員団 様

2021年 3月 24日

金 額	¥ 1,000,174
-----	-------------

但し R3.3.27折込、印刷代

上記金額正に領収致しました

区 分	受 入 金 額
現金	
小切手	
振 込	✓
消費税	

株式会社 **神戸新聞総合折込**


本 社 〒651-2241 神戸市西区室谷1丁目2番6号 TEL(079)950-1555

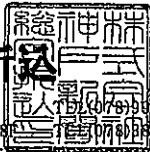
神戸営業所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7 情文ビル TEL(079)2-1000

加古川営業所 〒675-0038 加古川市加古川町木村745-5 TEL(079)421-3133

姫路営業所 〒671-0243 姫路市四郷町木郷字上代135番2 TEL(079)262-6266

東京営業所 〒104-0001 東京都中央区銀座1丁目7番17号 TEL(03)3566-3033





係 印

領収証は別途 (3 - 1 に添付)

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである


3/24

御 請 求 書

13432-1
令和3年3月23日

維新の会兵庫県議会議員団 様

株式会社 神戸新聞総合出版センター
〒651-2241 神戸市西区高岸1丁目1番1号
電話 (078)990-1555代
FAX (078)990-1500



合計金額	¥1,003,174
------	------------

毎度、有難うございます。下記の通り御請求申し上げます。
なお、当請求書と入れ違いにご入金済みの場合はご了承下さい。

折込日	広告名	サイズ	枚数	単価	金額
2021年	折込広告料 県政報告				
3月27日	折込地域 尼崎市-加古川市	B4	209,650	2.700	566,055
	配送管理料		209,650	0.10	20,965
	印刷料金 ※印刷 B4 65.5kg 4C×4C	B4	209,650	1.550	324,957
				小計	911,977
				消費税(10%)	91,197
				計	¥1,003,174

取引銀行 XXXXXXXXXX

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

—

活動名	維新の会 兵庫県議会議員団 県政紙 令和3年 春季号 折込・印刷・デザイン			
活動概要	<p>発行日:令和3年3月27日</p> <p>配布方法:新聞折込</p> <p>印刷部数:209,650部</p> <p>新聞折込数:209,650部</p> <p>配布地域:明石市 30,000部 加古川市 30,000部 西宮市 30,000部 宝塚市 30,000部 尼崎市 29,650部 川西市 30,000部 神戸市垂水区 30,000部</p> <p>内容:令和3年度当初予算に対する予算申し入れ実現実績等</p> <p>案分率: 県政報告紙の面積案分にて96%を適用程。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	印刷・折込料	963,047	3-5	1,003,174円×96%=963,047円
	デザイン料	74,976	3-6	78,100円×96%=74,976円
	振込手数料	422	3-6	440円×96%=422円
	合計	1,038,445		
備考	添付資料:請求書、領収書、業務内容、県政報告紙			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報紙発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひよ
うご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みのる



経歴

- 神戸大学大学院
法学研究科博士前期課程修了
- 国会議員公設秘書
- 芦屋大学客員教授
- 社会福祉法人美友会理事長

岸口みのる
【明石市】
事務所
〒673-0882 明石市相生町2-6-5
ヤングビル301
TEL(078)919-1525 FAX(020)4663-6513

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

【計上予定額/2,974,824千円】

1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいしごとサポートセンターの運営費補助
2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
5. ひょうご・しごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出
- コミュニティジョブ支援事業/41,019千円 ●障害者雇用拡大支援事業/10,272千円 ●障害者雇用就業・定着拡大推進事業/48,336千円
●ひょうご・しごと情報広場運営事業/54,174千円 ●ミドル世代の就労相談窓口の運営/8,349千円
●シニア世代の就労相談窓口の運営/12,674千円 ●緊急対応型雇用創出事業/2,800,000千円

申し入れ 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

【計上予算額:1,370,000千円】

- コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。
●【拡】がんばるお店・お宿応援事業/1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。

予算/主な支援メニュー

災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

ワクチン接種体制の推進【326,000千円】

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人員体制の確保



(拡)コロナ禍における避難行動の支援【9,408千円】

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施

リーディング
プロジェクト

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象/市町
- 対象経費/○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補助額/定額300千円

認定こども園整備事業【865,372千円】

(認定こども園施設整備交付金、安心こども基金)

- 実施主体/市町
- 対象経費/認定こども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇所数/23か所
- 補助基準額/127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合/国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4



スクール・サポート・スタッフの配置【38,332千円】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置
配置校/小中学校 40校(神戸市を除く全市町)


- 業務内容
- 授業準備等(学習プリント印刷等)
 - 外部対応(欠席連絡対応等)
 - 会議資料の印刷、セッティング
 - 消毒作業 等



維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひよ
うご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みのる



経歴

- 日本JC兵庫ブロック監事
- 加古川市PTA連合会会長
- 加古川市議会常任委員会委員長
- 日本維新の会県総支部幹事長・組織強化本部長

ほり い けん じ
掘井 健智
【加古川市】

事務所
〒675-0068 加古川市加古川町中津569-2
ボヌール・メンソ 105号室
TEL&FAX(079)423-7458

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

- 【計上予定額/2,974,824千円】**
1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいごととサポートセンターの運営費補助
 2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
 3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
 4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
 5. ひょうご・しごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
 6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出
- コミュニティジョブ支援事業 / 41,019千円 ● 障害者雇用拡大支援事業 / 10,272千円 ● 障害者雇用就業・定着拡大推進事業 / 48,336千円
● ひょうご・しごと情報広場運営事業 / 54,174千円 ● ミドル世代の就労相談窓口の運営 / 8,349千円
● シニア世代の就労相談窓口の運営 / 12,674千円 ● 緊急対応型雇用創出事業 / 2,800,000千円

申し入れ 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

- 【計上予算額:1,370,000千円】**
- コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。
- 【拡】がんばるお店・お宿応援事業 / 1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。

予算 / 主な支援メニュー


災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

ワクチン接種体制の推進【326,000千円】

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人員体制の確保



(拡) コロナ禍における避難行動の支援【9,408千円】

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施


**リーディング
プロジェクト**

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象 / 市町
- 対象経費 / ○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補助額 / 定額300千円

認定子ども園整備事業【865,372千円】 (認定子ども園施設整備交付金、安心子ども基金)

- 実施主体 / 市町
- 対象経費 / 認定子ども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇所数 / 23か所
- 補助基準額 / 127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合 / 国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4




スクール・サポート・スタッフの配置【38,332千円】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置

配置校 / 小中学校 40校(神戸市を除く全市町)

業務内容

- 授業準備等(学習プリント印刷等)
- 外部対応(欠席連絡対応等)
- 会議資料の印刷、セッティング
- 消毒作業 等



令和3年
春季号

維新の会 兵庫県議会議員団

政 報

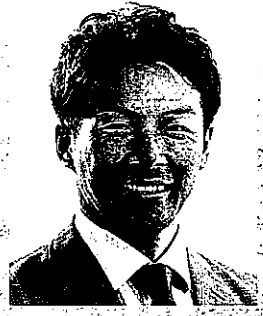
発行●維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 <http://ishin-kengidan.hyogo.jp/>

維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひよ
うご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みひる



経歴

- 早稲田大学政治経済学部卒業
- 日興証券株動務の後 起業
- 経営者歴17年
- 西宮市立別川小学校PTA会長

家族/妻・子供4人
(12歳・8歳・4歳・2歳)

増山 誠
[西宮市]

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ

県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

回答

【計上予定額/2,974,824千円】

1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいごととサポートセンターの運営費補助
 2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
 3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
 4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
 5. ひょうご・しごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
 6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出
- コミュニティジョブ支援事業/41,019千円 ●障害者雇用拡大支援事業/10,272千円 ●障害者雇用就業・定着拡大推進事業/48,336千円
 - ひょうご・しごと情報広場運営事業/54,174千円 ●ミドル世代の就労相談窓口の運営/8,349千円
 - シニア世代の就労相談窓口の運営/12,674千円 ●緊急対応型雇用創出事業/2,800,000千円

申し入れ

新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

回答

【計上予算額:1,370,000千円】

- コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。
- 【拡】がんばるお店・お応援事業/1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。

予算/主な支援メニュー

災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

ワクチン接種体制の推進 [326,000千円]

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人員体制の確保



(拡) コロナ禍における避難行動の支援 [9,408千円]

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施

リーディング
プロジェクト

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象/市町
- 対象経費/○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補助額/定額300千円

認定こども園整備事業 [865,372千円]

(認定こども園施設整備交付金、安心こども基金)

- 実施主体/市町
- 対象経費/認定こども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇所数/23か所
- 補助基準額/127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合/国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4



スクール・サポート・スタッフの配置 [38,332千円]

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置
配置校/小中学校 40校(神戸市を除く全市町)



業務内容

- 授業準備等(学習プリント印刷等)
- 外部対応(欠席連絡対応等)
- 会議資料の印刷、セッティング
- 消毒作業 等

維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひよ
うご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みのる



●H3.2 大阪教育大学在学中に起業
 イベント運営会社・ITコンサルティング会社を経営
 経歴
 ●維新塾1期生
 ●H27 北総支部総務委員会
 ●H28 議員団総務委員会
 ●H30.6 兵庫県監査委員
 ●H31.4 議員団幹事長

かど たか し
門 隆 志

【宝塚市】

事務所
〒665-0882 宝塚市山本南2-11-16
レジデンスKM202
TEL(0797)80-8488 FAX(0797)80-8489

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

【計上予定額/2,974,824千円】

1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいしごとサポートセンターの運営費補助
2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
5. ひょうご・しごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出

- コミュニティジョブ支援事業/41,019千円 ●障害者雇用拡大支援事業/10,272千円 ●障害者雇用就業・定着拡大推進事業/48,336千円
- ひょうご・しごと情報広場運営事業/54,174千円 ●ミドル世代の就労相談窓口の運営/8,349千円
- シニア世代の就労相談窓口の運営/12,674千円 ●緊急対応型雇用創出事業/2,800,000千円

申し入れ 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

【計上予算額:1,370,000千円】

コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。

- 【拡】がんばるお店・お宿応援事業/1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。

予算/主な支援メニュー

災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

ワクチン接種体制の推進【326,000千円】

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人人体制の確保



(拡)コロナ禍における避難行動の支援【9,408千円】

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施

リーディング
プロジェクト

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象/市町
- 対象経費/○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補助額/定額300千円

認定こども園整備事業【865,372千円】

(認定こども園施設整備交付金、安心こども基金)

- 実施主体/市町
- 対象経費/認定こども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇所数/23か所
- 補助基準額/127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合/国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4



スクール・サポート・スタッフの配置【38,332千円】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置
配置校/小中学校 40校(神戸市を除く全市町)



業務内容

- 授業準備等(学習プリント印刷等)
- 外部対応(欠席連絡対応等)
- 会議資料の印刷、セッティング
- 消毒作業 等

維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひ
ょうご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みのる



- 大阪樟蔭高等学校卒業
- 関西外国語短期大学米英語学科卒業
- (財)日本生産性本部勤務
- 国会議員公設秘書

徳安 淳子

【尼崎市】

事務所

〒660-0881 尼崎市昭道5-161-2
エスタイル尼崎101
TEL(06)6412-6268 FAX(06)6412-6286

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

- 【計上予定額/2,974,824千円】
1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいしごとサポートセンターの運営費補助
 2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
 3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
 4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
 5. ひょうご・しごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
 6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出
- コミュニティジョブ支援事業/41,019千円 ●障害者雇用拡大支援事業/10,272千円 ●障害者雇用就業・定着拡大推進事業/48,336千円
●ひょうご・しごと情報広場運営事業/54,174千円 ●ミドル世代の就労相談窓口の運営/8,349千円
●シニア世代の就労相談窓口の運営/12,674千円 ●緊急対応型雇用創出事業/2,800,000千円

申し入れ 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

- 【計上予算額:1,370,000千円】
- コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。
- 【拡】がんばるお店・お宿応援事業/1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。

予算/主な支援メニュー

災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

ワクチン接種体制の推進【326,000千円】

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人員体制の確保



(拡)コロナ禍における避難行動の支援【9,408千円】

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施

リーディング
プロジェクト

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象/市町
- 対象経費/○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補助額/定額300千円

認定こども園整備事業【865,372千円】

(認定こども園施設整備交付金、安心こども基金)

- 実施主体/市町
- 対象経費/認定こども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇所数/23か所
- 補助基準額/127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合/国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4



スクール・サポート・スタッフの配置【38,332千円】



新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置



配置校/小中学校 40校(神戸市を除く全市町)

業務内容

- 授業準備等(学習プリント印刷等)
- 外部対応(欠席連絡対応等)
- 会議資料の印刷、セッティング
- 消毒作業 等

維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひよ
うご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みのる



●京都大学経済学部卒業
●有限会社セイントキャピタル
代表取締役
●維新の会県議団 副政調会長

せい ほう
斉藤なおひろ
【川西市・川辺郡】

事務所
〒666-0021 川西市栄根2丁目22-5 1F
TEL(072)767-1191 FAX(072)767-1193

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

【計上予定額/2,974,824千円】

1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいしごとサポートセンターの運営費補助
2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
5. ひょうご・しごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出

- コミュニティジョブ支援事業/41,019千円 ●障害者雇用拡大支援事業/10,272千円 ●障害者雇用就業・定着拡大推進事業/48,336千円
- ひょうご・しごと情報広場運営事業/54,174千円 ●ミドル世代の就労相談窓口の運営/8,349千円
- シニア世代の就労相談窓口の運営/12,674千円 ●緊急対応型雇用創出事業/2,800,000千円

申し入れ 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

【計上予算額:1,370,000千円】

コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。

- 【拡】がんばるお店・お宿応援事業/1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。

予算/主な支援メニュー

災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

ワクチン接種体制の推進【326,000千円】

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人員体制の確保



(拡)コロナ禍における避難行動の支援【9,408千円】

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施

リーディング
プロジェクト

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象/市町
- 対象経費/○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補助額/定額300千円

認定こども園整備事業【865,372千円】

(認定こども園施設整備交付金、安心こども基金)

- 実施主体/市町
- 対象経費/認定こども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇所数/23か所
- 補助基準額/127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合/国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4



スクール・サポート・スタッフの配置【38,332千円】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置
配置校/小中学校 40校(神戸市を除く全市町)



業務内容

- 授業準備等(学習プリント印刷等)
- 外部対応(欠席連絡対応等)
- 会議資料の印刷、セッティング
- 消毒作業 等

令和3年
春季号

維新の会 兵庫県議会議員団

政 報 告

発行●維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階 維新の会 兵庫県議会議員団控室
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517 http://ishin-kengidan.hyogo.jp/

維新の会県議団は議員提案条例で 議員報酬15%削減を 提案しました!

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く
厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス
感染症への対応等行政需要が増大
していることを鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新た
な財源を確保し、地域創生の実現等に資するため、一層踏み込んで議員報酬
を削減することとし、所要の整備を行います。一方、自由民主党・公明党・ひよ
うご県民連合は昨年と変わらない内容の5%削減を提案しています。

維新の会 兵庫県議会議員団 幹事長/岸口みのる



●県立神戸高校卒業
●早稲田大学卒業
●神戸市外国語大学大学院修士課程修了
●神戸市会議員(2期)
●兵庫県議会議員(5期)
●現在、日本維新の会
衆議院 兵庫3区(垂水区・須磨区)選挙区支部長

和田 有 一 朗
【神戸市垂水区】

〒655-0894 神戸市垂水区川原4-1-1
TEL(078)753-3533 FAX(078)753-3554

令和3年度当初予算に対する申し入れ実現実績

申し入れ 県民生活の安定を図るため、失業者の増加を回避しつつ、正規雇用の拡大に向け積極支援
しつつ、若年者・高齢者・障害者等の雇用の促進に取り組むこと。

【計上予定額/2,974,824千円】

1. 多様で柔軟な働き方を推進する生きがいしごとサポートセンターの運営費補助
2. シニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう短時間勤務や在宅の職業紹介等の就労支援を行う就労相談窓口を運営
3. 中小企業等に対し、雇用管理等に関する相談支援やセミナー、障害者、企業、関係団体が一体となり、障害者雇用への理解を深め、情報共有できるフォーラムを実施
4. 障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、障害者の就職支援や職場定着支援を実施
5. ひょうごしごと情報広場において、求職者のニーズに合わせたサービスを提供し、正規雇用を中心とした安定就労を促進
6. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出

●コミュニティジョブ支援事業/41,019千円 ●障害者雇用拡大支援事業/10,272千円 ●障害者雇用就業・定着拡大推進事業/48,336千円
●ひょうごしごと情報広場運営事業/54,174千円 ●ミドル世代の就労相談窓口の運営/8,349千円
●シニア世代の就労相談窓口の運営/12,674千円 ●緊急対応型雇用創出事業/2,800,000千円

申し入れ 新型コロナウイルス感染拡大の局面では、特に飲食業が苦戦している。よって飲食業に特化
した事業者の感染予防対策にも力点を置いた施策を検討し、実施すること。

【計上予算額:1,370,000千円】

コロナ禍の影響により、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援していく。

●【拡】がんばるお店・お応援事業/1,370,000千円 農林水産省より飲食店を支援する事業の公募があった場合には、事業者への情報提供・周知に努めていく。


予算/主な支援メニュー

ワクチン接種体制の推進【326,000千円】

新型コロナウイルスワクチンの県内医療従事者への優先接種や、市町
による高齢者等への優先接種を適切に実施するため、各種調整業務等
に必要な体制を整備

実施内容

- ワクチン接種の専門的相談に対応するための窓口設置
- 市町、医療機関やワクチン卸売業者と調整するための
人員体制の確保



(拡)コロナ禍における避難行動の支援【9,408千円】

市町が実施するマイ避難カード作成事業を支援すると
ともに、分散避難等促進のための広報を実施


**リーディング
プロジェクト**

マイ避難カード作成支援事業(8,100千円)

- 補助対象/市町
- 対象経費/○住民向けカード作成にかかるワークショップ経費
○カードを活用した避難訓練 ○出水期等の実践・検証
- 補 助 額/定額300千円

認定こども園整備事業【865,372千円】 (認定こども園施設整備交付金、安心こども基金)

- 実施主体/市町
- 対象経費/認定こども園(幼稚園機能部分)の
施設整備に要する費用
- 箇 所 数/23か所
- 補助基準額/127,500千円(定員40人の場合)
- 負担割合/国または基金1/2、市町1/4、事業者1/4





スクール・サポート・スタッフの配置【38,332千円】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増
加に対応するため、授業準備等を担うスクール・
サポート・スタッフを配置

配置校/小中学校 40校(神戸市を除く全市町)

業務内容

- 授業準備等(学習プリント印刷等)
- 外部対応(欠席連絡対応等)
- 会議資料の印刷、セッティング
- 消毒作業 等

災害への備えの強化
(避難行動力の向上)

新型コロナウイルス対策緊急支援のご案内

兵庫県民向け

※2021年3月24日の情報です。情報は日々更新されておりますので、詳細はお問い合わせ先にご確認ください。

	お困りのこと	こんな支援があります	支援内容	お問い合わせ先
個人向け	給付 休業中、賃金を貰えなかった	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	中小企業で働く方に、賃金の80% (1日11,000円上限)	厚労省コールセンター 0120-221-276 
	貸付 収入が減り、一時的に資金が必要	緊急小口資金	10万円以内を貸付 (特別な場合 20万円以内)	各市町の社会福祉協議会 ※相談コールセンター 0120-46-1999 
	貸付 収入が減り、生活を立て直したい	総合支援資金	単身世帯は月15万円以内、複数世帯は月20万円以内を貸付(3か月以内)	
事業者向け	給付 飲食店等で時短要請に協力し、売上が減少した	感染拡大防止協力金	第 2/8~2/28...1日あたり6万円 第 2/31~3/7...1日あたり4万円(兵庫県全域) 第 3/8~3/31...1日あたり4万円 (神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市)	 兵庫県時短協力金 コールセンター 078-361-2501
	給付 雇用を維持したいが人件費を払えない	雇用調整助成金	1人1日15,000円を上限額として、従業員の休業手当等のうち、中小企業...最大10/10 大企業...最大10/10(※)を助成 ※緊急事態宣言に伴う特定都道府県知事の要請等に協力する大企業の飲食店等	兵庫労働局ハローワーク 助成金デスク 078-221-5440 
	給付 時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	中小法人等...上限60万円 個人事業者等...上限30万円	 一時支援金事務局 相談窓口 0120-211-240
	貸付 資金繰りが厳しい	①新型コロナウイルス感染症対応資金 ②新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 ③新型コロナウイルス対策貸付 ④新型コロナウイルス危機対応貸付 ⑤経営活性化資金 ⑥借換等貸付	①最大で当初3年間無利子、保証料免除 ②保証料全額支援 ③売上減少時の運転資金 ④③の別枠保証 ⑤迅速な審査 ⑥既往債務の負担軽減	県地域金融室 078-362-3321 

兵庫県政に関する
ご意見を
お寄せください!

- 兵庫県にICT活用状況は...?
- テレワークへの支援を知りたい!
- 風評被害の状況等etc



【兵庫県】

新型コロナワクチン
専門相談窓口

TEL(078)361-1779
FAX(078)361-1814

9:00~17:30
(平日・土日・祝日)

維新の会 兵庫県議会議員団メンバー紹介

幹事長
岸口みのる [明石市] 農政環境常任委員会
政調会長
高橋みつひろ [神戸市西区] 警察常任委員会
副政調会長
斉藤なおひろ [川西市・川辺郡] 産業労働常任委員会

和田有一朗 [神戸市垂水区] 警察常任委員会
徳安 淳子 [尼崎市] 総務常任委員会
掘井 健智 [加古川市] 建設常任委員会副委員長
門 隆志 [宝塚市] 健康福祉常任委員会
増山 誠 [西宮市] 文教常任委員会

お問い合わせ先

維新の会 兵庫県議会議員団

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁3号館3階
維新の会 兵庫県議会議員団控室
TEL(078)362-3830 FAX(078)362-5517

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年3月分)

(維新の会)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	3/24 県政報告紙 デザイン料	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 県政報告紙の面積 案分にて96%
		案分率

請求書 (3 月限)

2021年3月24日

THAT'S 26

維新の会兵庫県議会議員団 様

クリエイティブスタジオ ザッツ26
〒675-0066 加古川市加古川町寺家町65-1 グローバル加古川
Phone.(079) 426-4415 Fax.(079) 426-4417

税込合計金額

¥ 78,100 -

摘要	金額	備考
前月請求残高		
別紙請求書(税抜・税込) 枚	71,000 -	制作費
消費税額等(税率10%)	7,100 -	
当月請求額	78,100 -	

上記のとおり御請求申し上げます

コクヨ U-329

領収証は別途 (3 - 1) に添付

本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである

維新の会 兵庫県議会議員団 様 2021年3月 業務集計

業務実施日	業務内容	担当	金額
2021.0322	県政報告・令和3年春季号 【B4】チラシデザイン制作一式	別府様	71,000

3月合計

71,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 3月分)

(維新の会)

整理 番号	使 途 項 目											
7	3/24 NTTファイナンス(会派プロバイダー料)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1125 369 1300 414">共通案分率</td><td data-bbox="1300 369 1404 414">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 414 1300 459"></td><td data-bbox="1300 414 1404 459">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 459 1300 504">それ以外の案分</td><td data-bbox="1300 459 1404 504">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1125 504 1404 996">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1093 638 1125 728" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率												
<input checked="" type="checkbox"/> 領収証は別途 (3-1) に添付)												
<input type="checkbox"/> 本領収証は、維新の会 兵庫県議会議員団 宛のものである												

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5920-8412	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 3月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1770-87880)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5920-8412			
◇NTT西日本ご利用分			
4,730	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 2月 1日～ 2月28日	合 算
	-1,100	光はじめ割 2月 1日～ 2月28日	合 算
	430	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
4,730	4,730	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号 N194337650 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計			
5,940	5,940	合計	
<p><NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>			

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会 日本維新の会 様



021032101041579578

10663

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/tw/?page-1



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 3月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M2002111004 10663 10533 00 J
61 000000 1 0 21030301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5920-8412 4610-1770-87880	2021年 3月ご請求分	5,940円	2021年 3月31日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額	4,730円	3/24
NTTファイナンス分ご請求額	1,210円	
(合計)	5,940円	

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともっと割、Web光もともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.